お客様各位

TOKIO MARINE NICHIDO

2026年1月

『ご契約のしおり・約款』の一部変更のお知らせ

（生命保険料控除制度の改正について）

生命保険料控除制度の改正に伴い、2026年分の所得税に係る「一般生命保険料控除」の控除額が一部変更されます。これに伴い、『ご契約のしおり・約款』を本紙のとおり一部改定しますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

変更内容

「生命保険と税金について（生命保険料控除）」に記載する所得税の控除額について、2026年分は、現行の内容に加えて、下記の内容が追加して適用されます。（ご契約日または更新日が 2012 年1月1日以降のご契約が対象となります。）

【現行の内容】

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」は、それぞれ次のとおり控除額が計算されます。

<所得税の控除額>

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　　額
20,000円を超え40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋20,000円
80,000円を超えるとき	一律　40,000円

⚠ご注意

ご契約日が2011年12月31日以前の他のご契約（更新等を行った場合を除きます。）がある場合は、取扱いが異なることがあります。

【追加される内容】

<2026年分の所得税に係る一般生命保険料控除について>

23歳未満の扶養親族を有する場合、2026年分の所得税に係る一般生命保険料控除額は次のとおりです。

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
30,000円以下のとき	全　　額
30,000円を超え60,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋15,000円
60,000円を超え120,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋30,000円
120,000円を超えるとき	一律　60,000円

⚠ご注意

- **上記の内容は、23歳未満の扶養親族を有する場合の2026年分のお取扱いであり、所得税の「一般生命保険料控除」のみに適用されます。（個人年金保険料控除や介護医療保険料控除、住民税に係る保険料控除には適用されません。）**
- **一般生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の控除額を合算した限度額は、23歳未満の扶養親族の有無にかかわらず、所得税120,000円、住民税70,000円です。**

⚠ご注意

23歳未満の扶養親族の判定は、原則として、その年の12月31日の現況によります。また、生計を一にする親族に23歳未満の扶養親族がいれば、その者を扶養する親族はいずれも左記のお取扱いの対象となります。

⚠ご注意

ご契約日が2011年12月31日以前のご契約（更新等を行った場合を除きます。）について、23歳未満の扶養親族を有する場合のお取扱いはありません。

上記内容は2026年1月現在の税制に基づくもので、今後税制の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

https://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険に関するご相談・お問い合わせは>
あんしん生命 カスタマーセンター

0120-016-234
受付時間：平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資　2507-KR06-025　新202511

お客様各位

TOKIO MARINE NICHIDO

2024年12月

『重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)』の一部変更のお知らせ

(定期保険・長割り定期・スマートあんしん定期)

2024年12月19日より、あんしん定期エール(無解約返戻金型定期保険(引受基準緩和型))の発売に伴い、定期保険・長割り定期・スマートあんしん定期の『重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)』を本紙のとおり一部変更いたします。ご一読いただきますようお願いいたします。

【変更箇所】

「注意喚起情報」P.11 「2　最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」の「傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について」を次のとおり変更します。(網掛け部分 を追記します。)

■ 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について



- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。
- 当社は、健康状態に不安のある方も加入しやすいよう引受基準を緩和した定期保険(無解約返戻金型定期保険(引受基準緩和型))を販売しています。この商品は、引受基準を緩和することに伴い、保険料が割増しされており、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

https://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険に関するご相談・お問い合わせは>

あんしん生命 カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間：平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資2408-KR06-020　T79-12278　新 202411

お客様各位

TOKIO MARINE NICHIDO

2024年12月

『ご契約のしおり・約款』の一部変更のお知らせ

（Web 証券の実施に伴う約款等の改定について）

2024年12月2日以後を契約日とするご契約（※）について、当社の定める取扱範囲内で、ご契約者からのお申出により、保険証券の交付に代えて、ご契約者専用ページでご契約情報を提供すること（「Web証券」といいます。）を可能とする約款の改定を行います。
これに伴い、「ご契約のしおり・約款」を本紙のとおり改定いたしますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

（※）ご契約を更新する場合は、2024年12月2日以後を更新日とするご契約について、約款の改定を行います。

Ⅰ. ご契約のしおり

「❹ご契約のお申込みの際のご注意点 ④保険証券の確認について」(※)を次のとおり改定します。
（下線部分が改定箇所です。）

④ 保険証券等の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。ただし、ご契約者からお申出をお受けした場合は、保険証券の送付に代えて、ご契約者専用ページにご契約内容を掲載します。お申込内容と保険証券等の記載内容に相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者/代理店または保険証券等に記載の照会先へご連絡ください。

（※）一時払逓増終身保険(告知不要型)ご契約のしおりは、「③保険証券の確認について」を改定します。

Ⅱ. 約款

1. 責任開始期に関する条項の改定

普通保険約款の責任開始期に関する条項に次の規定を追加します。
（下線部分が改定箇所です。条番号は保険種類によって異なります。）

第○条（当会社の責任開始期）
(1)～(4)　(略)
(5)　本条(4)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当会社が承諾したときは、当会社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。

前記規定を追加する保険種類および責任開始期に関する条項の条番号は次のとおりです。

保険種類	愛称(ペットネーム)	条番号
低解約返戻金型終身介護保険	長生き支援終身	第9条
終身保険		第8条
一時払逓増終身保険(告知不要型)		第6条(※5)
定期保険(※1)		第9条
家計保障定期保険(無解約返戻金型)	家計保障定期保険NEO	第11条
5年ごと利差配当付こども保険		第10条
医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)(※2)	メディカルKit NEO	第13条
医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)(※3)	メディカルKitエール	第13条
特定疾病治療保険(無解約返戻金型)(※4)	あんしん治療サポート保険	第10条
就業不能保障保険(無解約返戻金型)	あんしん就業不能保障保険	第12条

(※1)定期保険 低解約返戻金特則付加(長割り定期)、定期保険 無解約返戻金特則付加(あんしんスマート定期)を含みます。
(※2)医療総合保険(基本保障・無解約返戻金型)健康還付特則付加(メディカルKit R)を含みます。
(※3)医療保険(引受基準緩和・無解約返戻金型)健康還付特則付加(メディカルKitエールR)を含みます。
(※4)特定疾病治療保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加(あんしん治療サポート保険R)を含みます。
(※5)第6条(4)として前記と同様の規定を追加します。

2. 契約日に関する条項の改定

普通保険約款の契約日に関する条項に次の規定を追加します。
(下線部分が改定箇所です。条番号は保険種類によって異なります。)

第○条(契約日)
(1)～(3)　(略)
(4)　本条(3)の規定にかかわらず、保険契約者からの申出を当会社が承諾したときは、当会社は、保険証券の交付に代えて、保険証券に記載すべき事項について、電磁的方法により保険契約者に情報を提供します。この場合、電磁的方法により提供された情報は保険証券に記載または表示されたものとみなします。

前記規定を追加する保険種類および契約日に関する条項の条番号は次のとおりです。

保険種類	愛称(ペットネーム)	条番号
がん治療保険(無解約返戻金型)	あんしんがん治療保険	第9条
がん診断保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加	がん診断保険R	第9条
がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)	がん治療支援保険NEO	第9条
介護年金保険(無解約返戻金型)(※)	あんしんねんきん介護	第10条

(※)介護年金保険(無解約返戻金型)健康還付特則付加(あんしんねんきん介護R)を含みます。

3. 請求書類等に関する条項の新設

普通保険約款に請求書類等に関する条項として次の条項を新設します。
(代表例として終身保険の条項を掲載します。条項番号や保険給付の種類、請求事由は保険種類によって異なります(※1)。また、後続する条項がある場合、その条番号が1条ずつ繰り下がります。)

第○条(請求書類等)

(1)　保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第○条(当会社の責任開始期)(○)の規定により当会社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。

(2)　本条(1)の規定にかかわらず、当会社は、別表1に定める書類の提出に代えて、その書類に記載すべき事項を当会社の定める方法により当会社に通知することを認めることがあります。

(3)　当会社は、下表のいずれかの請求の場合、別表1に定める書類の提出に加え、下表に定める目的に応じて、当会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

	請求	目的
①	保険金の支払 保険料払込みの免除	第5条(保険金の請求、支払時期および支払場所)(4)①～④に掲げる事項の確認を行うこと(注)。
②	保険契約の復活	支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性の評価を行うこと。

(4)　本条(2)の場合、その書類に記載すべき事項について当会社の定める方法により当会社が通知を受けた時に、その書類が当会社に到着したものとみなします。

(5)　本条(1)～(4)の規定は、この保険契約の契約日後にこの保険契約に特約を付加することを申し込む場合、またはこの保険契約に付加された特約について保険金、給付金、解約返戻金その他の諸支払金の支払、契約内容の変更等を請求する場合に準用します。

(注)　第7条(保険料払込免除の請求)(3)の規定により準用する場合を含みます。

前記条項を新設する保険種類および新設する条項の条番号は次のとおりです。

保険種類	愛称(ペットネーム)	条番号
低解約返戻金型終身介護保険	長生き支援終身	第40条
終身保険		第40条
一時払逓増終身保険(告知不要型)		第27条
定期保険(※2)		第41条
5年ごと利差配当付こども保険		第38条
がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)	がん治療支援保険NEO	第39条

(※1)新設する条項のうち、下線部分の条項番号および見出しは、前記1.または2.で改定を行う条項と同一とします。
(※2)定期保険 低解約返戻金特則付加(長割り定期)、定期保険 無解約返戻金特則付加(あんしんスマート定期)を含みます。

4．請求書類等に関する条項の改定

普通保険約款の請求書類等に関する条項に次の規定を追加します。
（下線部分が改定箇所です。代表例として家計保障定期保険（無解約返戻金型）の規定を掲載します。条項番号や保険給付の種類、請求事由は保険種類によって異なります（※1）。）

第○条（請求書類等）
（1）　保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払、保険料払込みの免除、契約内容の変更等の請求に必要な書類は、別表1のとおりとします。ただし、第○条（当会社の責任開始期）（○）の規定により当会社が保険証券を交付していないときは、保険証券の提出を求めません。
（2）～（5）　（略）

前記規定を追加する保険種類および請求書類等に関する条項の条番号は次のとおりです。

保険種類	愛称（ペットネーム）	条番号
家計保障定期保険（無解約返戻金型）	家計保障定期保険NEO	第38条
医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）（※2）	メディカルKit NEO	第40条
医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）（※3）	メディカルKitエール	第40条
特定疾病治療保険（無解約返戻金型）（※4）	あんしん治療サポート保険	第35条
がん治療保険（無解約返戻金型）	あんしんがん治療保険	第34条
がん診断保険（無解約返戻金型）健康還付特則付加	がん診断保険R	第34条
就業不能保障保険（無解約返戻金型）	あんしん就業不能保障保険	第36条
介護年金保険（無解約返戻金型）（※5）	あんしんねんきん介護	第39条

（※1）下線部分の条項番号および見出しは、前記1.または2.で改定を行う条項と同一とします。
（※2）医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）健康還付特則付加（メディカルKit R）を含みます。
（※3）医療保険（引受基準緩和・無解約返戻金型）健康還付特則付加（メディカルKitエールR）を含みます。
（※4）特定疾病治療保険（無解約返戻金型）健康還付特則付加（あんしん治療サポート保険R）を含みます。
（※5）介護年金保険（無解約返戻金型）健康還付特則付加（あんしんねんきん介護R）を含みます。

なお、特定疾病・障害・介護保障定期保険（あんしんプレミアム定期）は、前記「I.ご契約のしおり」のみ改定を行います。
（約款については、前記Ⅱ.1および3の内容が既に反映されています。）

ご加入の際は、本紙とあわせて「ご契約のしおり・約款」の内容を必ずご確認ください。
また、対象となる保険種類ごとの約款の改定内容は、当社ホームページ（https://tmn-anshin.co.jp/）の「重要なお知らせ」に掲載していますので、あわせてご確認ください。

（前記Ⅱ.3および4に代表例として記載した保険種類以外の保険種類の約款についても、当社ホームページの「重要なお知らせ」で改定内容をご確認いただけます。）

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
https://www.tmn-anshin.co.jp/

<生命保険に関するご相談・お問い合わせは>
あんしん生命 カスタマーセンター
0120-016-234
受付時間：平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

募資　2406-KR06-007　T79-12277 新202411

TOKIO MARINE
NICHIDO

2024.3改定

重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）

ご契約のしおり・約款

定 期 保 険
長割り定期

定期保険（低解約返戻金特則 付加）

スマートあんしん定期

定期保険（無解約返戻金特則 付加）



東京海上日動あんしん生命

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。

ご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存いただき、ご活用ください。
この冊子には、複数の保険種類や特約を記載していますので、ご契約後には、ご加入いただいている主契約や特約を保険証券にてご確認のうえ、この冊子の該当部分をご覧いただきますようお願いいたします。

重要事項説明書

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

契約概要 P.1～ P.9

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

定期保険

- 商品の特長・仕組み …… P.1
- 主契約の保障内容 …… P.2
- 特約の保障内容 …… P.7～P.8
- その他ご確認いただきたい事項 …… P.9

長割り定期（定期保険（低解約返戻金特則 付加））

- 商品の特長・仕組み …… P.3
- 主契約の保障内容 …… P.4
- 特約の保障内容 …… P.7～P.8
- その他ご確認いただきたい事項 …… P.9

スマートあんしん定期（定期保険（無解約返戻金特則 付加））

- 商品の特長・仕組み …… P.5
- 主契約の保障内容 …… P.6
- 特約の保障内容 …… P.7～P.8
- その他ご確認いただきたい事項 …… P.9

注意喚起情報 P.10～ P.20

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

その他の重要事項 P.21～ P.22

ご契約のお申込みに際して、ご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり P.23～ P.73

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

約款 P.75～ P.141

「普通保険約款」と「特約条項」など、ご契約についてのとりきめを記載しています。

重要事項説明書・ご契約のしおりで単に「定期保険」と表記した場合、「長割り定期」、「スマートあんしん定期」は含みません。

契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➔**「ご契約のしおり」、「約款」**に記載していますのでご確認ください。

定期保険［無配当］

2024.3 改定

特長

- **死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。**

仕組み

ご契約例（計算基準日:2024年3月2日）

- ご契約年齢 ▶ 40歳（男性）
- 月払保険料（口座振替扱） ▶ 8,250円

（注）保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

満期時のご契約の更新について
- 更新時の年齢 ▶ 50歳
- 更新後の保険料 ▶ 15,150円

（※）更新後の保険料は、定期保険を更新前と同じ保険金額で更新し、保険期間が60歳で満了するものとして計算しております。更新後の保険料は、計算基準日時点の保険料率に基づいて計算しており、今後変動することがあります。
ご契約の更新のお取扱いは、➔P.9をご参照ください。

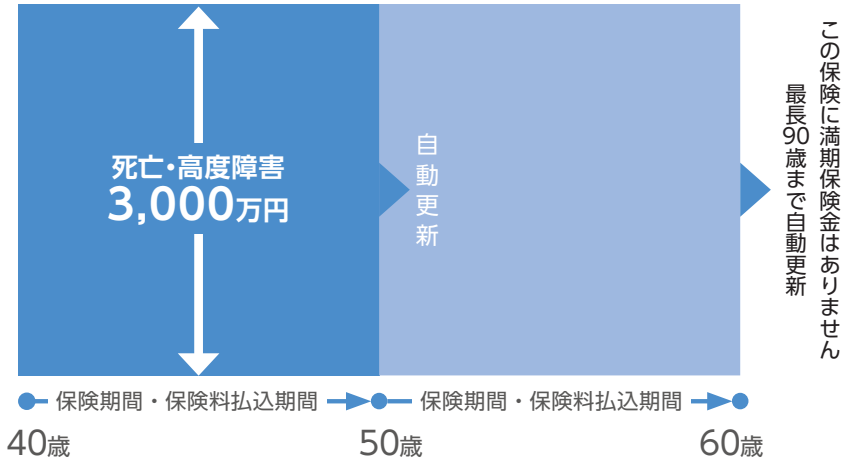

➤この保険に付加できる特約については、➔P.7をご参照ください。

解約返戻金

- 解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 定期保険は死亡保障主体の保険ですので、多くの場合、解約返戻金はごくわずかであり、まったくないこともあります。

契約者配当

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

主契約の保障内容

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
保険料払込みの免除	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。	

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➔**「ご契約のしおり」、「約款」**に記載していますのでご確認ください。

長割り定期［無配当］

2024.3 改定

定期保険（低解約返戻金特則 付加）

特長

●割安な保険料（※）で**死亡・高度障害の保障を99歳まで確保できます。**

（※）低解約返戻金期間中の解約返戻金は、別途販売しております低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金の70%となりますので、保険料が割安になっています。

仕組み

ご契約例（計算基準日:2024年3月2日）

- ご契約年齢 ▶ 30歳（男性）
- 月払保険料（口座振替扱） ▶ 14,170円

（注）保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

- 低解約返戻金期間 ▶ ご契約日から、被保険者の年齢が60歳に達する契約応当日の前日の24時まで
- 低解約返戻金割合 ▶ 70%

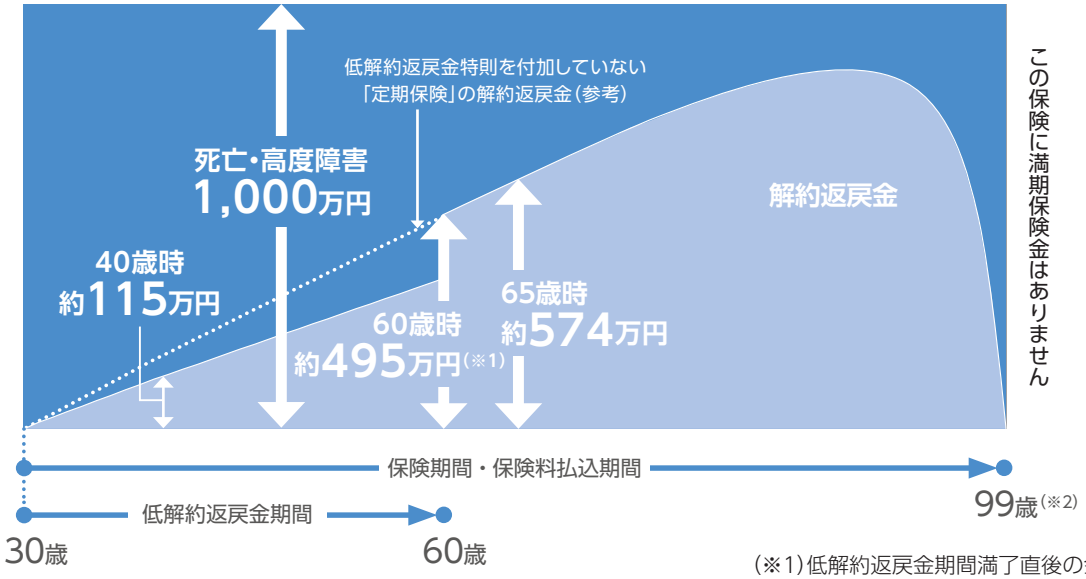

（※1）低解約返戻金期間満了直後の金額
（※2）被保険者の年齢が99歳に達する契約応当日の前日まで

➔この保険に付加できる特約については、P.7をご参照ください。

解約返戻金

●解約返戻金の額は、契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などにより異なります。ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となり、特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

●「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は、低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の70%です。「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は、低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と同額です。

契約者配当

●この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

主契約の保障内容

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
保険料払込みの免除	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180 日以内に所定の身体障害の状態になったとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。	

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

契 約 概 要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由・制限事項等の詳細や主な保険用語の説明等は➔**「ご契約のしおり」、「約款」**に記載していますのでご確認ください。

スマートあんしん定期[無配当]

2024.3 改定

定期保険（無解約返戻金特則 付加）

特長

- 解約返戻金をなくすことにより、割安な保険料（※）で**死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。**
- 悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により所定の治療等を受けた場合、**将来の保険料のお払込みを不要にできます。**（特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合）

（※）保険期間を通じて解約返戻金がないため、別途販売しております無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と比べ、保険料が割安になっています。

仕組み

ご契約例 （計算基準日:2024年3月2日）

- ご契約年齢 ▶ 40歳（男性）
- 月払保険料（口座振替扱） ▶ 6,300円
- 特定疾病保険料払込免除特則付加なし

（注）保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

満期時のご契約の更新について
- 更新時の年齢 ▶ 50歳
- 更新後の保険料 ▶ 12,240円

（※）更新後の保険料は、スマートあんしん定期を更新前と同じ保険金額で更新し、保険期間が60歳で満了するものとして計算しております。更新後の保険料は、計算基準日時点の保険料率に基づいて計算しており、今後変動することがあります。ご契約の更新のお取扱いは、➔P.9をご参照ください。

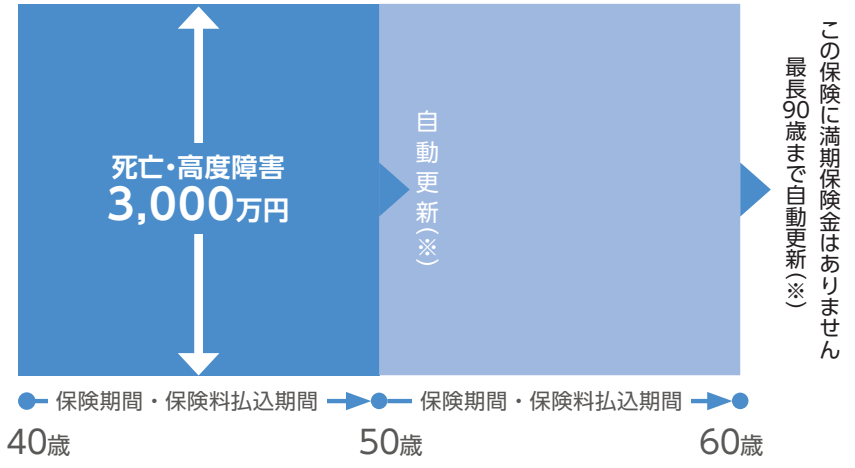

（※）特定疾病保険料払込免除特則を付加したご契約の場合等は、ご契約を更新することはできません。

➤この保険に付加できる特約については、➔P.7をご参照ください。

解約返戻金

- この保険の主契約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

契約者配当

- この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。

主契約の保障内容

保険金等の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額等
死亡保険金	死亡したとき	保険金額
高度障害保険金	所定の高度障害状態になったとき	
保険料払込みの免除	不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になったとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。	
特定疾病保険料払込免除特則（ご契約に付加した場合）	上記の保険料払込みの免除のほか、以下の①または②に該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。 ①初めて悪性新生物（＊）と診断確定されたとき ②心疾患または脳血管疾患（＊）により、所定の手術または継続20日以上の入院治療を受けたとき	

（＊）上皮内新生物や高血圧性心疾患は対象になりません。

- 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- 高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

〈ご注意事項〉

特定疾病保険料払込免除特則について

- 悪性新生物による保険料払込みの免除について、次の点にご注意ください。
  - 責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とし、不担保期間終了まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、不担保期間終了後に新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。
  - 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、その他の所見を認めることがあります。
- 心疾患・脳血管疾患による保険料払込みの免除事由のうち、所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術および先進医療（※1）に該当する手術をいいます。

  （※1）先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。
  療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。
- 保険料払込みの免除の対象となる悪性新生物（※2）、心疾患（※3）、脳血管疾患は、普通保険約款の別表に定めるものとします。

  （※2）「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版（2012年改正版）」等により悪性新生物に分類されるものをいいます。上皮内新生物や良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。

  （※3）高血圧性心疾患は対象となりません。
- 公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由を変更することがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。
- この特則が付加されたご契約の場合、保険期間が満了したときにご契約を更新することはできません。

特約の保障内容

〈付加できる特約の一覧〉

この保険に付加できる主な特約は次のとおりです。保障内容の詳細は、下記のページをご参照ください。

1 災害割増特約 …… P.7
(定期保険・スマートあんしん定期の場合に付加できます。)

2 傷害特約(本人型) …… P.7
(定期保険・スマートあんしん定期の場合に付加できます。)

3 年金支払特約 …… P.8

4 リビング・ニーズ特約 …… P.8

5 指定代理請求特約 …… P.8

〈特約の概要〉

1 災害割増特約

定期保険・スマートあんしん定期の場合に付加できます

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額
災害死亡保険金	不慮の事故によるケガ(*)や所定の感染症で死亡したとき	**災害死亡保険金額**
災害高度障害保険金	不慮の事故によるケガ(*)や所定の感染症で所定の高度障害状態になったとき	**災害高度障害保険金額** (災害死亡保険金額と同額)

(*)不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定のお支払事由に該当した場合、お支払いの対象となります。

- 災害死亡保険金と災害高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。

2 傷害特約(本人型)

定期保険・スマートあんしん定期の場合に付加できます

保険金・給付金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額・給付金額
災害死亡保険金	不慮の事故によるケガ(*)や所定の感染症で死亡したとき	**災害死亡保険金額**
障害給付金	不慮の事故によるケガ(*)で所定の身体障害の状態になったとき	**災害死亡保険金額** × **身体障害の程度に応じた給付割合** 給付割合は保険期間を通じて100%を限度とします。

(*)不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定のお支払事由に該当した場合、お支払いの対象となります。

- 災害死亡保険金について、同一の事故で既にお支払いした障害給付金やご請求を受けている障害給付金がある場合、その金額を差し引いてお支払いします。また、災害死亡保険金をお支払いした後に、同一の事故で障害給付金のご請求を受けても、障害給付金はお支払いしません。

3 年金支払特約

- 保険金・給付金等を一時金によるお支払いに代えて、年金でお支払いします。
- 年金額は年金支払開始時点における当社の定める率に基づいて計算されます。
- この特約は、ご契約者が法人・個人事業主であるご契約で、保険金・給付金等のお支払事由発生前に限り付加することができます。

4 リビング・ニーズ特約

- 将来の死亡保険金のお支払いに代えて、次のとおり特定状態保険金をお支払いします。

保険金の種類	お支払事由の概要	お支払いする保険金額
特定状態保険金	余命が6か月以内と判断されるとき(*)	**特定状態保険金の受取人がご請求された金額**(指定保険金額) − (指定保険金額に対応する6か月分の**利息** + 指定保険金額に対応する6か月分の**保険料相当額**)

(*)余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて行います。

- 特定状態保険金のご請求額は、主契約の保険金額以内かつ被保険者お一人について3,000万円を限度(他の保険契約と合算します。)とします。
  ただし、主契約の保険期間満了前1年以内は、特定状態保険金のご請求はできません。(更新される場合を除きます。)
- 特定状態保険金として主契約の保険金額の一部をご請求されたときは、主契約のうち、指定保険金額に対応する部分が消滅し、残りの部分は保障が継続します。
- 特定状態保険金のお支払いは、1契約につき1回を限度とし、特定状態保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

5 指定代理請求特約

- 被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
- 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。
  - 被保険者の戸籍上の配偶者
  - 被保険者の直系血族
  - 被保険者の3親等内の親族
  - 被保険者と同居し、または生計を一にしている方
  - 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方
- 指定代理請求人からのご請求に対して保険金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金等をお支払いしません。

その他ご確認いただきたい事項

ご契約の更新について

- 定期保険またはスマートあんしん定期(※)にご契約された場合、保険期間が満了し、所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。

  (※)特定疾病保険料払込免除特則が付加されたご契約を除きます。

- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。(ただし、当社の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- ご契約が更新された場合、保険金・給付金等のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の給付割合等を通算して適用します。
- 更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。(通常、更新後の保険料は更新前の保険料より高くなります。)
- 更新後のご契約には、更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- 長割り定期および特定疾病保険料払込免除特則が付加されたスマートあんしん定期は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消の場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。
- 実際のご契約内容(保険期間・保険金額・保険料・保険料払込期間・保険料払込方法など)につきましては、申込書等(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面等)の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・お問い合わせ

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等につきましては、カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しましては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命　カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間　平日 9:00～18:00／土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

0120-323-523

受付時間　平日・土日祝日 9:00～18:00
(年末年始を除きます。)

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
「注意喚起情報」のほか、お支払事由・制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は、➔**「ご契約のしおり」、「約款」**に記載していますのでご確認ください。

☑ クーリング・オフについて

➔「ご契約のしおり（ご契約に際して）」P.30～

1 クーリング・オフ（お申込みの撤回やご契約の解除）ができます。



● お申込者またはご契約者は、**「ご契約のお申込日」または「第１回保険料相当額の領収日**（※1）**」のいずれか遅い日**から、その日を含めて**8日以内**（※2）であれば、**郵便または当社ホームページで**クーリング・オフができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

（※1）第１回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みいただく場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した日をいいます。

（※2）「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の場合は、**「ご契約のお申込日」**から、その日を含めて**8日以内**となります。

クーリング・オフができない場合

①当社が指定した医師の診査が終了した場合　②既契約の内容変更の場合（特約の中途付加等）
③債務履行の担保のための保険契約である場合　④法人をご契約者とする場合

クーリング・オフのお申出方法

● クーリング・オフのお申出は郵便または当社ホームページで行うことができます。

【郵便でお申出いただく方法】

- ご記入例にしたがって下記住所宛に郵送してください。
- クーリング・オフは**書面の発信時（郵便の消印日付）**に効力が生じます。

〒167-8080　荻窪郵便局私書箱10号
東京海上日動あんしん生命保険(株)　クーリング・オフ担当　宛

【ご記入例】

東京海上日動あんしん生命保険株式会社 行
①私は下記契約の申込みの撤回を行います。
②申込人(契約者)　安心 太郎(アンシン タロウ)
③住所　東京都××区○○○○
④電話番号　03-****-****
⑤証券番号　xxxxxxxxxxx
⑥取扱者／代理店　△△保険サービス
⑦保険料　□□□□円
⑧返金先口座　○○銀行xx支店　普通○○○○○○○
口座名義人　アンシン タロウ
⑨クーリング・オフの理由（任意でご記入ください。）

お申込者(ご契約者)ご自身で署名ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。またご契約者本人名義の口座に限ります。

【当社ホームページでお申出いただく方法】

- 当社ホームページ(https://www.tmn-anshin.co.jp/)にお申出フォームを用意しております。入力要領にしたがってお申出ください。クーリング・オフは**入力内容の送信時**に効力が生じます。
- お申出フォームは、当社ホームページから「クーリングオフ」で検索いただくか、または「お客様への重要なお知らせ」等から遷移することができます。

クーリング・オフに関するご注意

- 当社はクーリング・オフに関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- クーリング・オフのお申出の際に保険金・給付金等のお支払事由が生じている場合には、クーリング・オフの効力は生じません。ただし、そのお申出の際に、お申込者またはご契約者が保険金・給付金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

☑ 告知について

「ご契約のしおり(ご契約に際して)」P.30～

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。



■ ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。



- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等。以下同じ。)、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち「告知書」等で当社がおたずねする内容について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 診査を行うご契約(医師扱)の場合には、当社指定の医師がおたずねする内容について事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は当社および当社指定の医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知したことにはなりません。**

■ 傷病歴等がある方へのお引受け(特別条件付引受)について



- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知の内容等によっては、傷病歴等があってもお引き受けすることがあります。また、**ご契約を特別な条件付(保険料の割増、保険金の削減等)でお引き受けすることや、お断りすることもあります。**お申込みにあたって所定の診査をご利用いただく場合は、告知書等でお申し込みいただく場合とお引受条件が異なることがあります。

■ 告知の内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除し、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

告知義務違反になると、どうなるの？



- 告知いただくことがらは、「告知書」等に記載しています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約の締結、復活または復旧の際の責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として**ご契約または特約を解除することがあります。**
- ご契約の締結、復活または復旧の際の責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

保険金・給付金等のお支払いへの影響は？

- ご契約または特約を解除した場合には、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由が発生していても、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行うことはできません**（※）。この場合には、解除の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

（※）ただし、保険金・給付金等の支払事由や保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらないときは、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除を行います。

告知義務違反の内容が特に重大な場合は？

- **告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後であっても、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

■ ご契約内容の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、**ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。**

☑ 責任開始期について

「ご契約のしおり（ご契約に際して）」P.31～

3 保障は第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、所定の手続きが完了した時から開始します。



● お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合、第1回保険料相当額のお払込方法に応じて、所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期（ご契約上の保障を開始する時期）
①「責任開始期に関する特約」を付加するご契約（お払込方法が口座振替）の場合	下記のいずれか遅い時 ・**告知の時** ・ご契約のお申込みを受けた時（※1）
②「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約（お払込方法が口座振替以外）の場合	下記のいずれか遅い時 ・**告知の時** ・**第1回保険料相当額のお払込みが完了した時**（※2）

（※1）「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。

（※2）第1回保険料をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、「当社によるクレジットカードの有効性等の確認が完了した時」とします。

【責任開始期の例示】

上表①の場合

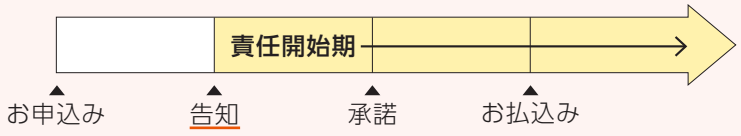

上表②の場合

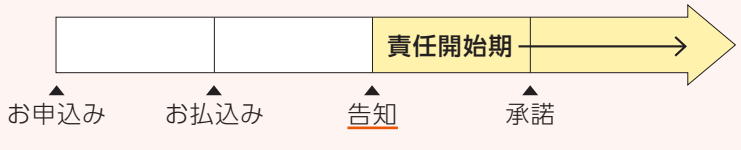

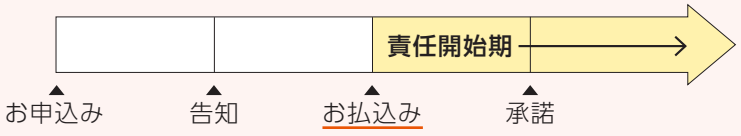

● 当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

ご注意

特定疾病保険料払込免除特則は、悪性新生物に関して、責任開始日からその日を含めて90日の不担保期間（※）があります。

（※）不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合は保障の対象となりません。

☑ 保険料の払込みについて

「ご契約のしおり（保険料について）」P.57～

4 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間内に当社へお払い込みください。



- 払込期間内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第1回保険料の払込期間および払込猶予期間は次のようになります。

払込期間（保険料をお払い込みいただく期間）	払込猶予期間
主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月１日から翌々月末日まで

- 払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、**ご契約は無効となります。**（ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。）この場合、**ご契約の復活のお取扱いはありません。**

【例:払込期間と払込猶予期間】

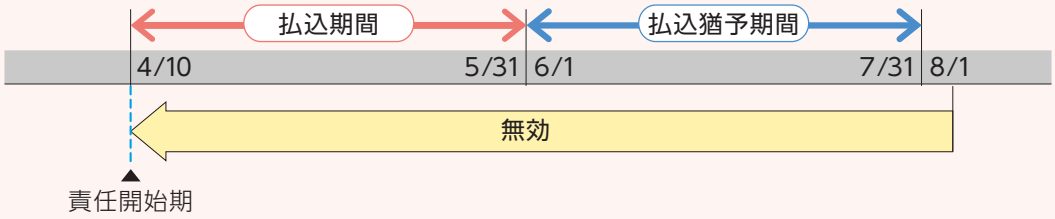

☑ 保険料の払込みについて

「ご契約のしおり（保険料について）」P.57～

5 第2回以後の保険料は、払込期月内に当社へお払い込みください。



払込猶予期間、ご契約の失効、保険料の振替貸付について

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込期月の翌月1日から末日まで(※)を払込猶予期間として設けています。

(※)年払のご契約の場合は、払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約応当日までとします。

【例:払込期月と払込猶予期間】

①月払の場合

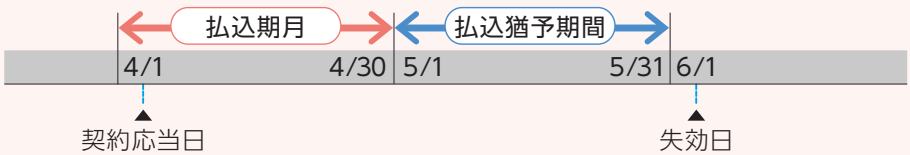

②年払の場合

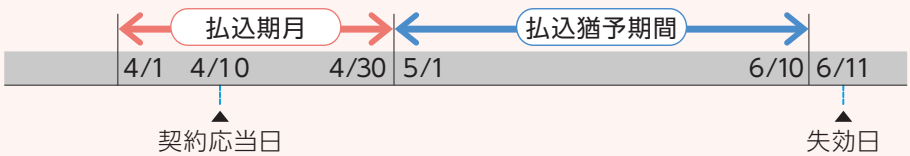

(注)半年払で更新されたご契約については、上記の年払と同様の取扱いとなります。

● 払込猶予期間内にお払込みがない場合、**ご契約は失効します。(ご契約の効力がなくなり、保障がなくなります。)**ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめご契約者から特に反対のお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。
立替利息は当社所定の利率で計算します。(複利計算)

ご注意 スマートあんしん定期には、**保険料の振替貸付のお取扱いはありません。**

ご契約の復活について

● 失効したご契約でも、失効日から3年以内であれば、ご契約の復活を請求できます。ただし、**健康状態などによっては復活できない場合があります。**復活の手続き、責任開始期等の詳細は「ご契約のしおり」をご確認ください。

☑ 保険金・給付金等について

「ご契約のしおり(保険金・給付金等について)」P.47～

6 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります。



● 次のような場合には、**保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。**

・免責事由に該当した場合
例:責任開始日から3年以内に被保険者が自殺したとき
ご契約者または死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させたとき など

・責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする高度障害保険金などのご請求の場合(ただし、ご契約の際の告知等により当社がその事実を知っていた場合等には、お支払いできることがあります。)

・故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

・詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合(この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。)

・「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となった場合

・重大事由によりご契約または特約が解除された場合
例:保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき など

・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

ご注意 特定疾病保険料払込免除特則については、責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物に罹患した場合、**保険料払込みの免除の対象となりません。**

「ご契約のしおり（保険金・給付金等について）」P.45～

7 保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください。



- 保険金・給付金等の支払事由、保険料払込みの免除事由、ご請求手続きなどについては、「ご契約のしおり」、「約款」、当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）に記載していますので、ご確認ください。
- 保険金・給付金等のお支払いにあたっては、お客様からご請求いただく必要があります。保険金・給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社の取扱者／代理店または保険金請求受付専用ダイヤルへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

保険金請求受付専用ダイヤル

0120-536-338

受付時間
平日 9:00～18:00／土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

保険金・給付金等のご請求に関するご連絡は、当社ホームページでも受け付けています。

- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、受取人の代理人としてご請求いただくことができます（※）。指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。



（※）保険料払込みの免除（特定疾病保険料払込免除特則による保険料払込みの免除を含みます。）についても、被保険者であるご契約者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人がご請求することができます。

☑ 解約について

「ご契約のしおり（ご契約後について）」P.65～

8 解約の際にはご注意ください。



- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めてお払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによっても異なります。
- 定期保険は死亡保障主体の保険ですので、特に、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。**また、解約返戻金は保険期間の途中で減少し、保険期間の満了時になくなります。保険期間を短期とした場合は、保険期間を通じて解約返戻金がまったくないこともあります。
- 付加された特約についても、保険料払込期間・経過年月数などによって解約返戻金の額は異なりますが、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。

ご注意

- 長割り定期には、解約返戻金が低く設定されている期間（低解約返戻金期間）があります。低解約返戻金期間中の解約返戻金は、低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の70％です。
- スマートあんしん定期には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

☑ その他ご留意事項

「ご契約のしおり（生命保険に関するお知らせ）」P.70～

9 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。



- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、**保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、**ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

☑ その他ご留意事項

10 ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。



● 保険契約の乗換え（現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと）をご検討される場合、特に次の事項についてご注意ください。

現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

● 解約や減額されるご契約の解約返戻金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです（※）。

（※）スマートあんしん定期には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

● 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

● 新たな保険契約も、一般のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態等によっては**特別な条件をつけてお引き受けする場合や、お断りする場合があります。**（保険種類によっては、告知義務がない場合があります。）
また、新たな保険契約の責任開始日等を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺による取消の規定などについても、新たな保険契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

（＊）告知義務についての詳細は➔「2.**最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。**」**(P.11～12)**をご参照ください。

● 新たな保険契約について、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺や、責任開始期前に生じていた疾病や不慮の事故を原因とする入院等の場合は、約款に特に定めがあるときを除き、**保険金・給付金等のお支払いができません。**（解約や減額されるご契約の存在は考慮されません。）

● 新たな保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障のない期間が発生します。

・がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。

・介護年金保険（無解約返戻金型）（付加される特約を含みます。）：契約日から1年間を不担保期間とします。

● 新たな保険契約のお引受け条件は、新たにご契約する時点の被保険者の年齢や健康状態、保険料率や予定利率等によって改めて決まります。そのため、保険料の基礎となる予定利率が現在の契約より低い場合は、保険料が高くなることがあります。

その他のご注意事項

● 保険契約の乗換えにあたっては、以上の内容に加えて、特に次の点にご注意ください。

・現在のご契約と新たなご契約とで保障内容等が異なる場合があります。

・保険料だけでなく、保障内容等のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保障内容等については、「重要事項説明書」、「ご契約のしおり・約款」、「保険証券」等により全般的にご確認ください。

☑ 各種窓口について

11 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望は各種窓口へご連絡ください。



当社のご相談窓口について

生命保険のお手続きやご契約に関する照会

当社の生命保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者／代理店までご相談をお願いいたします。

あんしん生命　カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間　平日 9:00～18:00、土曜 9:00～17:00
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

超保険(生損保一体型保険)に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

0120-323-523

受付時間　平日・土日祝日 9:00～18:00
(年末年始を除きます。)

当社へのご不満・ご要望

当社へのご不満・ご要望がありましたら、下記お客様相談コーナーへご連絡ください。
お客様のご意見をもとに、商品・サービスの改善を図ってまいります。

あんしん生命　お客様相談コーナー

0120-630-077

受付時間
平日 9:00～17:00
(土曜・日曜・祝日・年末年始を除きます。)

一般社団法人 生命保険協会のご相談窓口について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

一般社団法人　生命保険協会　お問い合わせ先

ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/

- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

☑ その他ご留意事項

12 スマートあんしん定期のご契約に際してご注意いただきたいこと。



- スマートあんしん定期は、保険期間を通じて解約返戻金をなくすことにより、無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」より割安な保険料で、一定期間の死亡保障をご提供するものです。
- スマートあんしん定期と無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」を比較すると次のとおりです。

【ご契約条件】
計算基準日:2024年3月2日
30歳男性、保険期間・保険料払込期間:30年、保険金額:3,000万円
保険料払込方法:月払(口座振替扱)
特定疾病保険料払込免除特則付加なし
(注)保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

保険種類	スマートあんしん定期 (定期保険(無解約返戻金特則 付加))			(ご参考) 定期保険 (無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」)		
月払保険料	6,090円			9,180円		
経過年数	払込保険料 合計額 (①)	解約 返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)	払込保険料 合計額 (①)	解約 返戻金 (②)	返戻率 (②÷①)
1年	73,080円	0円	0.0%	110,160円	0円	0.0%
5年	365,400円	0円	0.0%	550,800円	159,000円	28.8%
10年	730,800円	0円	0.0%	1,101,600円	423,000円	38.3%
20年	1,461,600円	0円	0.0%	2,203,200円	573,000円	26.0%
30年	2,192,400円	0円	0.0%	3,304,800円	0円	0.0%

(注)払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。

- スマートあんしん定期には解約返戻金はありませんので、解約返戻金等の範囲内で資金をお貸しする契約者貸付や、保険料の振替貸付、払済保険への変更等のお取扱いはありません。
- ご契約にあたっては、保険料だけでなく、保険の内容のその他の要素も考慮に入れてご検討ください。保険の内容については、契約概要等において全般的にご確認ください。

その他の重要事項

お申込みにあたっては、「契約概要」、「注意喚起情報」のほか、次の内容について必ずご確認ください。また、申込書・告知書(情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面)の注意事項等を十分にご確認のうえ、お申し込みください。

個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社（※）は、本手続き（情報端末を利用した契約手続きを含みます。）において取得するお客様の個人情報（健康状態に関する質問への回答も含みます。）を、この手続き以降のお客様に関する当社に対する一切の申込み等を含む将来におけるすべての保険引受けの判断、この手続き以降に成立する一切の契約または過去に締結された契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。

①保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店、保険仲立人、医療機関、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。）に対して個人情報を提供すること

②保険契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、一般社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

③保険契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）をご覧ください。

（※）「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

当社は、お客様の個人情報（健康状態への質問への回答を含みます。）について、ご契約が締結に至らなかった場合や、解約、保険期間満了などにより保険契約が消滅した後も保持します。また、ご提出いただきました申込書、告知書等各種書類は返却いたしません。

〈補足〉

生命保険契約は、契約者・被保険者・受取人がそれぞれ別の方となる場合があります。このため、保険契約の継続・維持管理等に必要な範囲内で、保険金・給付金の請求・支払に関する被保険者・受取人の情報を保険契約者に開示することがあります。

また、受取人が異なる複数の保険金・給付金の間に関連がある場合、保険金・給付金の支払に必要な範囲内で、一方の保険金・給付金の請求・支払に関する情報を他方の保険金・給付金の受取人に開示することがあります。

上記以外にも、当社は、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払等に必要な範囲内で契約者の情報を被保険者や受取人に、被保険者の情報を契約者や受取人に、受取人の情報を契約者や被保険者に、それぞれ開示することがあります。

なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は、**当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）**掲載のプライバシーポリシーお問合せ窓口までご連絡ください。

東京海上日動あんしん生命保険株式会社　個人データ管理責任者

契約内容登録制度・契約内容照会制度

「ご契約のしおり（生命保険に関するお知らせ）」P.72～

● 当社は、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約等のお引受けの判断または保険金・給付金等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

【2024年3月31日以前の登録事項】

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（2）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（3）入院給付金の種類および日額
（4）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（5）取扱会社名

【2024年4月1日以降の登録事項】

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（2）普通死亡保険金の金額
（3）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（4）災害死亡保険金の金額
（5）がん給付金の一時金額
（6）就業不能保障給付金の月額
（7）先進医療保障給付の件数
（8）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（9）取扱会社名

（※）詳細は「ご契約のしおり」または当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）をご確認ください。

支払査定時照会制度

「ご契約のしおり（生命保険に関するお知らせ）」P.73～

● 当社は、一般社団法人生命保険協会、各生命保険会社等（※）とともに、保険金・給付金等のお支払等の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等（※）の保有する保険契約等に関する下記の項目を共同して利用しております。

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（照会を受けた日から5年以内のもの）
（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

（※）各生命保険会社等とは、一般社団法人生命保険協会、同協会加盟の他の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会をいいます。

ご契約のしおり

■ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

＼目的から簡単に情報を検索!／



目的別　目次

■ご契約のお申込みについて

いつから保障が開始するのか知りたい。	お申込み	保険会社の責任開始期	P31
申込みを撤回したい。	お申込み	クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）	P30
告知義務について知りたい。	お申込み	健康状態・職業等の告知義務	P30
保険用語の意味を知りたい。	保険用語	主な保険用語のご説明	P25

■保険の特長やしくみについて

この保険の特長やしくみを知りたい。	特長・しくみ	定期保険 長割り定期 スマートあんしん定期	P33 P35 P37
特約について知りたい。	特長・しくみ	付加できる特約について	P40

■保険料について

保険料の払込方法を変えたい。	保険料	保険料の払込方法（経路）	P56
保険料払込みの猶予期間について知りたい。	保険料	保険料の払込期月と猶予期間および復活について	P57
保険料の負担を減らしたい。	保険料	保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法	P61

■保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の請求手続きについて知りたい。	保険金・給付金等	保険金・給付金等の請求の流れと注意点	P45
保険金・給付金等の代理請求について知りたい。	保険金・給付金等	保険金・給付金等の代理請求について	P54
保険金・給付金等が受け取れないケースについて知りたい。	保険金・給付金等	保険金・給付金等をお支払いできない場合	P47
受取人を変更したい。	保険金・給付金等	死亡保険金受取人の変更について	P55

■ご契約後について

保険を解約したい。	ご契約後	ご契約の解約と解約返戻金	P65
急にお金が必要になった。	ご契約後	保険契約者に対する貸付け	P67
生命保険料控除や保険金などにかかわる税金について知りたい。	ご契約後	生命保険と税金について	P68

ご契約のしおり　目次

主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明 …… 25

ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限 …… 29
2 個人情報の取扱い …… 29
3 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除） … 30
4 ご契約のお申込みの際のご注意点 …… 30
5 保険会社の責任開始期 …… 31
6 お取引時の確認事項について …… 32
7 新たな保険契約への乗換え …… 32

保険の特長としくみ

8 定期保険について …… 33
9 長割り定期について …… 35
10 スマートあんしん定期について …… 37
11 付加できる特約について …… 40
12 ご契約の更新について …… 44

保険金・給付金等について

13 保険金・給付金等の請求の流れと注意点 …… 45
14 保険金・給付金等のお支払期限について …… 47
15 保険金・給付金等をお支払いできない場合 …… 47
16 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例 … 50
17 保険金・給付金等の請求について …… 53
18 保険金・給付金等の代理請求について …… 54
19 死亡保険金受取人の変更について …… 55

保険料について

20 保険料のお払込み …… 56
21 保険料をまとめて払い込む方法 …… 56
22 保険料の払込期月と猶予期間および復活について … 57
23 保険料のお払込みが不要となった場合 …… 60
24 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法 … 61

保障内容の見直しについて

25 変換制度 …… 63

ご契約後について

26 ご契約の解約と解約返戻金 …… 65
27 保険契約者に対する貸付け …… 67
28 生命保険と税金について …… 68

生命保険に関するお知らせ

29 生命保険契約者保護機構 …… 70
30 契約内容登録制度・契約内容照会制度 …… 72
31 支払査定時照会制度 …… 73
32 ご契約内容等の取扱い …… 73

保険用語

主な保険用語のご説明

「ご契約のしおり」をお読みいただくうえで参考となる次のような保険用語を分かりやすく説明しています。
- 生命保険に関する一般的な保険用語
- その他この保険に関する主な用語（保険種類に応じて次のマークを付しています。）
  - 定期保険
  - 長割り定期
  - スマートあんしん定期

（注）実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

い

一括払（いっかつばらい）

月払契約の場合で、当月分以後、3～12か月分の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う

受取人（うけとりにん）

保険金・給付金・年金などを受け取れる人のことをいいます。

か

解除（かいじょ）

告知義務違反があった場合などに、**保険期間**の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約（かいやく）

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金（かいやくへんれいきん）

ご契約を**解約**された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
金額は、保険種類・**契約年齢**・性別・**保険期間**・**保険料払込期間**・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります。また、解約返戻金がなかったり、解約返戻金を低い水準に設定している商品もあります。
※長割り定期には、解約返戻金を低い水準に設定している期間があります。また、スマートあんしん定期には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

き

給付金（きゅうふきん）

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

け

契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月または毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例 **契約日が2024年1月1日の場合**
- 月単位の契約応当日：2024年2月1日以降の毎月1日
- 年単位の契約応当日：2025年以降毎年の1月1日

契約者貸付制度（けいやくしゃかしつけせいど）

一時的に資金がご入用のときに、**解約返戻金**の一定範囲内でお貸しする制度のことをいいます。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。
※スマートあんしん定期には、契約者貸付制度はありません。

契約者配当金（けいやくしゃはいとうきん）

責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとにお支払いするお金のことをいいます。ただし、契約者配当金は、運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
※定期保険、長割り定期およびスマートあんしん定期には、契約者配当金はありません。

契約年齢（けいやくねんれい）

被保険者の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算します。

例 40歳7か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日（けいやくび）

原則として保障開始の日（**責任開始期**の属する日）をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、保険種類（がんや介護・認知症などを保障する商品・特約など）や**保険料**の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例 **月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みの場合**
契約日は原則として保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

こ

高額割引制度（こうがくわりびきせいど）

保険金額が当社の定める一定の金額以上となる場合、高額割引制度にもとづく**保険料**の割引が適用されます。

更新（こうしん）

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、保障を継続できる制度のことをいいます。

高度障害状態(こうどしょうがいじょうたい)

高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、**被保険者**が両眼の視力を全く永久に失った場合など、**約款**に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務(こくちぎむ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などのうち**告知書**や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反(こくちぎむいはん)

告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や**特約**が**解除**されることがあります。

告知書(こくちしょ)

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**(またはご契約者)自身でご回答いただく書面のことをいいます。

し

失効(しっこう)

猶予期間内に第2回以後の**保険料**のお払込みがないなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金・給付金**・年金などをお支払いできません。

指定代理請求人(していだいりせいきゅうにん)

被保険者である**保険金・給付金**等の**受取人**が、病気やケガにより保険金・給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、保険金・給付金等の代理請求を行うことができる、あらかじめ指定された人のことをいいます。

支払限度(しはらいげんど)

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 **入院給付金の支払限度**
1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払事由(しはらいじゆう)

保険金・給付金・年金などを支払うことになる事象をいいます。

例 約款所定の被保険者の死亡、入院、手術など

主契約(しゅけいやく)

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款(しゅやっかん)

主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用(じゅんよう)

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

情報端末を利用したお申込み
(じょうほうたんまつをりようしたおもうしこみ)

携帯端末等の情報処理機器を利用したご契約のお申込みをいいます。
この保険の場合、「情報端末による保険契約の申込等に関する特約」を付加する必要があります。

診査(しんさ)

医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法などもあります。

す

スマートあんしん定期(すまーとあんしんていき)

定期保険(無解約返戻金特則 付加)の愛称(ペットネーム)です。

せ

責任開始期(日)(せきにんかいしき(び))

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

責任準備金(せきにんじゅんびきん)

将来の**保険金・給付金**・年金などをお支払いするために、**保険料**の中から積み立てられるものをいいます。

前納(ぜんのう)

年払の場合で、将来の**保険料**を2年分以上まとめて払い込むことをいいます。

た

第1回保険料相当額(充当金)
(だいいっかいほけんりょうそうとうがく(じゅうとうきん))

ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

ち

中途付加(ちゅうとふか)

保険期間の中途で**特約**を付加することをいいます。特約を中途付加することにより、その特約の内容に応じて保障の追加、ご契約の一部変更などをすることができます。

て

低解約返戻金期間(ていかいやくへんれいきんきかん)

長割り定期において、**低解約返戻金割合**が乗じられることにより**主契約**の**解約返戻金**が低く設定されている期間のことをいいます。

低解約返戻金割合（ていかいやくへんれいきんわりあい）

長割り定期において、**低解約返戻金期間**中の**主契約**の**解約返戻金**を計算する際に用いられる割合のことをいいます。
長割り定期の低解約返戻金割合は、低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金の70%に設定されています。

と

特則（とくそく）

約款の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特定疾病・部位不担保（とくていしっぺい・ぶいふたんぽ）

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した身体部位または特定疾病に対して**給付金**などをお支払いしないことをいいます。

特定障害不担保（とくていしょうがいふたんぽ）

特別条件の一つで、特定障害（所定の視力障害）に対して、高度障害保険金をお支払いしないことなどをいいます。

特別条件（とくべつじょうけん）

被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項（とくやくじょうこう）

特約の**約款**のことをいいます。なお、**普通保険約款**と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

取消（とりけし）

当事者の意思表示により、ご契約の当初に遡ってご契約の効力をなくすことをいいます。ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったことによりご契約が取り消された場合は、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻しません。

な

長割り定期（ながわりていき）

定期保険（低解約返戻金特則 付加）の愛称（ペットネーム）です。

は

払込期月（はらいこみきげつ）

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

> **例 契約応当日が4月1日の場合**
> 保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払済保険（はらいずみほけん）

保険料のお払込みを中止し、保険料払込済のご契約に変更することをいいます。保険金額は小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。なお、元のご契約の**特約**は、一部を除き消滅します。
※スマートあんしん定期には、払済保険への変更のお取扱いはありません。

ひ

被保険者（ひほけんしゃ）

保険（保障）がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ

普通保険約款（ふつうほけんやっかん）

主契約の**約款**のことをいいます。

復活（ふっかつ）

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知または**診査**が必要となりますので、健康状態などによっては復活できないこともあります。

復旧（ふっきゅう）

払済保険に変更されたご契約を変更後3年以内に当社の承諾を得て、元の契約に戻すことをいいます。
※スマートあんしん定期には、払済保険への変更および払済保険からの復旧のお取扱いはありません。

ほ

保険期間（ほけんきかん）

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの**支払事由**が発生した場合のみ、**保険金・給付金**などのお支払いの対象となります。ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と**責任開始期**が異なる場合があります。

保険金（ほけんきん）

被保険者がお亡くなりになったときや、当社所定の**高度障害状態**になられたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（たとえば、契約内容の変更などの請求）と義務（たとえば、**保険料**を払い込む義務）を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の保険金額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度（ほけんねんど）

契約日から1年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、…といいます。

保険年齢（ほけんねんれい）

契約年齢に年単位の**契約応当日**ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 契約日が2024年1月1日、契約年齢が40歳の場合
保険年齢は、2025年1月1日より41歳、2026年1月1日より42歳、…となります。

保険料（ほけんりょう）

ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの**払込期月**の**契約応当日**から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法（回数）
（ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう））

保険料の払込方法（回数）には、保険種類に応じて、月払、年払等があります。

保険料の払込方法（経路）
（ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ））

保険料の払込方法（経路）には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。

保険料の振替貸付
（ほけんりょうのふりかえかしつけ）

保険料のお払込みがないまま**保険料払込みの猶予期間**を過ぎた場合でも、所定の**解約返戻金**（年払の場合の**未経過保険料**を含みます。）があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えする制度です。
※スマートあんしん定期には、保険料の振替貸付のお取扱いはありません。

保険料の割増（ほけんりょうのわりまし）

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の**保険料**に特別保険料を加算することをいいます。

保険料払込期間（ほけんりょうはらいこみきかん）

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。

保険料払込みの免除
（ほけんりょうはらいこみのめんじょ）

被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の**保険料**のお払込みを免除することをいいます。

保険料払込みの免除事由
（ほけんりょうはらいこみのめんじょじゆう）

保険料のお払込みが免除される事象をいいます。

例 **被保険者**の不慮の事故による所定の身体障害の状態など

保険料払込みの猶予期間
（ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん）

払込期月内に**保険料**のお払込みの都合がつかない場合に、保険料のお払込みが猶予される期間のことをいいます。**保険料の払込方法（回数）**に応じて、次のとおりです。

例 第２回以後の保険料払込みの猶予期間
- 月払の場合：払込期月の翌月初日から末日まで
- 年払の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**まで

保険料率（ほけんりょうりつ）

保険料を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する保険料のことをいいます。

み 未経過保険料（みけいかほけんりょう）

年払または半年払の保険料のうち、**保険料期間**中の未経過の月数に対応する部分の**保険料**をいいます。（１か月未満の端数は切り捨てます。）

む 無効（むこう）

ご契約の当初からご契約の効力がなくなることをいいます。**保険金・給付金**等を不法に取得する目的で加入されたと認められたことにより、ご契約が無効となった場合には、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻しません。

め 免責事由（めんせきじゆう）

保険金・給付金等のお**支払事由**や、**保険料払込みの免除事由**に該当しているものの、保険金・給付金等のお支払いまたは**保険料払込みの免除**ができない、**約款**所定の事由をいいます。

例 ご契約後３年以内の自殺、
酒気帯び運転中の事故による入院など

や 約款（やっかん）

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、**普通保険約款**と**特約条項**があります。

よ 予定利率（よていりりつ）

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

お申込み

ご契約に際して

1 保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。
生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。



❶ 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

❷ 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約内容の変更等（保険契約の復活・特約の中途付加等）をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末のカスタマーセンターまでご連絡ください。

2 個人情報の取扱い

当社は、プライバシーポリシー（個人情報の取扱いに関する方針）を定め、業務上必要な範囲内で個人情報を適切に利用・管理し、個人情報の保護につとめています。
プライバシーポリシーについては、当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）をご覧ください。また、「個人情報の取扱いに関するご案内」については、「重要事項説明書」のその他の重要事項をご参照ください。

3 クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）

お申込者またはご契約者は、以下の日からその日を含めて8日以内であれば、郵便または当社ホームページでお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「ご契約のお申込日」または「第1回保険料相当額の領収日（※）」のいずれか遅い日	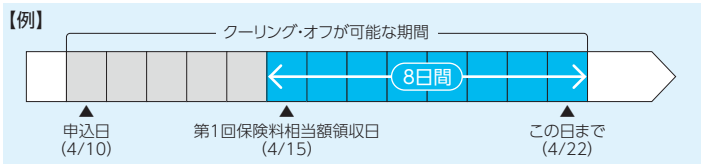
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「ご契約のお申込日」	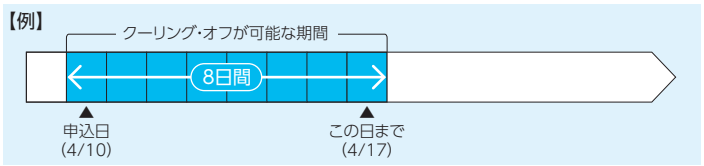

（※）第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、以下のようになります。

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額の領収日
①金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した日
②クレジットカードによる払込み	当社がクレジットカードの有効性等を確認した日
③コンビニエンスストアへの払込み	コンビニエンスストアへお払い込みされた日
④ペイジー(Pay-easy)収納サービスによる払込み	金融機関等のインターネット（モバイル）バンキングまたはATMで払込手続を完了した日

- クーリング・オフに関するご注意やお申出方法等については、「重要事項説明書」の注意喚起情報「1. クーリング・オフ（お申込みの撤回やご契約の解除）ができます。」をご参照ください。

4 ご契約のお申込みの際のご注意点

❶ 申込書・告知書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、押印をお願いします。（※）

（※）情報端末を利用したお申込みの場合は、お手続き画面にご契約者および被保険者ご自身で入力し、また画面に表示された内容を十分にご確認のうえ、お申込手続きを行ってください。

❷ 健康状態・職業等の告知義務

- 生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等のうち告知書や医師の質問等によりおたずねする内容に対して、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じたお引受けを行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。なお、傷病歴等を告知された場合は、所定の診査や追加の詳しい告知、当社がお願いする資料のご提出等が必要となることがあります。
- 他の注意点につきましては、「重要事項説明書」の注意喚起情報「2. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください。」をご参照ください。

❸ 保険料のお払込みについて

- 第1回保険料相当額のお払込方法は、ご指定された金融機関からの口座振替、クレジットカードによる払込み、当社指定口座へのお振込みなどがあります。（※）
- 保険料を口座振替により払い込む場合、保険料はご指定された金融機関の口座から当社の定めた日（振替日といいます。）に振り替えられますので、振替日の前日までに保険料を口座にご準備ください。

（※）お取扱いできるお払込方法が制限される場合があります。

❹ 保険証券の確認について



- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが取扱者／代理店または保険証券表示の照会先へご連絡ください。

❺ ご契約の確認について

- 当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

❻ その他

- 保険金額は、公的年金・労災保険等の公的保険制度の支給額の水準を勘案し、必要保障額に応じて設定してください(※)。公的保険制度の内容については、金融庁ホームページ(https://www.fsa.go.jp/)等をご参照ください。
- ご契約内容等によっては、お支払いする保険金額等がお払込保険料の合計額より少ない金額となることがあります。十分にご確認のうえ、お申し込みください。

(※)既にご加入している保険がある場合は、その保険から受け取ることができる金額も勘案して保険金額を設定してください。

5 保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾(お引き受けすることを決定)した場合には、第1回保険料相当額のお払込方法に応じ所定の手続きが終了した時からご契約上の保障を開始します。

第1回保険料相当額のお払込方法	責任開始期(ご契約上の保障を開始する時期)
①口座振替による払込み(※1) (「責任開始期に関する特約」を付加)	「ご契約のお申込みを受けた時」(※2)または「告知の時」のいずれか遅い時
②クレジットカードによる払込み(※3)	「当社がクレジットカードの有効性等を確認した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
③金融機関からの直接振込	「第1回保険料相当額が当社指定の口座に着金した時」または「告知の時」のいずれか遅い時
④コンビニエンスストアへの払込み	「コンビニエンスストアへお払い込みされた時」または「告知の時」のいずれか遅い時
⑤ペイジー(Pay-easy)収納サービスによる払込み	「金融機関等のインターネット(モバイル)バンキングまたはATMで払込手続を完了した時」または「告知の時」のいずれか遅い時

(※1)ご契約のお申込みに際して、口座振替による第1回保険料相当額のお払込みを希望され、当社が承諾したものの、実際には口座振替によらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいた場合を含みます。
(※2)「ご契約のお申込みを受けた時」とは、「当社または当社の取扱者／代理店が申込書を受領した時」をいいます。なお、情報端末を利用したお申込みの場合は、「情報端末でご契約のお申込みをされた時」をいいます。
(※3)ご契約のお申込みに際して、クレジットカードによる第1回保険料相当額のお払込みを希望された場合であっても、実際にはクレジットカードによらず第1回保険料相当額をお払い込みいただいたときは、この場合には該当しません。

【責任開始期の例示】

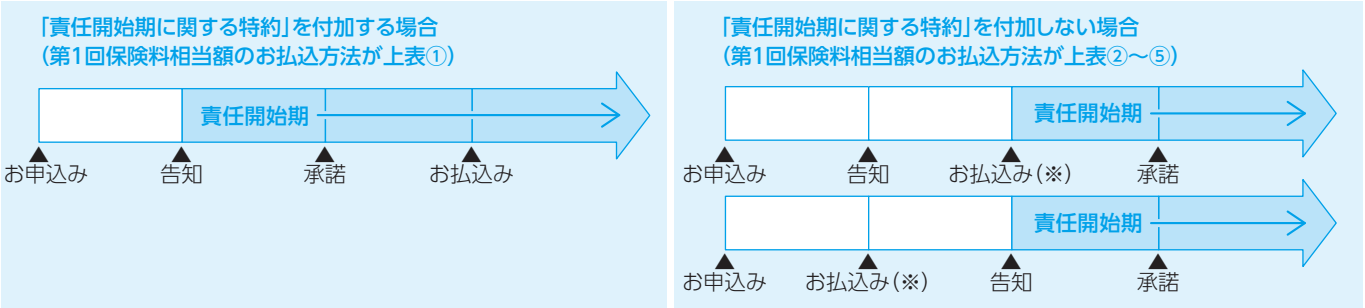

(※)第1回保険料相当額のお払込方法が上表②の場合は、「お払込み」を「クレジットカードの有効性等を確認」に読み替えます。

ご注意

特定疾病保険料払込免除特則が付加されている場合、<u>責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)</u>に悪性新生物に罹患したときは、保険料払込免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

6 お取引時の確認事項について

① 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」に基づき、本人特定事項等を所定の方法により確認させていただくことがあります。
本人特定事項等に変更があった際には、当社までご連絡くださいますようお願いします。

- 取引時確認は、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- 取引時確認は、生命保険契約の締結、現金等による200万円を超える取引、なりすましや偽りの疑いのある取引等の際に必要となります。
  （取引時確認が必要な取引・商品等については、対象外となるものもあります。）
- 確認させていただく本人特定事項等は、次のとおりです。
  ①個人のお客様の場合 … 氏名、住居、生年月日および職業等
  ②法人のお客様の場合 … 名称、本店等の所在地、事業内容および実質的支配者等

② FATCAに基づく米国納税義務者の確認

米国法「外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）」実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、お客様が米国における納税義務者であるかを確認し、該当する場合には米国内国歳入庁にご契約情報等の報告を行っています。
ご契約後、渡米等の環境の変化等によって、米国における納税義務者に該当することとなった場合は、当社までご連絡ください。

- 「FATCA」とは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対して、お客様が米国納税義務者であるかを確認することなどを求める法律です。
- 米国における納税義務者には、一般的に直近３年間で183日以上米国に滞在する者および米国永住権所有者を含みます。
- お客様が米国における納税義務者に該当しないことを宣誓いただくことにより確認を行います。該当する場合は、所定の書面を別途ご提出いただきます。

7 新たな保険契約への乗換え

保険契約の乗換え（現在ご契約の当社商品または他社商品の解約や減額を前提として、新たな保険契約を申し込むこと）をご検討される場合、お客様にとって不利益になる事項がありますので、特に次の内容についてご注意ください。

- 現在のご契約を解約するにあたっては、多くの場合、解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。（※）
（※）長割り定期には、解約返戻金を低い水準に設定している期間があります。また、スマートあんしん定期には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などにより引受けをお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約が次のいずれかに該当する場合、改めて不担保期間が適用されるため、責任開始期まで一定の期間を要する場合があります。この不担保期間中に現在のご契約を解約すると、保障がない期間が発生します。
  ①がんを保障する主契約・特約：保険期間の始期から90日間を不担保期間とします。
  ②介護年金保険（無解約返戻金型）（付加される特約を含みます。）：契約日から１年間を不担保期間とします。
- 他の注意点につきましては、「重要事項説明書」の注意喚起情報「10.ご契約の乗換えはお客様にとって、不利益になることがあります。」をご参照ください。

特長・しくみ

保険の特長としくみ

8 定期保険について

特長1

死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。

特長2

高額割引制度があります。

◆この保険の保険金額が3,000万円以上の場合、**高額割引制度**Gにもとづく保険料の割引が適用されます。

特長3

ご契約を更新することができます。

◆保険期間が満了する場合、所定の要件を満たせば、90歳まで自動的にご契約が**更新**Gされます。

仕組図

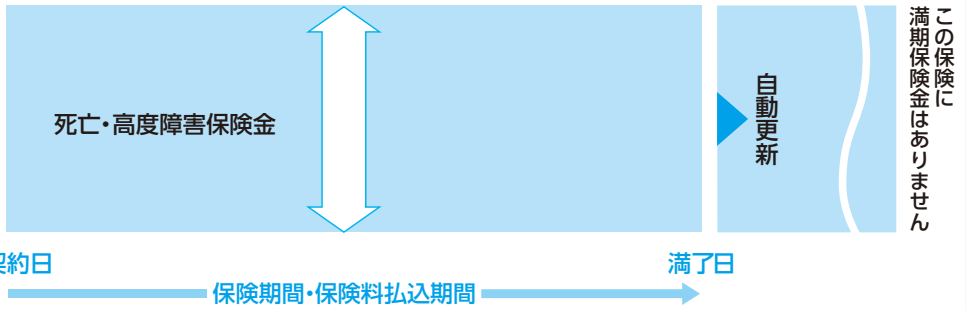

ご注意

この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

ご注意

保険期間には、当社の定める取扱条件があります。

ご注意

定期保険では、保険料を一時払により払い込むことはできません。

ご注意

保険金額の減額等により、条件を満たさなくなった場合は、G**高額割引制度**が適用されなくなります。

ご参考

G**更新**については、「⑫ご契約の更新について」をご参照ください。

保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に**所定の高度障害状態**になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

別表参照

所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

ご注意

高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

ご注意

- **高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払ったときは、その後に保険金・給付金等の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。**
- **被保険者が死亡された場合、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いし、ご契約は消滅しますので、保険契約者は被保険者の死亡後に主契約および特約を解約し解約返戻金を請求することはできません。**

保険料払込みの免除

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。
- 主契約の保険料払込免除事由に該当したときは、特約の保険料のお払込みも免除されます。

別表参照

不慮の事故については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、**所定の身体障害の状態**については、「普通保険約款別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

9 長割り定期について

定期保険(低解約返戻金特則 付加)



死亡・高度障害の保障を99歳まで確保できます。

◆保険期間は99歳までです。この期間中に死亡・高度障害となられたときに、死亡保険金または高度障害保険金をお支払いします。



低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く設定している分、保険料が割安です。

◆低解約返戻金期間中の解約返戻金は、低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金の70%とします。



低解約返戻金期間を選択できます。

◆低解約返戻金期間は当社の定める範囲(60歳、65歳、99歳満了等)から選択できます。



高額割引制度があります。

◆この保険の保険金額が3,000万円以上の場合、**高額割引制度**にもとづく保険料の割引が適用されます。

仕組図

【低解約返戻金期間60歳満了(※)の場合】
(※)被保険者の年齢が60歳に達する契約応当日の前日の24時まで

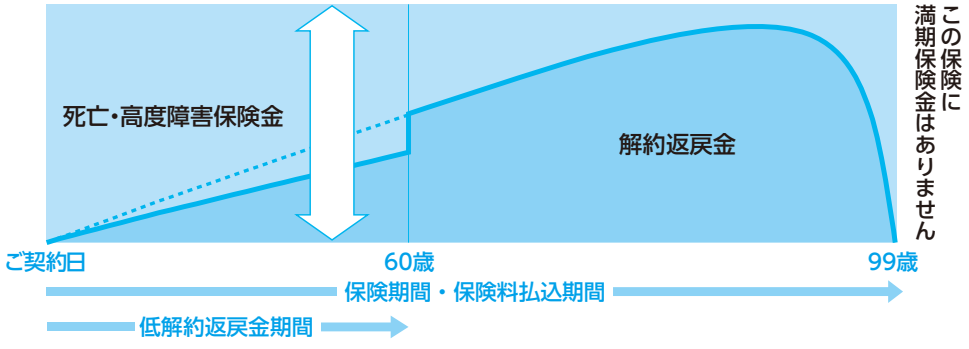

●低解約返戻金期間中の解約返戻金は低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の70%です。
●低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と同額です。
——— この保険の解約返戻金
・・・・・・ 低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の 解約返戻金

⚠ご注意

この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。また、ご契約を更新することはできません。

ご参考

基本的な保障内容は低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と同じです。

⚠ご注意

保険期間は、被保険者の年齢が99歳に達する年単位の契約応当日の前日に満了します。

⚠ご注意

低解約返戻金特則はお申込時のみ付加することができます。なお、この特則のみの解約はできません。

⚠ご注意

長割り定期には、保障内容を充実させる特約を付加することはできません。付加することのできる特約は、年金支払特約、リビング・ニーズ特約および指定代理請求特約等です。

⚠ご注意

長割り定期の保険料払込期間は、保険期間と同一とし、保険料を一時払により払い込むことはできません。また、保険期間・保険料払込期間の変更はできません。

⚠ご注意

保険金額の減額等により、条件を満たさなくなった場合は、**高額割引制度**が適用されなくなります。

保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に**所定の高度障害状態**になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

別表参照

所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

ご注意

高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

ご注意

- **高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払ったときは、その後に保険金・給付金等の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。**
- **被保険者が死亡された場合、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いし、ご契約は消滅しますので、保険契約者は被保険者の死亡後にご契約を解約し解約返戻金を請求することはできません。**

保険料払込みの免除

- 被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。

別表参照

不慮の事故については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、**所定の身体障害の状態**については、「普通保険約款別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

10 スマートあんしん定期について

定期保険(無解約返戻金特則 付加)



死亡・高度障害の保障を一定期間確保できます。



解約返戻金をなくした分、保険料が割安です。

◆保険期間を通じて解約返戻金がないため、無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と比べ、保険料が割安です。



高額割引制度があります。

◆この保険の保険金額が3,000万円以上の場合、**高額割引制度**Gにもとづく保険料の割引が適用されます。



ご契約を更新することができます。

◆保険期間が満了する場合、所定の要件を満たせば、90歳まで自動的にご契約が**更新**Gされます。
◆ただし、特定疾病保険料払込免除特則が付加されたご契約の場合、ご契約を更新することはできません。



悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により所定の治療等を受けた場合、保険料の払込みを免除する特則を付加できます。

◆特定疾病保険料払込免除特則を付加した場合、**悪性新生物**Gと診断確定されたとき、または**心疾患**G・脳血管疾患で所定の治療を受けたときは、将来の保険料の払込みを免除します。

仕組図

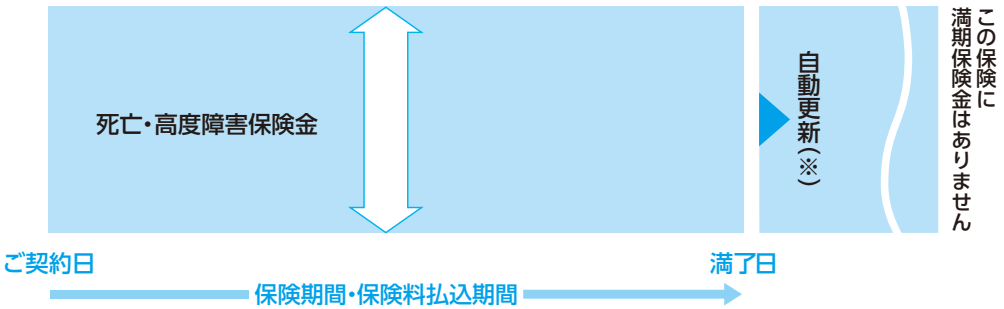

(※)特定疾病保険料払込免除特則が付加されたご契約の場合、保険期間が満了したときにご契約を更新することはできません。

⚠ご注意

この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

ご参考

基本的な保障内容は無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」と同じです。

⚠ご注意

保険期間には、当社の定める取扱条件があります。

⚠ご注意

無解約返戻金特則はお申込時のみ付加することができます。なお、この特則のみの解約はできません。

⚠ご注意

スマートあんしん定期の保険料払込期間は、保険期間と同一とし、保険料を一時払により払い込むことはできません。また、保険期間・保険料払込期間の変更はできません。

⚠ご注意

保険金額の減額等により、条件を満たさなくなった場合は、G**高額割引制度**が適用されなくなります。

ご参考

G**更新**については、「⑫ご契約の更新について」をご参照ください。

⚠ご注意

「上皮内新生物」や「高血圧性心疾患」は、お払込みの免除対象となるG**悪性新生物**やG**心疾患**に含まれません。

保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で保険期間中に**所定の高度障害状態**になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

ご注意

- **高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払ったときは、その後に保険金・給付金等の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。**
- **被保険者が死亡された場合、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いし、ご契約は消滅しますので、保険契約者は被保険者の死亡後に主契約および特約を解約し解約返戻金を請求することはできません。**

保険料払込みの免除

●次のいずれかの場合には、この保険の将来の保険料のお払込みは免除となります。

①被保険者が、責任開始期以後に発生した**不慮の事故**を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の身体障害の状態**になられたとき

②**特定疾病保険料払込免除特則**が付加されている場合で、被保険者が初めて悪性新生物と診断確定されたとき、または心疾患もしくは脳血管疾患により所定の治療を受けられたとき

●主契約の保険料払込免除事由に該当したときは、特約の保険料のお払込みも免除されます。

別表参照

所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

ご注意

高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

別表参照

不慮の事故については、「普通保険約款別表2 対象となる不慮の事故」を、**所定の身体障害の状態**については、「普通保険約款別表4 対象となる身体障害の状態」をご参照ください。

ご参考

特定疾病保険料払込免除特則について、詳細は次頁をご覧ください。

特定疾病保険料払込免除特則

●被保険者が、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患により、次の要件のいずれかに該当した場合に、将来の保険料のお払込みを免除する特則です。

悪性新生物	責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）悪性新生物に罹患したと、医師または歯科医師により病理組織学的所見（生検を含みます。）によって診断確定（※1）されたとき。
心疾患 **脳血管疾患**	責任開始期以後に心疾患または脳血管疾患を発病したと医師によって診断され、その心疾患または脳血管疾患の治療を直接の目的として、保険料払込期間中に次のいずれかの治療を受けたとき。 ・**公的医療保険制度**に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術 ・先進医療（※2）に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術 ・20日以上の**継続した入院治療**

（※1）病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見による診断確定を認めることがあります。

（※2）先進医療とは、**公的医療保険制度**における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。
療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や承認取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。

ご注意

〈不担保期間終了前の悪性新生物と診断確定された場合の取扱い〉

- **この特則は、悪性新生物について責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までを不担保期間とします。このため、被保険者が不担保期間終了まで（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患した場合は、悪性新生物による保険料払込みの免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料の払込免除はいたしません。**
- **不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合、その悪性新生物について診断確定された日からその日を含めて6か月以内にご契約者から申出があったときは、この特則を無効とし、特則を付加したご契約の保険料と特則を付加しないご契約の保険料との差額をご契約者に払い戻します。**
- **復活の際の不担保期間終了までに悪性新生物に罹患した場合、その悪性新生物について診断確定された日からその日を含めて6か月以内にご契約者から申出があったときは、この特則の復活を無効とし、次の計算式により計算した金額をご契約者に払い戻します。**

お払戻額	=	この特則を付加するものとして払い込まれた次の①・②の合計額 ①復活時の延滞保険料 ②復活後に払い込まれた保険料	−	この特則を付加しないものとして計算した左記①・②に対応する金額の合計額

- **ただし、告知義務違反・重大事由による解除の場合、またはご契約が消滅することとなる場合は、無効の申出を行うことはできません。**

ご注意

定期保険および長割り定期のご契約の場合、この特則を付加することはできません。

ご注意

特定疾病保険料払込免除特則は、ご契約時のみ付加することができます。また、この特則のみの解約はできません。

別表参照

対象となる**悪性新生物**、**心疾患**、**脳血管疾患**については、「普通保険約款別表5　対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患」をご参照ください。

ご注意

「上皮内新生物」や「高血圧性心疾患」は、お払込みの免除対象となる**悪性新生物**や**心疾患**に含まれません。

ご注意

公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化により保険料払込みの免除事由に影響が生じるときは、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由の変更を行うことがあります。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

ご注意

同一の心疾患または脳血管疾患（病名が異なっていても医学上重要な関係にある場合を含みます。）により退院日の翌日からその日を含めて30日以内に再入院した場合は1回の**継続した入院治療**とみなします。

11 付加できる特約について

目　的	特　約	参照ページ	
		しおり	約款
不慮の事故等による死亡・身体の障害に対する保障を充実させるには	災害割増特約 傷害特約(本人型)	P.40 P.41	P.93 P.102
保険金・給付金等を年金で受け取るには	年金支払特約	P.42	P.112
保険金を生前に活用したいとお考えのときは	リビング・ニーズ特約	P.42	P.115

ご注意

- **ご契約の種類、内容およびご契約形態などによっては、特約の付加をお取り扱いできない場合があります。また、将来事前の予告なく、特約の販売を停止することがあります。**
- **年金支払特約とリビング・ニーズ特約は、ご契約後にも特約を付加(中途付加)することができます。ただし、特約の販売停止等に伴い、特約の中途付加のお取扱いを停止させていただくことがあります。**
- **更新が可能な特約であっても、更新時に当社がその特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。**

ご注意
左記のうち、「長割り定期」に付加できる特約は、年金支払特約とリビング・ニーズ特約です。

ご注意
年金支払特約はご契約者が法人・個人事業主であるご契約で、保険金・給付金等のお支払事由発生前に限り付加することができます。

ご注意
災害割増特約および傷害特約(本人型)を中途付加することはできません。

災害割増特約



不慮の事故等による死亡および高度障害の保障を確保できます。

◆**不慮の事故**Gで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡・高度障害になられたとき、または感染症で死亡・高度障害になられたときに、この特約の災害死亡・高度障害保険金をお支払いします。

ご注意
主契約が長割り定期の場合、この特約を付加することはできません。

ご注意
この特約は、ご契約時のみ付加することができます。

ご注意
スマートあんしん定期に付加する場合、この特約の保険期間および保険料払込期間は主契約と同一とします。

◯ 保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
災害死亡保険金	この特約の保険期間中に被保険者が次の(1)または(2)のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に発生した**不慮の事故**Gによる傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき (2)この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	この特約の保険期間中に被保険者が次の(1)または(2)のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に発生した**不慮の事故**Gによる傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に**所定の高度障害状態**Gになられたとき (2)この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として**所定の高度障害状態**Gになられたとき	被保険者 (保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者)

別表参照
G**不慮の事故**については、「災害割増特約条項別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

別表参照
G**所定の高度障害状態**については、「災害割増特約条項別表3 対象となる高度障害状態」をご参照ください。

●災害高度障害保険金をお支払いする前に災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金をお支払いするときは、災害高度障害保険金はお支払いしません。また、災害高度障害保険金を支払ったときは、その後に災害死亡保険金の請求を受けても、災害死亡保険金をお支払いしません。

ご注意
高度障害状態に複数該当した場合でも、災害高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

感染症の定義

●感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとします。

分類項目	基本分類表番号
1. コレラ	A00
2. 腸チフス	A01.0
3. パラチフスA	A01.1
4. 細菌性赤痢	A03
5. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6. ペスト	A20
7. ジフテリア	A36
8. 急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9. ラッサ熱	A96.2
10. クリミヤ・コンゴ<Crimean - Congo>出血熱	A98.0
11. マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12. エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

ご参考

分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

傷害特約(本人型)



不慮の事故等による死亡および身体障害の保障を確保できます。

◆**不慮の事故**で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症で死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いします。また、不慮の事故で事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときに障害給付金をお支払いします。

ご注意

主契約が長割り定期の場合、この特約を付加することはできません。

ご注意

この特約は、ご契約時のみ付加することができます。

ご注意

スマートあんしん定期に付加する場合、この特約の保険期間および保険料払込期間は主契約と同一とします。

保険金等のお支払い

お支払いする保険金等	保険金等のお支払事由	お受け取りになる人
災害死亡保険金	この特約の保険期間中に被保険者が次の(1)または(2)のいずれかに該当したとき (1)この特約の責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡されたとき (2)この特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因として死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した**不慮の事故**による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて**180日以内**で、かつ、この特約の保険期間中に**所定の身体障害の状態**になられたとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

別表参照

不慮の事故については、「傷害特約条項(本人型)別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

別表参照

所定の身体障害の状態については、「傷害特約条項(本人型)別表3 給付割合表」をご参照ください。

●災害死亡保険金をお支払いする場合、同一の事故により既にお支払いした障害給付金、および請求を受け、まだお支払いしていない障害給付金を差し引きます。
また、災害死亡保険金をお支払いした後に、同一の事故で障害給付金のご請求を受けても、障害給付金はお支払いしません。

●障害給付金のお支払額は次のとおりとなります。

災害死亡保険金額×身体障害の状態の程度に応じた給付割合(※)

(※)ただし、給付割合は**保険期間を通じて100%を限度**とします。

感染症の定義

●「災害割増特約」の「感染症の定義」をご参照ください。

年金支払特約



保険金・給付金等を一時金によるお支払いに代えて、年金でお支払いします。

◆**保険金・給付金等**のお支払事由が生じた日以降の**年金支払期間**中、毎年年金をお支払いします。

年金のお支払い

お支払いする年金	年金のお支払日	お受け取りになる人
第１回年金	**保険金・給付金等**のお支払事由が生じた日（「年金支払開始日」といいます。）	年金受取人（**保険金・給付金等**の受取人）
第２回以降の年金	**年金支払期間**中の年金支払開始日の年単位の応当日（※）	

（※）年金支払開始日以降に年金受取人が死亡された場合は、**死亡時未払年金受取人**に未払年金の現価をお支払いします。

●**保険金・給付金等**のお支払事由が生じた日を年金基金設定日（年金支払開始日）として、保険金・給付金等の全部を年金基金に充当します。（年金充当割合は100％のみとし、保険金・給付金等の一部のみを充当することはできません。）

●年金額は、年金基金設定日における当社の定める率により年金基金をもとに計算されます。ただし、年金額が当社の定める金額に満たない場合には、年金のお支払いは行わず、**保険金・給付金等**を一時金でお支払いします。

●年金支払開始日以降でも、将来の年金受取に代えて、その**年金の現価**を一括してお受け取りいただけます。

ご注意

・この特約は契約者が法人・個人事業主であるご契約で、保険金・給付金等のお支払事由発生前に限り付加することができます。
・主契約が死亡保険金等のお支払い以外の事由により消滅したとき、この特約は消滅します。



ご参考

保険金・給付金等とは、この保険では、主契約および特約の死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、災害高度障害保険金、障害給付金をいいます。ただし、障害給付金は被保険者の身体障害の状態が第1級に該当した場合に限ります。

ご注意

年金支払期間は10年です。

ご参考

死亡時未払年金受取人については、「年金支払特約条項第8条（年金受取人の死亡）」をご参照ください。

ご注意

年金の現価は、将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。

リビング・ニーズ特約



被保険者の余命が６か月以内と判断される場合に、特定状態保険金をお支払いします。

◆病気によるとケガによるとを問わず、被保険者の余命が６か月以内と判断される場合には、ご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて、被保険者に特定状態保険金をお支払いします。



必要な金額を指定することにより、遺族保障を継続できます。

◆特定状態保険金のご請求額（指定保険金額）は、主契約の保険金額以内で、かつ被保険者お一人について**3,000万円**以内でご指定いただけます。

◆主契約の保険金額の一部をご請求されたときは、主契約のうち、指定保険金額に対応する部分が消滅し、残りの部分は保障が継続します。

ご注意

上記のご請求額の指定に際して、災害割増特約および傷害特約（本人型）の災害死亡保険金額は含まれません。



ご注意

更新されたご契約の場合、リビング・ニーズ特約の対象となる特約が付加されているときは、その特約の保険金額をご請求額（指定保険金額）に含めることができます。
ただし、特約が更新される場合を除き、特約の保険期間の満了前1年以内は、特約の保険金額をご請求額に含めることはできません。
詳しくは、「リビング・ニーズ特約条項第21条～第28条」をご参照ください。

ご注意

限度額（**3,000万円**以内）は、他の保険契約と合算します。

保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特定状態保険金	被保険者の**余命が６か月以内**Ⓖと判断されるとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ主契約の死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

●特定状態保険金のお支払いは、１契約について１回とし、お支払いした後は、この特約は消滅します。（消滅後に、さらにこの特約を中途付加することはできません。）

●主契約が更新される場合を除き、主契約の保険期間の満了前１年以内は、この特約の保険金の請求はできません。

保険金のお支払額

●特定状態保険金のお支払いの際は、特定状態保険金の受取人がご請求された指定保険金額から、6か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

お支払金額 ＝ **特定状態保険金の受取人がご請求された金額**（指定保険金額） － （指定保険金額に対応する６か月分の**利息** ＋ 指定保険金額に対応する６か月分の**保険料相当額**）

保険金請求後のご契約の取扱い

（１）保険金額の全部をご請求された場合 ⬇ **請求日にさかのぼって保険契約は消滅します。**	
（２）保険金額の一部をご請求された場合 ⬇ **指定保険金額に対応する部分が請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。**	

指定代理請求制度について

●特定状態保険金は、受取人である被保険者からご請求いただきますが、被保険者が特定状態保険金のご請求をできない特別な事情がある場合には、あらかじめご指定のある指定代理請求人が、被保険者の代理人としてご請求いただくことができます。

●リビング・ニーズ特約において指定代理請求人を指定する場合、指定代理請求特約を付加する必要があります。

ご注意

- **特定状態保険金の受取人が法人の場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。**
- **指定代理請求人からのご請求に対して特定状態保険金をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても特定状態保険金をお支払いしません。**
- **この特約の保険金請求後の被保険者（または保険契約者）からの照会について、当社は直接の回答をせず、指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがあります。**

ご注意

Ⓖ**余命が6か月以内**とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。
余命が6か月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等に基づいて行います。

ご注意

特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社に到着した日をご請求日とします。

ご注意

左記（１）の場合、主契約に付加されている特約もすべて消滅します。

ご注意

左記（２）の場合、特定状態保険金のお支払後も、指定保険金額に対応する部分を除いたその他の特約はそのまま継続し、主契約および特約の継続する部分の保険料は、お払込みが必要です。
なお、消滅部分については、解約返戻金はお支払いしません。

ご参考

詳しくは、「⑱保険金・給付金等の代理請求について」をご参照ください。

12 ご契約の更新について

更新の基本的なお取扱いについて

定期保険またはスマートあんしん定期(※)にご契約された場合、保険期間が満了したときは、**所定の要件**を満たせば、ご契約者からの**お申出**がない限り、**90歳まで自動的にご契約が更新されます。**

(※)特定疾病保険料払込免除特則が付加されたご契約を除きます。

①更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一とします。ただし、更新後のご契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超える場合は、1年以上の整数年で、かつ、更新後のご契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる期間に短縮されます。

②更新後の保険金額は更新前と同一とします。

③ご契約が更新された場合、保険金・給付金等のお支払い、保険料の払込免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の給付割合等を通算して適用します。

④更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。
(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。)

⑤更新後のご契約には更新時の普通保険約款および特約条項が適用されます。

ご注意

長割り定期および特定疾病保険料払込免除特則が付加されたスマートあんしん定期は、保険期間が満了した場合にご契約を更新することはできません。

特約の更新について

上記のほか、付加された特約が更新される場合、更新後の特約の保険期間は、更新前の特約の保険期間と同一とします。ただし、当社の定めるところにより特約の保険期間を変更して更新することがあります。
(更新後の特約の保険期間が主契約の保険料払込期間満了日を超える場合は、主契約の保険料払込期間満了日まで短縮されます。)

ご注意

更新時にこの保険契約および特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の保険契約により更新されることがあります。

ご注意

保険料払込期間が保険期間より短い場合、ご契約に特別条件が付加されている場合、払済保険に変更されている場合等、**所定の要件**を満たさない場合は更新のお取扱いを行いません。

ご注意

更新可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。更新を希望されない場合は、保険期間満了日の2か月前までに**お申出**ください。

ご注意

責任開始期に関する特約および情報端末による保険契約の申込等に関する特約は、更新後のご契約には付加されません。

保険金・給付金等

保険金・給付金等について

13 保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者がお亡くなりになったときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
お客様 **ご連絡**	東京海上日動あんしん生命 **ご案内**	お客様 **ご提出**	東京海上日動あんしん生命 **お支払**
インターネット 必要事項を画面上にご入力いただくことで、必要な書類を取り寄せることができます。 **お電話** 下記のご連絡方法にしたがってご連絡いただき、ご請求の内容をお伝えください。	お手続きの詳しいご案内と必要な書類をお送りいたします。	必要書類をご記入いただき、当社よりお送りした返信用封筒で郵送してください。	保険金・給付金等をご指定の口座へお支払いします。「お支払いのご案内」をお送りしますので、ご確認ください。

ご連絡方法

インターネットでのご請求・ご連絡

スマートフォン・パソコンから簡単・便利にお手続きいただけます。

専用ページへのアクセス方法は次のとおりです。

- 「あんしん生命　請求」で検索してください



- 当社ホームページ(https://www.tmn-anshin.co.jp/)から次の順序でお進みください。

ご契約者様 ➡ 保険金・給付金・満期金・年金等の請求

お電話でのご連絡

保険金請求受付専用ダイヤル 0120-536-338

[受付時間] 平日9:00～18:00
土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

代理店・ライフパートナーへのご連絡

担当の代理店もしくはライフパートナーにご連絡ください。

ご注意

ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくことや、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
事実確認や医師による診断等の結果、**保険金・給付金等をお支払いできない場合もあります。**

⚠ご注意

保険金・給付金等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

⚠ご注意

保険料の払込免除の請求についても左記の**ご請求手続きの流れ**と同様となります。

保険金・給付金等をもれなくご請求いただくために

・ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合

ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

- 入院をした
- 手術をした
- 放射線治療をした

入院給付金・手術給付金等のお支払対象となる可能性があります。

<対象となる保険種類・特約例>

- 医療保険
- 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）
- 疾病入院特約

など

入院や手術によるご請求の場合

障害状態になられたとき

- 両眼が見えなくなった
- 発音ができなくなった
- 両耳が聞こえなくなった
- 手や足を切断した

など

高度障害保険金や障害給付金等のお支払い、保険料払込免除の対象となる可能性があります。

ご注意

- お支払いにはそれぞれ条件があります。
- お支払対象となる保険種類へのご加入がない場合や特約が付加されていない場合には保険金・給付金等をお支払いできません。保険証券でご契約内容をご確認ください。

14 保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類（完備された請求書類のことをいいます。）が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。
ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認が必要な場合	お支払期限
①	• 保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 • 保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 • 告知義務違反に該当する可能性がある場合 • 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な場合	お支払期限
②	• 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	90日以内
	• 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	90日以内
	• 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日以内
	• ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日以内
	• 日本国外における調査が必要な場合	180日以内
	• 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日以内

ご注意

保険料の払込免除についても、ご請求があった場合、左記の期限内にお払込みを免除します。

ご注意

お支払期限は、**請求に必要な書類（完備された請求書類のことをいいます。）が当社に到着した日**からその日を含めて計算します。

ご注意

左記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

15 保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

○ 免責事由に該当した場合

主契約・特約	保険金・給付金等	免責事由 （保険金・給付金等をお支払いできない場合・保険料のお払込みを免除できない場合）
定期保険 長割り定期（定期保険（低解約返戻金特則 付加）） スマートあんしん定期（定期保険（無解約返戻金特則 付加））	死亡保険金	• 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の**自殺** • 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 • **戦争その他の変乱**
	高度障害保険金	• 保険契約者または被保険者の故意 • **戦争その他の変乱**
	保険料払込免除	• 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 • 被保険者の犯罪行為 • 被保険者の精神障害を原因とする事故 • 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 • 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 • 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 • **地震、噴火または津波** • **戦争その他の変乱**

ご注意

自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

ご参考

戦争その他の変乱、**地震、噴火または津波**により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

ご注意

保険料払込免除には、特定疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みません。

主契約・特約	保険金・給付金等	免責事由 (保険金・給付金等をお支払いできない場合・ 保険料のお払込みを免除できない場合)
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	• 保険契約者または被保険者の故意 • 戦争その他の変乱
災害割増特約	災害死亡保険金	• 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 • 被保険者の犯罪行為 • 被保険者の精神障害を原因とする事故 • 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 • 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 • 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 • **地震、噴火または津波** • **戦争その他の変乱** • 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失(災害死亡保険金の場合)
	災害高度障害保険金	
傷害特約 (本人型)	災害死亡保険金	
	障害給付金	

◯ 免責事由以外の場合

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合	次の**保険金・給付金等のお支払い**の原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき(下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。) **[例]高度障害保険金、災害死亡保険金、障害給付金　など** 【ご注意】 次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後に生じた疾病等とみなして、**保険金・給付金等のお支払い**に関する規定を適用します。 ①告知等により当社が責任開始期前の疾病等について**知っていた場合**、または過失により知らなかった場合 ②責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合 ③責任開始期前の疾病等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合 ア.責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。 イ.責任開始期前に、被保険者が**健康診断**による異常の指摘を受けたことがない。 ⚠ 特定疾病保険料払込免除特則については、上記【ご注意】にかかわらず**責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)**に悪性新生物に罹患したときは、悪性新生物による保険料の払込免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料の払込免除はいたしません。
詐欺による取消	ご契約の締結、復活、復旧またはご契約内容の変更(以下「ご契約の締結等」といいます。)に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき ⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。

ご参考

地震、噴火または津波、**戦争その他の変乱**により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いします。

⚠ご注意

保険金・給付金等のお支払いには、保険料の払込免除を含みます。

⚠ご注意

知っていた場合には、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。

⚠ご注意

健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
不法取得目的による無効	ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行ったと認められたことにより、ご契約が無効とされたとき ①不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき ②第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき ⚠ この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。
第1回保険料が払い込まれないことによる無効	「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことにより、ご契約が無効となったとき
重大事由による解除	次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合を除きます。）または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取し、または保険料の払込免除をさせる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。） ②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。） ③他の保険契約との重複によって保険金額・給付金額等の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき ④保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき ⑤次のア.またはイ.に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①～④と同等の重大な事由があるとき ア.ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき イ.保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき （※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。 （※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金・給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることを含みます。
告知義務違反による解除	故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、ご契約が解除されたとき 【ご注意】 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
ご契約の失効	• 第2回以後の保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効（効力を失うこと）したとき • 契約者貸付の元利合計金額（※）が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えたにもかかわらず、ご返済がなかったため、ご契約が失効したとき （※）保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。

⚠ご注意

左記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

⚠ご注意

告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除をいたします。

⚠ご注意

スマートあんしん定期には、契約者貸付および保険料の振替貸付のお取扱いはありません。

16 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。
また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例01 死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類	死亡保険金など

◆ご契約加入から5年経過後、被保険者が自殺された場合。

お支払いできます

◆ご契約加入から5年経過後、ご契約が失効。その後すぐに復活をして6か月後に、被保険者が自殺された場合。

お支払いできません



解説

死亡保険金等については約款でお支払いできない場合（免責事由）を定めており、いずれかに該当するときは死亡保険金等はお支払いできません。
ご契約（特約）の責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺については、死亡保険金等はお支払いできません。また、保険契約者または死亡保険金受取人の故意や、戦争その他の変乱（※）の場合もお支払いできません。

（※）戦争その他の変乱の場合は、該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部をお支払いします。

事例02 告知義務違反があったとき

対象となる保険金・給付金などの種類	死亡保険金など

◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。

お支払いできます

◆ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなられた場合。

お支払いできません



解説

ご契約（特約）にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があり、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約（特約）は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。

ご注意

「対象となる保険金・給付金などの種類」ごとに、お支払いの可否を具体的な事例でご説明していますので、お支払いできない事例に該当した場合であっても、内容によっては他の保険金・給付金等をお支払いできる場合があります。

事例03 病気により約款所定の高度障害状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類	高度障害保険金

◆ご契約加入後に発症した「くも膜下出血」によって寝たきりの状態となり、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてが、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

お支払いできます

◆「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身はほぼ正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

お支払いできません



解説

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。対象となる高度障害状態は、約款でご確認ください。
なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例04 不慮の事故により約款所定の身体障害の状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類	保険料の払込免除

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。

保険料のお払込みを免除できます

◆自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

保険料のお払込みを免除できません



解説

保険料の払込免除は、約款所定の身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。対象となる身体障害の状態は、約款でご確認ください。
なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害の状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例05 悪性新生物・心疾患・脳血管疾患により、約款所定の治療等を受けたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	特定疾病保険料払込免除特則の保険料払込免除

◆責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、7日間入院して手術を受けた場合。

保険料のお払込みを免除できます

◆責任開始期以後に「急性心筋梗塞」を発病し、手術は行わず7日間の入院治療のみを受けた場合。

保険料のお払込みを免除できません



解説

悪性新生物・心疾患・脳血管疾患で約款所定の治療等を受けたときは、保険料の払込みを免除します。急性心筋梗塞等の「心疾患」の場合は、以下のいずれかの治療を受けたときに、保険料の払込みが免除となります。

- 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術
- 先進医療に該当する手術
- 20日以上の継続した入院治療

＊悪性新生物・脳血管疾患の要件やその他の詳細については、約款をご確認ください。

事例06 災害死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類	災害割増特約・傷害特約（本人型）の災害死亡保険金

◆被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、亡くなられた場合。

◆軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

お支払いできます

◆被保険者の重大な過失
高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられた場合。

◆泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいたところ車にはねられて亡くなられた場合。

お支払いできません



解説

災害死亡保険金については約款で以下のようなお支払いできない場合（免責事由）を定めており、いずれかに該当するときは災害死亡保険金はお支払いできません。

<約款で定めたお支払いできない場合（免責事由）の例>
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- 災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

事例07 不慮の事故により死亡されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	災害割増特約・傷害特約（本人型）の災害死亡保険金

◆階段で足をすべらせて転落し、頭を強打した際の「急性硬膜下血腫」により亡くなられた場合。

お支払いできます

◆「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難となっている方が、食物を喉に詰まらせて、亡くなられた場合。

お支払いできません



解説

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。「お支払いできません」の事例のように、疾病による障害（※）をお持ちの方が誤嚥等により窒息した場合は、約款所定の除外する事故にあたるため災害死亡保険金はお支払いできません。

（※）疾病による障害とは、呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害のことをいいます。

事例08 不慮の事故により約款所定の身体障害の状態になったとき

対象となる保険金・給付金などの種類	傷害特約（本人型）の障害給付金

◆ご契約加入後に発生した交通事故により、左手のすべての指を中手指節関節から切断し失った場合。

お支払いできます

◆ご契約加入後に発生した交通事故により、左手の指を骨折したが、手術等の治療によって回復した場合。

お支払いできません



解説

障害給付金は、不慮の事故によって約款所定の身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。
なお、障害給付金のお支払いの対象となる身体障害の状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例09 余命6か月と診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	リビング・ニーズ特約の特定状態保険金

◆病気により、被保険者の余命が6か月であると医師に診断された場合。

お支払いできます

◆病気により、被保険者の余命はあと1年から2年程度と医師に診断された場合。

お支払いできません



解説

リビング・ニーズ特約による特定状態保険金は、医師により被保険者の余命が6か月以内であると診断された場合にお支払いします。

17 保険金・給付金等の請求について

保険金・給付金等の請求書類

● 保険金・給付金・保険料払込みの免除等のご請求の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および各特約条項の別表をご参照ください。

ご注意

- **保険金・給付金・解約返戻金・保険料払込みの免除等のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。**
- **法人等（個人事業主を含みます。以下同じ。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その法人等から給与の支払を受ける人を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である法人等が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡・高度障害保険金の請求の際、次の書類の提出も必要です。**

⑴被保険者もしくは死亡退職金等の受給者の請求内容確認書または被保険者もしくは死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

⑵保険契約者である法人等が受給者本人であることを確認した書類

保険金・給付金等の請求に関する訴訟について

● 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

ご注意

死亡保険金受取人が2人以上の場合は、代表者の方から保険金をご請求いただく必要があります。この場合、代表者は、保険金の請求および受領に関して、他の死亡保険金受取人を代理します。

18 保険金・給付金等の代理請求について

あらかじめ指定した代理人により保険金・給付金等を請求することができます。

指定代理請求特約

● 被保険者である保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を請求できない次のいずれかの事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合
- 傷病名の告知を受けていない場合
- その他これに準じた状態である場合

指定代理請求人

指定代理請求人は、請求する時に指定すれば、良いのかな?



● 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て、保険契約者にあらかじめ1名の方を指定いただくことが必要です。

誰でも、良いのかな?

● 保険金・給付金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
- 被保険者の3親等内の親族
- 被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

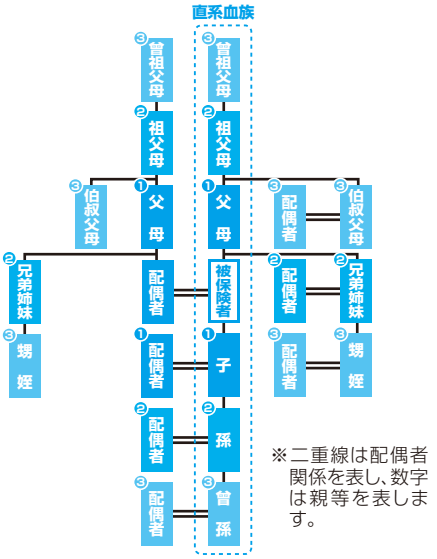

● 保険契約者は被保険者の同意を得て、当社に対する通知により指定代理請求人を変更することができます。

● 指定代理請求人が不要となった場合は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人は指定されていないものとして取り扱います。(この特約のみの解約はお取り扱いできません。)

● 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に住所不明により通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

指定代理請求特約の対象となる保険金・給付金等



どんな保険金などが請求できるのかな?

● この保険では、次の保険金・給付金等について、指定代理請求人によるご請求が可能です。

- 高度障害保険金
- 災害高度障害保険金
- 障害給付金
- 特定状態保険金
- **保険料の払込免除**(※)

(※)保険契約者と被保険者が同一人の場合に限ります。

ご注意

- **対象となる保険金・給付金等のそれぞれの約款に規定されている代理請求に関する規定は、指定代理請求特約を付加した場合には、適用しません。(対象となる保険金・給付金等の代理請求人は指定代理請求特約の指定代理請求人となります。)**
- **故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等の請求の意思表示をできない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。**

ご注意

保険契約者が被保険者と同一人である場合の保険料の払込免除の請求についても、左記と同様に取り扱います。

ご注意

保険金・給付金等の受取人が法人の場合や被保険者と同一人でない場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。

ご注意

指定代理請求人からのご請求に対して保険金・給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても保険金・給付金等をお支払いしません。

ご注意

保険料の払込免除には、特定疾病保険料払込免除特則による保険料の払込免除を含みます。

保険金・給付金等の代理請求をされる場合のご注意

代理請求をされる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしませんが、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者（または保険契約者）から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。
- このため、被保険者（または保険契約者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金・給付金等の請求があったことを、被保険者（または保険契約者）が知る可能性のある具体的事例は次のようなものです。

  • 被保険者が当社に契約内容を照会された場合
  • 銀行口座の通帳等で保険料のお払込みがなくなった、またはお払込額が減少したことを知る場合

- 代理請求いただいた後に被保険者（または保険契約者）から照会があった場合は、当社は直接の回答をせず代理請求いただいた方に連絡をとらせていただくことがありますので、ご了承ください。

19 死亡保険金受取人の変更について

死亡保険金受取人の変更

ご契約者は、被保険者がお亡くなりになるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご連絡ください。
- ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。（被保険者の同意が必要となります。）この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

死亡保険金受取人が死亡した場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった際には、すみやかに当社にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。



【死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例】

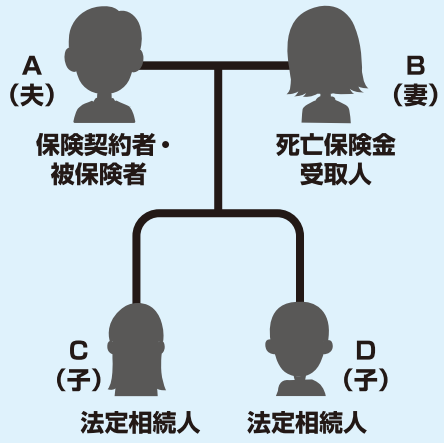

保険契約者・被保険者　Aさん
死亡保険金受取人　Bさん

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡保険金のお支払事由が発生）した場合

↓

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

⚠ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

保険料

保険料について

20 保険料のお払込み

保険料の払込方法（経路）

● **保険料の払込方法（経路）**には次の方法があります。

口座振替扱
- 当社が提携している金融機関等で、ご契約者の定めた預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。

送　金　扱
- 払込期月中に最寄りの金融機関より当社指定の銀行にお払い込みください。
- その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。

団　体　扱
- 団体扱契約の場合、勤務先などの団体を経由して、お払い込みください。
- この場合は、個々のご契約者に保険料領収証は発行しません。

クレジットカード払扱
- ご契約者名義のクレジットカードにより、自動的に保険料が当社に払い込まれます。
- クレジットカードは、当社指定のクレジットカードに限ります。
- クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合やご契約内容の変更等により取扱条件を満たさなくなった場合は、クレジットカードによる保険料のお払込みをお取扱いできなくなることがあります。この場合、保険料の払込方法（経路）の変更を行ってください。

保険料の払込方法（経路）の変更

● 次の場合には、当社の取扱者／代理店または当社までお申し出ください。

- 払込方法の変更を希望する場合
- 指定口座の変更を希望する場合
- 勤務先団体からの脱退

など

● お払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、**新たなお払込方法に変更**させていただきます。

● この場合、新たなお払込方法に変更されるまでの間の保険料は、当社の指定する方法によりお払い込みください。

21 保険料をまとめて払い込む方法

ボーナス、預貯金、退職金などの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

保険料の一括払（月払契約の場合）

● 当月以降の月払保険料をまとめて（3～12か月分）お払い込みいただくお取扱いです。この場合には、当社所定の割引率で保険料を割引いたします。

● この一括払保険料は、払込時期が到来するまで預り金として当社に積み立てられ、払込時期が到来するごとに保険料に充当されます。

● 保険期間中にご契約が消滅（解約・死亡など）した場合には、まだ払込時期が到来していない一括払保険料は返還されます。

ご注意

- **保険料の一括払をご利用された期間につきましては、保険金額・給付金額等の減額など、契約内容の変更が制限されることがありますので、あらかじめご了承ください。**
- **第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、一括払のお取扱いはできません。**
- **定期保険、長割り定期およびスマートあんしん定期では、当社の規定により保険料の前納（将来の保険料を２年分以上まとめて払い込むこと）はお取り扱いしておりません。**

ご注意

各々の**保険料の払込方法（経路）**には、当社の定める取扱条件があります。また、「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）については、「口座振替扱」となります。

ご注意

「口座振替扱」および「クレジットカード払扱」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。

お願い

「クレジットカード払扱」で、クレジットカードのカード番号・有効期限等が更新された場合、当社にご登録されたクレジットカード情報も最新のものに変更するため、当社までご連絡ください。

ご注意

新たなお払込方法に変更できるのは、当社の定める取扱条件を満たした場合に限り、変更時に取り扱っていないお払込方法には変更できません。また、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、お払込方法の変更はできません。

22 保険料の払込期月と猶予期間および復活について

ご契約を有効に継続させるためには、払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

第2回以後の保険料の払込期月および払込猶予期間

	払込期月 （保険料をお払い込みいただく月）	払込猶予期間
月　払	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から末日まで
年　払	年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月の1日から翌々月の月単位の契約応当日まで(※)

（※）契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ、4月、8月、1月の各末日までとなります。
また、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日を契約応当日とします。

[例1]月払の場合

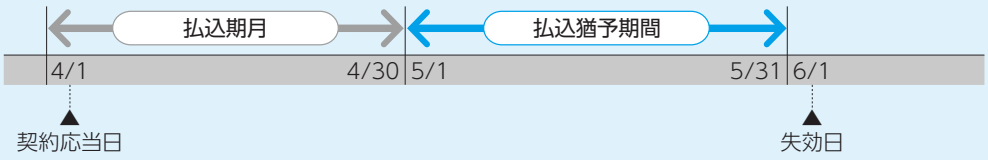

[例2]年払の場合

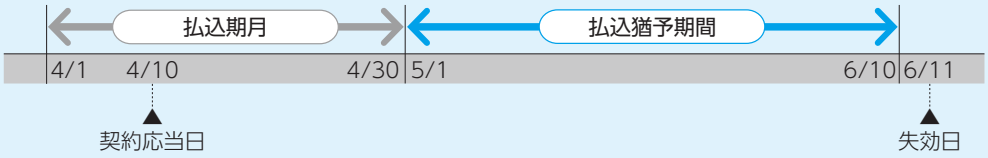

「責任開始期に関する特約」を付加した場合

- 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約では、第1回保険料について次のとおり払込期間、払込猶予期間があります。

	払込期間 （保険料をお払い込みいただく期間）	払込猶予期間
月　払 年　払	主契約の責任開始日からその翌月末日まで	払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

[例3]「責任開始期に関する特約」を付加した場合（月払・年払の場合）

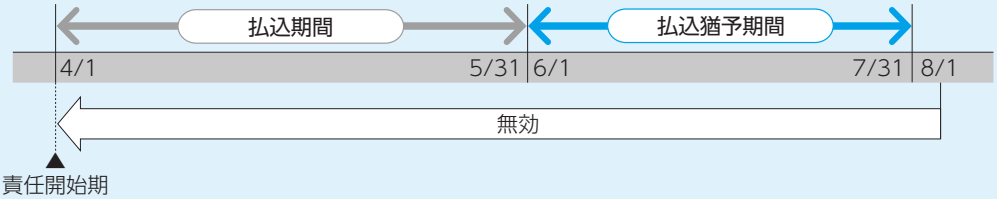

- 原則として、払込期間内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行います。
- 払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日（猶予期間中）に再度指定口座へご請求します。（保険料の払込方法（回数）が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。）
- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が払込期間満了日の翌月（猶予期間中）になることがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。（保険料の払込方法（回数）が月払の場合、第2回保険料とともに請求します。）

⚠ご注意

半年払で更新されたご契約については、左記の年払と同様の取扱いとなります。（払込期月については、「半年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで」となります。）

● さらに、払込猶予期間中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内（払込期間満了日の翌々月の末日まで）に保険料をお払い込みください。（保険料の払込方法（回数）が月払の場合、第2～3回保険料とともにお払い込みください。）

払込猶予期間満了の場合の取扱い

● 払込猶予期間内に第2回以後の保険料のお払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効（ご契約の効力がなくなり、保障がなくなること）します。ただし、**保険料の振替貸付**が可能な場合には、保険契約者から特に反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます。

● 「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがない場合、**ご契約は無効となります**。（ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。）この場合、次のとおり取り扱います。
- 責任準備金などその他の返戻金の払戻しはありません。
- 復活のお取扱いはありません。

効力を失ったご契約の復活

● 保険契約が失効した場合でも、**3年以内**なら、復活の請求ができます。（「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなく無効となった契約を除きます。）

● 復活の際に必要な手続きは下記のとおりです。
- **改めて、告知または診査**が必要となります。健康状態などによっては復活できない場合があります。
- 当社所定の金額をお払い込みいただきます。

● ご契約の復活を当社が承諾した場合、告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、復活の取扱いが行われた後のご契約の保障が開始されます。
- 復活の取扱いが複数回行われた場合の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。
- 告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了した日を「復活日」といいます。

ご注意

特定疾病保険料払込免除特則については、最後の復活の際の責任開始期からその日を含めて90日以内（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物に罹患したときは、悪性新生物による保険料の払込免除はいたしません。この場合、その後新たに悪性新生物に罹患されても、悪性新生物による保険料の払込免除はいたしません。

ご注意

スマートあんしん定期には、**保険料の振替貸付**のお取扱いはありません。

ご参考

保険料の振替貸付の詳細については、「㉔保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法」をご参照ください。

ご注意

ご契約を更新された場合、更新後契約の第1回保険料が払込猶予期間中に払い込まれなかったときは、ご契約の更新はなかったものとし、更新前契約の保険期間満了時にさかのぼってご契約が消滅します。

保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

● 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当されます。

例:月払契約

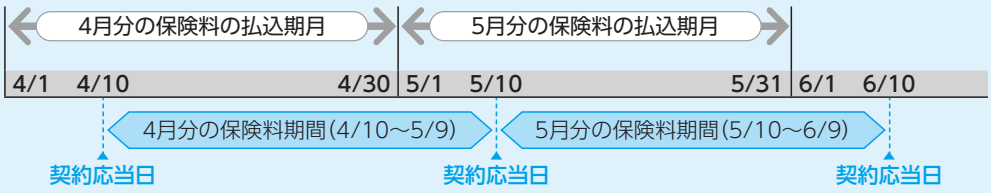

● 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合の未払込保険料のお取扱いは次のとおりです。

① 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

・保険金・給付金等を支払うとき……**未払込保険料**を保険金・給付金等から差し引きます。
・保険料払込みの免除のとき……未払込保険料をお払い込みいただきます。

【例1】1か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）

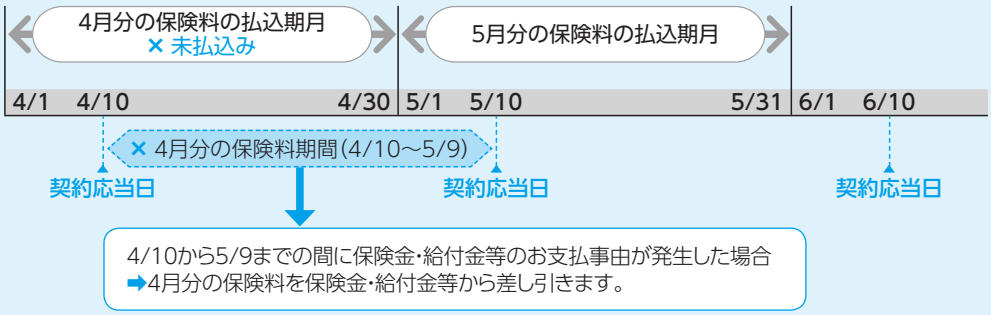

(注)×は、保険料のお払込みがないことを示します。

② 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。

・保険金・給付金等を支払うとき……**2か月分の保険料**を保険金・給付金等から差し引きます。
・保険料払込みの免除のとき……2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

【例2】2か月分の保険料が未払込みで保険金・給付金等を支払う場合（月払契約）

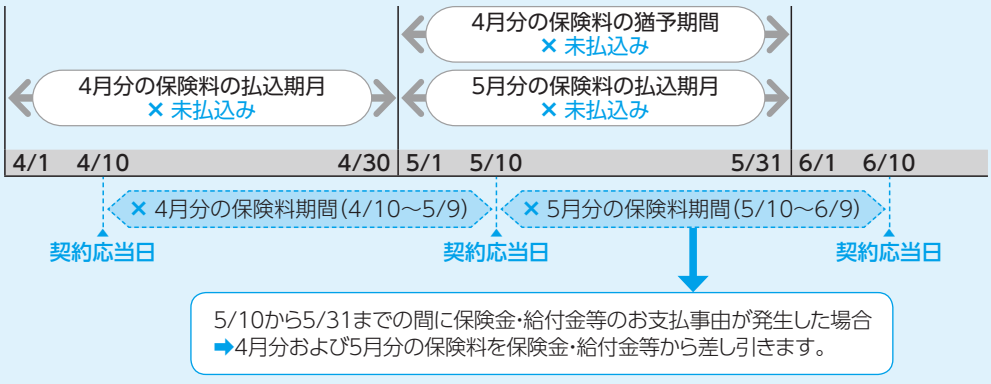

(注)×は、保険料のお払込みがないことを示します。

③「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料をお払い込みいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。

・保険金・給付金等を支払うとき……**第1回保険料**(※)を保険金・給付金等から差し引きます。
・保険料払込みの免除のとき……第1回保険料(※)をお払い込みいただきます。

(※)月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約応当日が到来している場合は、上記第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を取り扱います。

⚠ご注意

保険金・給付金等が**未払込保険料**に不足する場合は、未払込保険料をお払い込みいただきます。

⚠ご注意

[例1]で4/10～5/9までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分の保険料をお払い込みいただきます。

⚠ご注意

保険金・給付金等が**2か月分の保険料**に不足する場合は、2か月分の保険料をお払い込みいただきます。

⚠ご注意

[例2]で5/10～5/31までの間に保険料の払込免除事由が発生した場合は4月分および5月分の保険料をお払い込みいただきます。

⚠ご注意

保険金・給付金等が**第1回保険料**に不足する場合は、第1回保険料をお払い込みいただきます。

23 保険料のお払込みが不要となった場合

保険料の<u>お払込方法（回数）</u>が年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、**<u>ご契約の消滅等</u>**により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額（未経過保険料）をお支払いします。（詐欺による契約取消や不法取得目的による無効の場合等、約款・特約条項に定める場合を除きます。）

＜お支払いする額（未経過保険料）＞

すでに払い込まれた**<u>保険料</u>**のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料が充当される**<u>保険料期間</u>**の末日までの月数（端日数切捨て）に対応する保険料相当額

＜ご契約例＞
年単位の契約応当日:1月1日、月単位の契約応当日:毎月1日

1月27日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを必要としなくなったのは契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

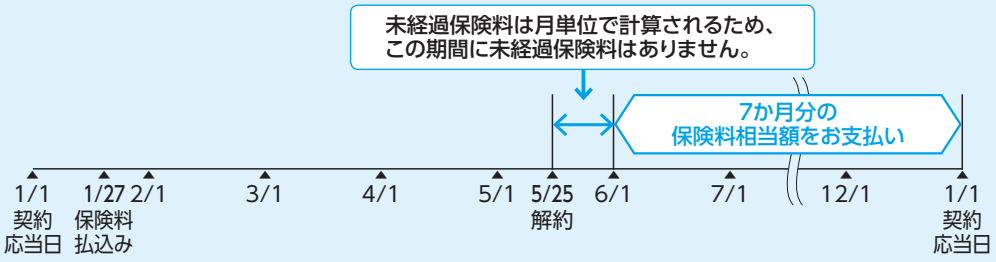

ご注意

<u>お払込方法（回数）</u>が月払のご契約には、左記取扱いはありません。半年払で更新されたご契約については、左記と同様の取扱いとなります。

ご注意

<u>ご契約の消滅等</u>には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額および保険料の払込免除等を含みます。

ご注意

<u>保険料</u>の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

ご注意

<u>保険料期間</u>とは、年払の場合、年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日までの期間（半年払の場合は、半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日までの期間）をいいます。

24 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、できるだけご契約が有効に継続されるように次のようなお取扱いをしております。

このようなとき	このような方法で
保険料の負担を軽くしたいとき	**保険金額の減額** ・保険金額を減らすことにより、払込保険料が少なくなります。 ・保険金額を減額した場合、減額分は解約したものとして取り扱います。 ・同時に各種特約も減額されることがあります。 ・減額後の保険金額は、10万円単位とし、100万円未満(※)となる場合は、お取り扱いできません。 (※)スマートあんしん定期のご契約の場合、200万円未満とします。 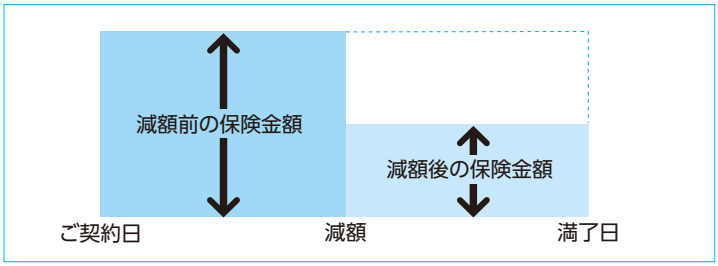 ⚠ 長割り定期のご契約の場合、保険証券に記載された低解約返戻金期間中に保険金額を減額されますと、お受け取りになる解約返戻金は、減額部分の「定期保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた額となります。 ⚠ スマートあんしん定期のご契約の場合、保険金額を減額されても、解約返戻金はありません。

上記のほか、定期保険または長割り定期のご契約の場合、次のようなお取扱いをしております。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料の都合がつかないとき	**保険料の振替貸付**(定期保険または長割り定期のご契約の場合のみ) ・保険料払込みの猶予期間内に保険料のお払込みがない場合は、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出のない限り、自動的に当社で保険料をお立て替え(振替貸付)します。 ・**貸付できる金額**Gは、解約返戻金と未経過保険料の合計額の範囲内です。 ・お立て替えする場合には、口座振替扱契約や団体扱契約などの場合でも、普通保険料率による保険料を基準としてお立て替えします。 ・立替利息は、**当社所定の利率**Gにより複利で計算します。 ・この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 この場合、変更後の利率の適用は次のとおりとします。 ①新たにお立替を行うとき 1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から変更後の利率を適用します。 ②すでにお立替を行っているとき 1月見直しの場合は4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利息を適用します。 **【利率が変更される場合の例】** 利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更されるとき 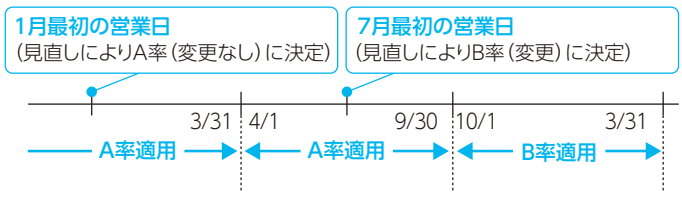 ⚠ 長割り定期のご契約の場合、保険証券に記載された低解約返戻金期間中は、解約返戻金の水準が低いことに応じてお立て替えできる金額が少なくなります。 ⚠ スマートあんしん定期のご契約の場合、保険料の振替貸付のお取扱いはありません。

⚠ご注意

減額のお取扱いは今後変更することがあります。

ご参考

災害割増特約、傷害特約(本人型)は、次の範囲内で減額をお取扱いします。
・減額単位:10万円
・最低保険金額:100万円(傷害特約(本人型)は50万円)

⚠ご注意

G**貸付できる金額**は、すでに保険料の振替貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金を差し引いて計算します。

⚠ご注意

G**当社所定の利率**は、経済情勢等により変更することがあります。(ただし、年8%を超えることはありません。)なお、最新の利率は当社のホームページ(https://www.tmn-anshin.co.jp/)でご確認いただけます。

⚠ご注意

保険金・給付金等をお支払いする場合や、解約返戻金をお支払いする場合等は、貸付金の元利金は差し引き精算されます。

⚠ご注意

貸付金の元利金が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。詳細は、「㉗保険契約者に対する貸付け」をご参照ください。

このようなとき	このような方法で
途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき	払済保険へ変更（定期保険または長割り定期のご契約の場合のみ） ・変更時の**解約返戻金等**を一時払の保険料として充当し、保険料払込済の保険に変更します。変更後の保険金額は、一般的に変更前の保険契約の保険金額より小さくなります。 ・払済保険の保険期間は、変更前のご契約の残存保険期間と同一または終身から選択できます。 ・各種特約は消滅します。（年金支払特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約は継続します。） ・変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 ・払済保険への変更後3年以内であれば当社の承諾を得て元の契約に戻すこと（復旧）ができます。ただし、この場合、告知または診査と当社所定の金額のお払込みが必要です。 ・復旧のお取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期は、復旧の際の責任開始期とします。 ・復旧の取扱いが複数回行われた場合の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。 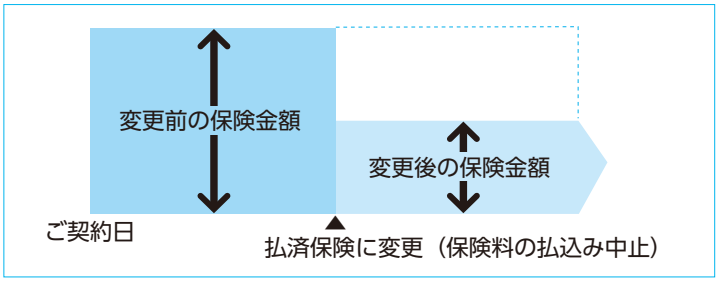 ⚠ 長割り定期のご契約の場合、保険証券に記載された低解約返戻金期間中は、原資となる解約返戻金の水準が低いことに応じて、払済保険に変更後の保険金額は少なくなります。 ⚠ スマートあんしん定期のご契約の場合、払済保険への変更はできません。

⚠ご注意

保険料の振替貸付または契約者貸付がある場合、それらの元利金を**解約返戻金等**から差し引きます。

見直し

保障内容の見直しについて

25 変換制度

すでにご契約され有効に継続している保険契約の全部または一部について、告知（または診査）を行わずに、当社所定の他の保険契約に変換できます。

◯ 変換制度の仕組み

【例：定期保険を終身保険に変換する場合】

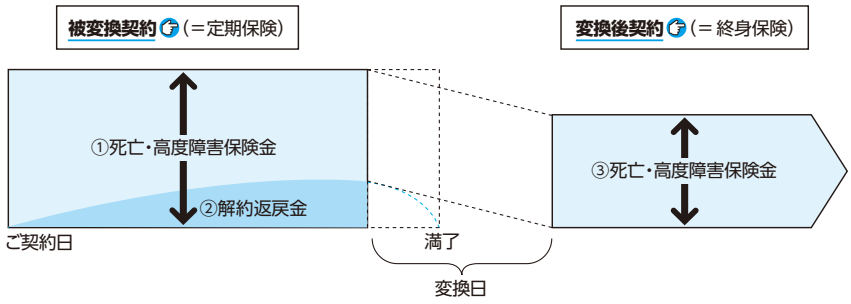

変換後契約の保険金額の限度（③）＝ 被変換契約の換算保険金額（①）－ 被変換契約の解約返戻金額（②）

◯ 対象となる保険種類

【被変換契約】		変換	【変換後契約】	
主契約（※1）	・定期保険 ・**長割り定期** ・**スマートあんしん定期** ・逓増定期保険 ・低解約返戻金型逓増定期保険 ・家計保障定期保険 ・**家計保障定期保険ＮＥＯ** ・災害保障期間付定期保険	変換後契約に「保険契約の変換に関する特約」が付加されます。	主契約	・終身保険 ・定期保険（※2） ・**スマートあんしん定期**（※2） ・養老保険（※3）
特約（※1）	・平準定期保険特約 ・逓減定期保険特約 ・家計保障定期保険特約 ・家計保障定期保険特約（無解約返戻金型） ・逓増定期保険特約 ・収入保障特約 ・生存給付金付定期保険特約			

（※1）主契約の一部のみを変換することもできます。また、特約のみをその全部または一部について終身保険または養老保険に変換することもできます。
（※2）定期保険およびスマートあんしん定期に変換できる被変換契約は、定期保険、スマートあんしん定期、逓増定期保険、低解約返戻金型逓増定期保険または災害保障期間付定期保険に限ります。（主契約に付加された特約を被変換契約に含めることはできません。）
（※3）養老保険に変換できるのは、変換後契約のご契約者が法人の場合に限ります。

◯ 変換後契約の保険金額の限度

● 変換後契約の保険金額は次の額が限度となります。

変換後契約の保険金額の限度	＝	変換日（※1）における被変換契約の保険金額（※2）（※3）	－	変換日（※1）における被変換契約の**解約返戻金額**

（※1）変換日とは変換後契約の責任開始期（第1回保険料相当額を受け取った時）の属する日をいいます。
（※2）被変換契約となる主契約・特約の保険金額を合算した金額をいいます。
（※3）家計保障定期保険、家計保障定期保険ＮＥＯ、逓減定期保険特約、家計保障定期保険特約、家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）、収入保障特約を被変換契約とする場合は、変換日におけるその保険金額の8割とします。

⚠ご注意

変換により、保険金額、保険料、保険料払込期間など、ご契約内容は全く新しく切り替わります。

ご参考

変換の対象となる保険契約を**被変換契約**、変換後の契約を**変換後契約**といいます。被変換契約には、保険契約に付加されている特約のうち、変換の対象となる特約を含み、被変換契約の一部が変換される場合には、その一部を指します。

⚠ご注意

変換時に締結を取り扱っていない主契約・特約には変換できません。

ご参考

長割り定期とは、「定期保険（低解約返戻金特則 付加）」の愛称（ペットネーム）です。

ご参考

スマートあんしん定期とは、「定期保険（無解約返戻金特則 付加）」の愛称（ペットネーム）です。

ご参考

家計保障定期保険ＮＥＯとは、「家計保障定期保険（無解約返戻金型）」の愛称（ペットネーム）です。

⚠ご注意

被変換契約に付加された特定疾病保険料払込免除特則などの特則を変換後契約に付加することはできません。

⚠ご注意

この場合の**解約返戻金額**は、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金を差し引く前の金額とします。

変換後契約の取扱い

- 変換制度をご利用の場合、被保険者の同意が必要ですが、診査（または告知）は必要ありません。
- 被保険者が変換後契約の責任開始期の属する日から起算して3年以内に自殺した場合でも、これを変換後契約の死亡保険金の免責事由とはしません。ただし、変換後契約において、すでに復活または復旧が行われている場合にはこの取扱いは行いません。
- 被保険者が変換後契約の責任開始期以後に所定の高度障害状態に該当した場合で、被変換契約の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行われた場合は最後の復活または復旧の際の責任開始期）以後、変換後契約の責任開始期前に、その高度障害状態の原因となる傷害または疾病が生じていたときは、変換後契約については、その傷害または疾病は変換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなします。ただし、変換後契約において、すでに復活または復旧が行われている場合にはこの取扱いは行いません。
- 変換後契約の保険料のお払込みが免除となるのは、変換後契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときに限ります。

変換制度をご利用できない場合

- 次の場合は変換制度をご利用できません。
  - 被変換契約の保険料のお払込みが免除されているとき。
  - 被変換契約を含む保険契約に特別条件付保険特約が付加されているとき。（ただし、保険金削減支払法、給付金削減支払法が適用されている場合で、削減期間を経過した後はこの限りではありません。）
  - 被変換契約の契約日、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日のうちいずれか遅い日からその日を含めて変換日までの期間が3年未満のとき。（ただし、自殺免責期間が2年の被変換契約の場合は2年未満となります。）
  - 変換日からその日を含めて被変換契約の保険期間の満了日（被変換契約に含まれる主契約または特約の保険期間の満了日が異なる場合には、先に到来する満了日）までの期間が2年未満のとき。（ただし、更新が可能な主契約または特約は保険期間の満了日の2か月前の末日まで変換することができます。）
  - 定期保険、長割り定期、逓増定期保険、低解約返戻金型逓増定期保険および災害保障期間付定期保険を保険期間が終身となる払済保険へ変更したとき。
  - 被変換契約が災害保障期間付定期保険で、第1保険期間中のとき。

変換制度ご利用の際の留意事項

- 変換後契約の契約年齢、払込期間などは、変換時の新契約取扱規定の範囲でお取り扱いします。
- 変換後契約には変換時の普通保険約款および特約条項が適用されます。
- 変換後契約の保険料については、変換時の被保険者の年齢により計算され、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、被変換契約と異なることがあります。
- 変換できる保険金額は、通常、被変換契約の保険金額を下回ります。
- 変換後契約から被変換契約への復旧はできません。
- 被変換契約である主契約の全部を変換する場合、主契約に付加されている各種特約・特則は変換により消滅します。また、主契約の一部を変換する場合、被変換契約に災害割増特約、傷害特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、災害入院特約、疾病入院特約等が付加されているときは、変換によりその特約の保険金額等が減額されることがあります。
- 定期保険、逓増定期保険、低解約返戻金型逓増定期保険または災害保障期間付定期保険からスマートあんしん定期に変換する場合、被変換契約に解約返戻金があるときでも、変換後契約のスマートあんしん定期には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 変換後契約には年金支払特約、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約以外の特約を中途付加することはできません。

ご注意

このほかにも変換後契約が所定の基準を満たさないときなど変換制度をご利用できない場合があります。
逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険を被変換契約とする場合、変換日における同一被保険者に係る他の保険契約（ご契約者が異なる契約を含みます。）の保険金額を通算した結果、変換制度がご利用できないもしくは変換後契約の保険金額が低く抑えられることがあります。

ご契約後について

26 ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等に役立つ大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と解約返戻金

- 生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。保険料の一部は毎年の保険金等のお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。
- 解約返戻金は、これらを除いた残りを基準として定められるため、**ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです**。
- 定期保険は死亡保障主体の保険です。解約返戻金は保険期間の途中で減少し、保険期間の満了時になくなります。また、保険期間を短期とした場合は、保険期間を通じて解約返戻金がまったくないこともあります。
- 主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。各種特約の返戻金は、特約の種類、経過年月数などによって異なりますが、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
- **解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・保険期間・保険料払込期間・経過年月数・保険料の払込年月数などによって異なります**。

解約返戻金の請求

- やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。



失効の場合の解約返戻金

- 効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

長割り定期（定期保険 低解約返戻金特則 付加）の場合

長割り定期の場合、低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されています。解約返戻金の水準は、解約する時期に応じて次のとおり異なります。

●解約返戻金の水準

解約する時期	解約返戻金の水準
低解約返戻金期間中	低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70％を乗じた水準です。
低解約返戻金期間満了後	低解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金と同額です。

低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されていることに応じて、以下の金額も低くなります。

・払済保険の保険金額　・契約者貸付の限度額　・保険料の振替貸付の限度額

●低解約返戻金期間の適用について

解約返戻金の計算にあたっては、以下の項目ごとに、**基準となる日**㊟が低解約返戻金期間中にある場合に、低解約返戻金割合70％を乗じることとします。

項目	基準となる日
・ご契約の解約　・保険金額の減額 ・契約者貸付　・払済保険への変更	請求に必要な書類が当社に到着した日
・ご契約の失効　・保険料の振替貸付	保険料の払込猶予期間満了の日の翌日
・告知義務違反または重大事由による解除	解除の通知が、ご契約者等に到着した日

⚠ご注意

解約返戻金のご請求は、権利を行使できる時から3年間行使しないと、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご参考

解約返戻金額は、保険証券に例示しています。

⚠ご注意

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料のお払込み前のご契約（主契約およびこれに付加された特約）には、解約返戻金はありません。

⚠ご注意

解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。

ご参考

保険料の払込みが免除されている場合、保険料が払い込まれているものとみなして解約返戻金を計算します。

ご参考

㊟**基準となる日**の詳細については、「定期保険普通保険約款第45条（低解約返戻金特則）」をご参照ください。

スマートあんしん定期（定期保険（無解約返戻金特則 付加））の場合

スマートあんしん定期は、保険期間を通じて解約返戻金をなくすことにより、無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」より割安な保険料で、一定期間の死亡保障をご提供するものです。
ご契約を解約された場合、解約返戻金のお支払いはありませんので、ご注意ください。

●解約返戻金と払込保険料合計額との関係
・スマートあんしん定期と無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」の解約返戻金を比較すると次のとおりです。

[ご契約条件]
・計算基準日：2024年3月2日　　・月払（口座振替扱）
・保険金額：3,000万円　　・特定疾病保険料払込免除特則付加なし
・保険期間/保険料払込期間：30年
（注）保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引制度にもとづく保険料の割引が適用されます。

【30歳契約・男性の場合】

保険種類	スマートあんしん定期			定期保険（無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」）		
月払保険料	6,090円			9,180円		
経過年数	払込保険料合計額（①）	解約返戻金（②）	返戻率（②÷①）	払込保険料合計額（①）	解約返戻金（②）	返戻率（②÷①）
1年	73,080円	0円	0.0%	110,160円	0円	0.0%
5年	365,400円	0円	0.0%	550,800円	159,000円	28.8%
10年	730,800円	0円	0.0%	1,101,600円	423,000円	38.3%
20年	1,461,600円	0円	0.0%	2,203,200円	573,000円	26.0%
30年	2,192,400円	0円	0.0%	3,304,800円	0円	0.0%

【50歳契約・男性の場合】

保険種類	スマートあんしん定期			定期保険（無解約返戻金特則を付加していない「定期保険」）		
月払保険料	25,320円			33,840円		
経過年数	払込保険料合計額（①）	解約返戻金（②）	返戻率（②÷①）	払込保険料合計額（①）	解約返戻金（②）	返戻率（②÷①）
1年	303,840円	0円	0.0%	406,080円	165,000円	40.6%
5年	1,519,200円	0円	0.0%	2,030,400円	1,314,000円	64.7%
10年	3,038,400円	0円	0.0%	4,060,800円	2,574,000円	63.3%
20年	6,076,800円	0円	0.0%	8,121,600円	3,795,000円	46.7%
30年	9,115,200円	0円	0.0%	12,182,400円	0円	0.0%

（注）払込保険料合計額・解約返戻金は、各年度の末日までの保険料が全額払い込まれた場合の値を表示しています。

被保険者によるご契約者への解約の請求について

●被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
①ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた場合（未遂を含みます。）
②保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った場合（未遂を含みます。）
③上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

○ 差押債権者、破産管財人等による解約について

●ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

○ 保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

●債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
②ご契約者でないこと

●保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
①ご契約者の同意を得ること
②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

27 保険契約者に対する貸付け

定期保険または長割り定期のご契約の場合、お金がご入用のときは、一時的に必要な資金をご契約者にお貸し付けする制度があります。

取扱の範囲	・**貸付金額の上限**は、解約返戻金額の7割です。 ・貸付金額の下限は、次のとおりとします。 初回貸付時　5万円 貸　増　時　1万円
貸付金の利息	・**当社所定の利率**により、年複利で計算し、1年未満の期間は、日割計算とします。 ・この利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 **【利率が変更される場合の例】** 利率が1月見直しで変更されず、7月見直しで変更されるとき 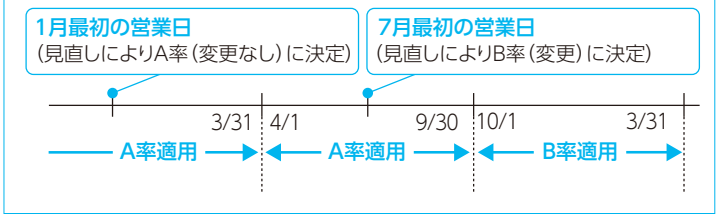 ・なお、すでに契約者貸付を行っている契約についても、利率が変更された場合には、変更後の利率を適用します。（適用方法の詳細は、契約者貸付に係る約定によります。）
留意点	・貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。 ・契約者貸付の貸付金の元利合計金額（保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。）が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。 ・当社所定の条件を満たしていない場合、ご契約者に対する貸付のお取扱いはいたしません。 ・書面のお申込みによる初回貸付の場合、収入印紙代が必要です。 ⚠ ご契約が長割り定期の場合、保険証券に記載された低解約返戻金期間中は、解約返戻金の水準が低いことに応じて貸付金額の上限が少なくなります。

⚠ご注意

スマートあんしん定期には、ご契約者に対する貸付のお取扱いはありません。

⚠ご注意

貸付日から保険期間満了日までの期間が10年未満であるときは、ご契約者に対する貸付のお取扱いはありません。

⚠ご注意

すでにこの貸付があるときまたは保険料の振替貸付があるときは、左記金額からそれらの元利金を差し引いた金額を**貸付金額の上限**とします。
また、保険料払込中のご契約の場合は、1か月分の保険料を差し引くことがあります。

⚠ご注意

当社所定の利率は、経済情勢等により変更することがあります。なお、最新の利率は当社のホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/）でご確認いただけます。

⚠ご注意

保険金・給付金等をお支払いする場合や、解約返戻金をお支払いする場合等は、貸付金の元利金は差し引き精算されます。

28 生命保険と税金について

○ 生命保険料控除

1 年間の正味払込保険料の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。

① 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

対象となる契約	納税する人が保険料を払い込み、保険金受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」である契約
対象となる保険料	1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた額

（注）生命保険料控除を受けるためには、年末調整または確定申告のときに申告が必要です。当社から発行する「生命保険料控除証明書」を申告書に添付してください。

② 生命保険料控除の種類

生命保険料控除には、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」、「介護医療保険料控除」の3つの控除枠があります。
保険契約および付加される特約ごとに、生命保険料控除の適用の有無および適用される生命保険料控除の種類が異なります。
この保険に適用される生命保険料控除の種類は次のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約
一般生命保険料控除	定期保険（主契約）・長割り定期（主契約）・スマートあんしん定期（主契約）

（注）災害割増特約、傷害特約（本人型）は生命保険料控除の対象となりません。

③ 控除額

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」は、それぞれ次のとおり控除額が計算されます。

〈所得税の控除額〉

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
20,000円以下のとき	全　　額
20,000円を超え40,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋10,000円
40,000円を超え80,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋20,000円
80,000円を超えるとき	一律　40,000円

〈住民税の控除額〉

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
12,000円以下のとき	全　　額
12,000円を超え32,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$）＋6,000円
32,000円を超え56,000円以下のとき	（年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$）＋14,000円
56,000円を超えるとき	一律　28,000円

⚠ご注意

左記内容は、2024年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

ご参考

正味払込保険料とは、1年間の払込保険料から契約者配当金等を差し引いたものをいいます。

⚠ご注意

所得税および住民税の控除額は、「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」および「介護医療保険料控除」の控除額を合算して所得税120,000円、住民税70,000円が限度になります。

⚠ご注意

ご契約日が2011年12月31日以前の他のご契約がある場合は、取扱いが異なることがあります。

◯ 保険金・給付金等の税法上のお取扱い

保険金・給付金等をお受け取りになる際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係で決まります。

① 死亡保険金等お受取時の課税の取扱い

(1)死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)(※1)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

(2)年金支払特約により死亡保険金を年金でお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税(※2) 所得税(雑所得)(※1)(※3)
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税(雑所得)(※1)(※4)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税(※2) 所得税(雑所得)(※1)(※3)

(※1) 2013年1月1日から2037年12月31日まで、納付すべき所得税の額の2.1%が復興特別所得税として併せて課されます。

(※2)年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して課税されます。

(※3)年金受取時に課税されます。1年目の年金は非課税となり、2年目以降の年金のうち一部が課税対象となります。詳しくは税務署等にご確認ください。

(※4)課税所得が25万円以上の場合には、この課税所得に対して、10%の所得税が源泉徴収されます。

② 保険金・給付金等の非課税扱

- ご契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。
- 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。

  - 被保険者
  - 被保険者の配偶者もしくは直系血族
  - 被保険者と生計を一にするその他の親族

⚠ご注意

左記内容は、2024年1月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。なお、個別の取扱いについては、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。

ご参考

所得税の対象となるものについては住民税が課税されます。

お知らせ

生命保険に関するお知らせ

29 生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます。）に加入しております。

- 保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。
- ただし、この場合でも、生命保険会社の業務または財産の状況により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

保護機構って、どんな団体?



- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら?



- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90％とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90％が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90％－｛（過去5年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2｝

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90％が補償されるものではありません。

仕組みの概略図

●救済保険会社が現れた場合

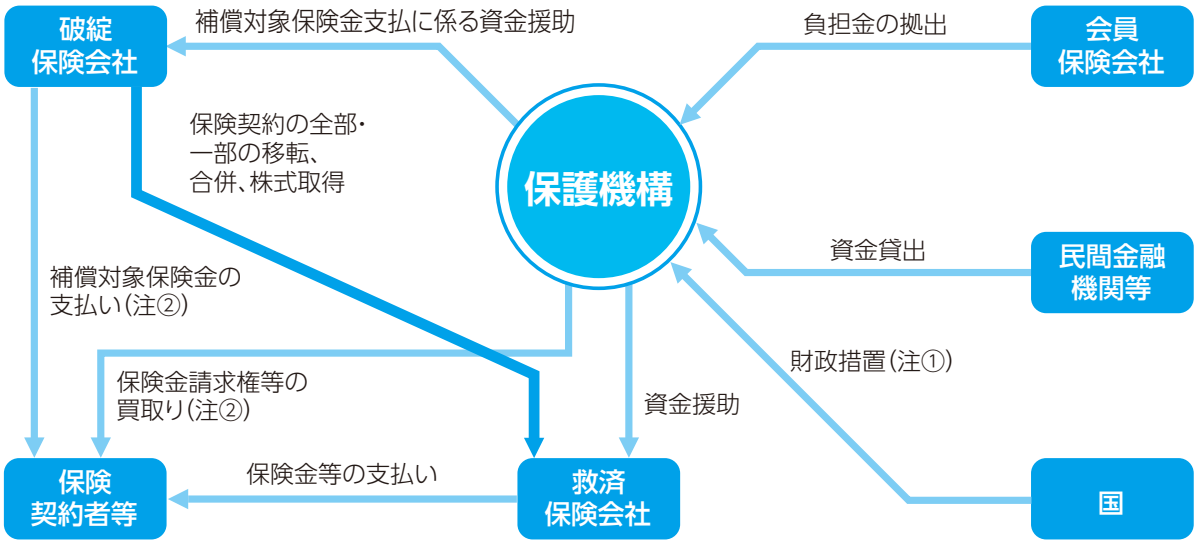

●救済保険会社が現れない場合

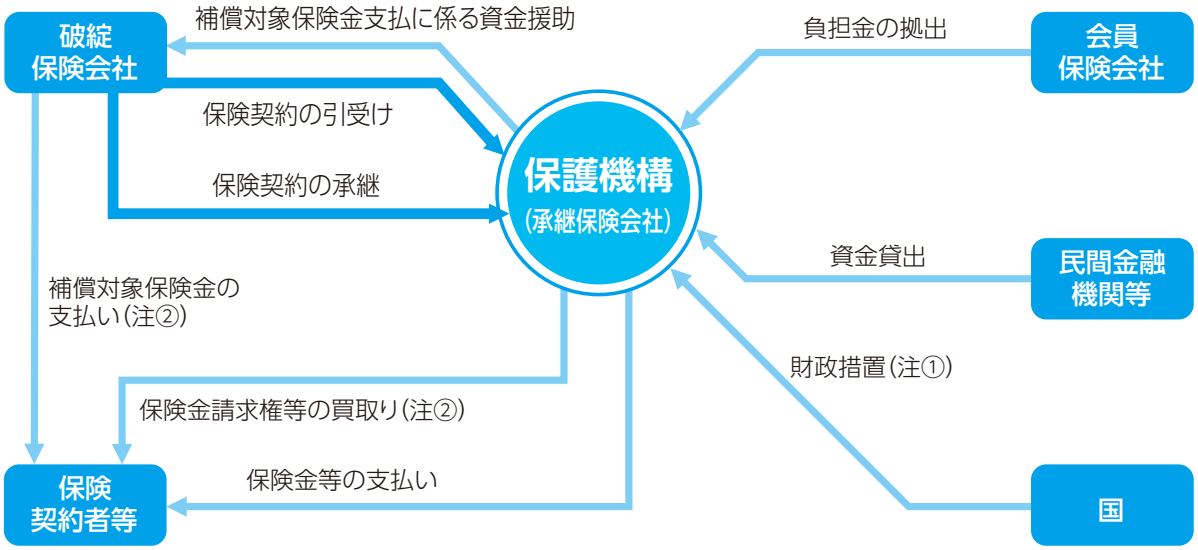

(注①) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注②) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前頁(※2)に記載の率となります。)

◆補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＊生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 **03-3286-2820** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス **https://www.seihohogo.jp/**

30 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

  なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）です。

  各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

  また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

  （ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
  （イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
  （ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
  （エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
  （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】



2024年3月31日以前の登録事項

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（2）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（3）入院給付金の種類および日額
（4）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（5）取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

（1）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（2）普通死亡保険金の金額
（3）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（4）災害死亡保険金の金額
（5）がん給付金の一時金額
（6）就業不能保障給付金の月額
（7）先進医療保障給付の件数
（8）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（9）取扱会社名

2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（2）～（7）に該当する主契約・特約が登録対象となります。
その他、正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。
※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/privacy/index02.html）をご確認ください。

31 支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、巻末のカスタマーセンターにお問い合わせください。

（ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
（イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
（ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
（エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
（オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

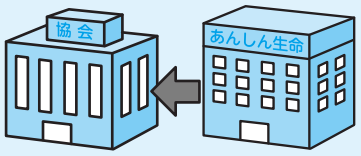

（1）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
（2）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
（3）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.tmn-anshin.co.jp/privacy/index02.html）をご確認ください。

32 ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、ご契約手続き・ご契約内容変更手続き、保険金・給付金等のご請求手続き（情報端末等を利用した手続きを含みます。）において取得するお客様の個人情報（健康状態に関する質問への回答も含みます。）、その他の各種書類に記載された情報または保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務または事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがいまして、これらの情報を業務の代理または事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社が知ることがあります。

約　款

■ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

約款　目次

主契約（普通保険約款）

定期保険普通保険約款 ・・・

定期保険普通保険約款　目次

1. 用語の意義
第 1 条　用語の意義

2. 保険金の支払
第 2 条　保険金の支払
第 3 条　保険金の支払に関する補則
第 4 条　保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第 5 条　保険金支払方法の選択
第 6 条　保険金の請求、支払時期および支払場所

3. 保険料払込みの免除
第 7 条　保険料払込みの免除
第 8 条　保険料払込免除の請求

4. 当会社の責任開始期
第 9 条　当会社の責任開始期

5. 保険料の払込み
第10条　保険料の払込み
第11条　保険料の払込方法(経路)
第12条　年払保険料または半年払保険料の前納
第13条　月払保険料の一括払

6. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効
第14条　猶予期間および保険契約の失効

7. 保険料の振替貸付
第15条　保険料の振替貸付
第16条　保険料の振替貸付の取消

8. 保険契約の復活
第17条　保険契約の復活

9. 詐欺による取消等
第18条　詐欺による取消
第19条　不法取得目的による無効

10. 告知義務および保険契約の解除
第20条　告知義務
第21条　告知義務違反による解除
第22条　保険契約を解除できない場合
第23条　重大事由による解除

11. 解約および解約返戻金
第24条　解約
第25条　解約返戻金
第26条　保険金等の受取人による保険契約の存続

12. 契約内容の変更
第27条　保険金額の減額
第28条　払済保険への変更および復旧
第29条　保険期間または保険料払込期間の変更

13. 契約者貸付
第30条　契約者貸付

14. 保険金の受取人
第31条　保険金の受取人の代表者
第32条　死亡保険金受取人の変更
第33条　遺言による死亡保険金受取人の変更
第34条　死亡保険金受取人の死亡

15. 保険契約者
第35条　保険契約者の代表者
第36条　保険契約者の変更
第37条　保険契約者の住所等の変更

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い
第38条　年齢の計算
第39条　契約年齢および性別の誤りの取扱い

17. 契約者配当
第40条　契約者配当

18. 時効
第41条　時効

19. 被保険者の業務、転居および旅行
第42条　被保険者の業務、転居および旅行

20. 保険契約の更新
第43条　保険契約の更新

21. 管轄裁判所
第44条　訴訟の提起

22. 低解約返戻金特則
第45条　低解約返戻金特則

23. 無解約返戻金特則
第46条　無解約返戻金特則

24. 特定疾病保険料払込免除特則
第47条　特定疾病保険料払込免除特則
第48条　責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い

定期保険普通保険約款

（2024年3月2日改定）

（この保険の概要）

この保険は、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	内　容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

1. 用語の意義

第 1 条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用　語	用語の意義
ケ	契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ	契約者貸付	解約返戻金の一定割合の範囲内で保険契約者が金銭の貸し付けを受ける制度をいいます。
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、当会社がたずねた事項について当会社に知らせることをいいます。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結、復活または復旧に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法（回数）に応じて定められている期間（契約応当日の属する月の初日から末日まで）をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
フ	復旧	保険料の払込みを中止して、保険期間または保険金額の変更等をした保険契約（払済保険が該当します。）を元の契約内容に戻すことをいいます。
ホ	保険料の振替貸付	保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合に、解約返戻金および未経過保険料の合計額の範囲内で自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて、保険契約を有効に継続させる制度をいいます。
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2. 保険金の支払

第 2 条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

①　死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア.　責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺 イ.　保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ.　戦争その他の変乱

②　高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※1）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※2）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア.　保険契約者または被保険者の故意 イ.　戦争その他の変乱

（※1）　高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※2）　責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第 3 条（保険金の支払に関する補則）

（１）　被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

（２）　この保険契約が更新されない場合において、次の①～③の全てに該当する場合には、保険期間の満了時に高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。

①　被保険者が保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表3）に該当したこと。

②　保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。

③　保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したこと。

（３）　当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。

（４）　次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本(4)において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。

① この保険契約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

② この保険契約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注1）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③ 責任開始期前の疾病等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア. 責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ. 責任開始期前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（５） 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その死亡保険金を支払いません。

（６） 保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（注2）が保険契約者（その法人）である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（７） 保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（注1） 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注2） 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第４条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

（１） 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

（２） 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（３） 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。

① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。

② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

（４） 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第５条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（注）は、保険金の一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

（注） 保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人とします。

第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

（１） 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

（２） 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。

（３） 本条（2）の請求を受けた場合、保険金の支払は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で行います。ただし、当会社が認めたときは、保険金の受取人の口座（注）に対して保険金の払込手続を行います。

（４） 保険金を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認（当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。）を行います。この場合には、本条（3）の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または第2条（保険金の支払）②に定める高度障害状態（別表3）に該当する事実の有無
②	保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項、第23条（重大事由による解除）（1）⑥ア.～オ.に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

（５） 本条（4）の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条（3）および（4）の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数（①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日　数
①	本条（4）①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条（4）①～④に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条（4）①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条（4）①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条（4）①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条（4）①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条（4）①～④に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	90日

（６） 保険金を支払うべき期限について、本条（4）または（5）に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金の受取人に通知します。

（７） 本条（4）または（5）に定める期限を過ぎてもなお、照会先または調査先からの回答の遅延その他当会社の責任によらない理由により本条（4）の確認が終了しない場合には、当会社は、その確認が終了しなかった理由および確認が必要な事項の内容を保険金の受取人に通知したうえで、その確認を継続します。

（８） 本条（4）～（6）に定める期限を経過した後で保険金を支払うこととなるときは、当会社は、その期限の翌日以後遅滞の責任を負い、遅延利息を保険金とあわせて支払います。

（９） 本条（4）および（5）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任

を負わず、その間は保険金を支払いません。

(10)　下表の「要件」を全て満たす保険金の請求については、下表の「請求書類」を本条(2)に定める書類に追加して提出する必要があります。

要件	①　団体(※1)を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。 ②　その団体(※1)から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。 ③　保険契約者である団体(※1)がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下本条において「死亡退職金等」といいます。)として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。
請求書類	次のア.またはイ.のいずれかおよびウ.の書類を提出(※2) する必要があります。 ア.　被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書 イ.　被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類 ウ.　受給者本人であることを、保険契約者である団体(※1)が確認した書類

(※1)　官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の代表者を含みます。

(※2)　被保険者または死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

(注)　当会社が指定した金融機関等の口座に限ります。

3. 保険料払込みの免除

第 7 条 (保険料払込みの免除)

(1)　下表のとおり、当会社は、次に到来する第10条(保険料の払込み)(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)による傷害(※1)を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態(別表4)に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害(※2)を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態(別表4)に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②　被保険者の犯罪行為 ③　被保険者の精神障害を原因とする事故 ④　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦　地震、噴火または津波 ⑧　戦争その他の変乱

(※1)　責任開始期前に発生した不慮の事故(別表2)による傷害の取扱いについては、第3条(保険金の支払に関する補則)(4)の規定を準用します。

(※2)　責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限ります。

(2)　保険料の払込みが免除された場合には、以後第10条(保険料の払込み)に定める払込方法(回数)に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

(3)　保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①～③の取扱いに関する規定は適用しません。

①　第27条(保険金額の減額)
②　第28条(払済保険への変更および復旧)
③　第29条(保険期間または保険料払込期間の変更)

(4)　被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、身体障害の状態(別表4)に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

第 8 条(保険料払込免除の請求)

(1)　保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。

(2)　保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出して、保険料の払込免除を請求してください。

(3)　保険料払込みの免除の請求については、第6条(保険金の請求、支払時期および支払場所)(3)～(9)の規定を準用します。

4. 当会社の責任開始期

第 9 条(当会社の責任開始期)

(1)　当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時(責任開始期)」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時(責任開始期)
①	保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
②	第1回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

(2)　本条(1)により当会社の責任が開始される日を契約日とします。

(3)　保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。

(4)　当会社が保険契約またはこれに付加する特約(注1)の申込を承諾した場合(注2)には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項(注3)を記載した保険証券を交付します。

①　当会社名
②　保険契約者の氏名または名称
③　被保険者の氏名
④　死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
⑤　保険期間
⑥　保険金額
⑦　保険料およびその払込方法(回数)
⑧　付加された特約(注1)の名称
⑨　契約日
⑩　保険証券を作成した年月日

(注1)　当会社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。

(注2)　この保険契約が更新される場合を含み、この保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。

(注3)　この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。

5. 保険料の払込み

第10条(保険料の払込み)

(1)　第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法(回数)	払込期月
①	月払(年12回払)	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	半年払(年2回払)	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
③	年払(年1回払)	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

(2)　本条(1)で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法(回数)に応じ、それぞれの保険料期間(注1)に対応する保険料とします。

(3)　第2回以後の保険料が本条(1)に定める払込期月内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に次の事項を通知します。

① 第2回以後の保険料が払込期月内に払い込まれなかったこと。
② 第2回以後の保険料の払込みについての猶予期間
③ 猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれないときは保険契約が失効すること。

（４） 当会社は、年払または半年払の保険契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその保険契約の保険料の払込みが免除された場合で、かつ、払い込まれた保険料のうち保険料期間（注1）中の経過月数により計算した未経過部分の保険料（注2）（以下、「未経過保険料」といいます。）があるときは、これを保険契約者（注3）に支払います。ただし、次の①～③の場合は、未経過保険料の支払いはありません。
① 保険料の払込みが免除された保険契約が消滅したとき。
② 保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないとき。
③ 保険契約が、詐欺により取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき。

（５） 本条（1）の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（注3）に払い戻します。

（６） 本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料（注4）を支払うべき保険金から差し引きます。

（７） 本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料（注4）を払い込んでください。この未払込保険料（注4）が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

（８） 本条（7）の場合、未払込保険料（注4）の払込みについては第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。

（９） 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

（10） 月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

（注1） 契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
（注2） 経過月数は、1か月未満の端数を切り上げて計算します。また、年払または半年払以外の保険契約には未経過保険料はありません。
（注3） 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。
（注4） 保険契約に付加された特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第１１条（保険料の払込方法（経路））

（１） 保険契約者は、次の①～④のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

	保険料の払込方法（経路）	内　容
①	□座振替扱	当会社の指定した金融機関等の□座振替により払い込む方法
②	送金扱	金融機関等の当会社の指定した□座に送金することにより払い込む方法
③	団体扱	所属団体を通じ払い込む方法（注1）
④	クレジットカード払	当会社の指定するクレジットカードにより払い込む方法

（２） 本条（1）の規定にかかわらず、本条（1）に定める□座振替扱、団体扱またはクレジットカード払のいずれかを選択する場合は、それぞれ下表の特約の付加を必要とし、当会社がこの保険契約にこれらの特約を付加することを取り扱っていないときは、その保険料の払込方法（経路）を選択することはできません。

	保険料の払込方法（経路）	付加する特約
①	□座振替扱	保険料□座振替特約
②	団体扱	団体扱特約Ⅰまたは団体扱特約Ⅱ（注2）
③	クレジットカード払	保険料クレジットカード払特約

（３） 本条（1）に定める保険料の払込方法（経路）のいずれによってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込むことができます。

（４） 保険契約者は、本条（1）に定める保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、変更後の保険料の払込方法（経路）について、本条（2）の規定を準用します。

（５） 保険料の払込方法（経路）が本条（1）に定める□座振替扱、団体扱またはクレジットカード払の場合において、その保険契約が本条（2）の規定により付加された特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条（4）の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。

（注1） 所属団体と当会社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限ります。
（注2） 所属団体の種類に応じて、いずれかの特約の付加を必要とします。

第１２条（年払保険料または半年払保険料の前納）

（１） 保険契約者は、当会社の定める払込期間の範囲内で、当会社の定める方法により、将来の2年分以上の年払保険料または半年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

（２） 本条（1）の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込みに充当します。

（３） 前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

（４） 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

第１３条（月払保険料の一括払）

（１） 月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（２） 保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

（注） 3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

6. 保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第１４条（猶予期間および保険契約の失効）

（１） 第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

（２） 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合において、解約返戻金があるときは、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

（３） 猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料（注）を保険金から差し引きます。

（４） 猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料（注）を払い込んでください。この未払込保険料（注）が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

（注） 保険契約に付加された特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

7. 保険料の振替貸付

第15条(保険料の振替貸付)

(1) 保険料の払込みがないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がないかぎり、当会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。

(2) 保険料の振替貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金および未経過保険料の合計額(注)を超えない間、行われるものとします。

(3) 保険料の振替貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。

(4) 保険料の振替貸付金の利息は、下表に定める「上限利率」以下で当会社が定める利率により計算し、「元金繰り入れ日」ごとに元金に繰り入れます。

	保険料の払込方法(回数)	上限利率	元金繰り入れ日
①	月払(年12回払)	月8/12%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日
②	半年払(年2回払)	半年4%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日
③	年払(年1回払)	年8%	

(5) 保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料の振替貸付金があるときは、その後も本条(4)に準じて利息を計算し、元金に繰り入れます。

(注) その保険料の払込みがあったものとして計算し、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

第16条(保険料の振替貸付の取消)

保険料の振替貸付が行われた場合でも、下表の「取消期限」に定める日までに、保険契約者から保険契約の解約または払済保険への変更の請求(注)があったときは、当会社は、保険料の振替貸付を行わなかったものとします。

	保険料の払込方法(回数)	取消期限
①	月払(年12回払)	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
②	半年払(年2回払)	猶予期間満了の日の属する月の3か月後の月の末日
③	年払(年1回払)	

(注) 第26条(保険金等の受取人による保険契約の存続)に定める債権者等による解約の効力発生を含みます。

8. 保険契約の復活

第17条(保険契約の復活)

(1) 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、当会社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。

(2) 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

(3) 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料(注)を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。

(4) 第9条(当会社の責任開始期)(1)の規定は、本条の場合に準用します。

(注) 第30条(契約者貸付)(6)の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。

9. 詐欺による取消等

第18条(詐欺による取消)

保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第19条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更をしたときは、保険契約(復旧の場合には、復旧部分)を無効とし、当会社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

第20条(告知義務)

保険契約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条(告知義務違反による解除)

(1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約(注)を解除することができます。

(2) 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約(注)を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態(別表3)、身体障害の状態(別表4)が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。

(4) 本条の規定によって保険契約(注)を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(5) 本条の規定によって保険契約(注)を解除した場合、当会社は、解約返戻金があるときは解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 復旧の場合には、復旧部分をいいます。

第22条(保険契約を解除できない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
① 保険契約の締結、復活または復旧の際、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
② 保険媒介者(注1)が、保険契約者または被保険者が第20条(告知義務)の告知をすることを妨げたとき。
③ 保険媒介者(注1)が、保険契約者または被保険者に対し、第20条(告知義務)の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
④ 当会社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
⑤ 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき(責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。)。
⑥ 保険契約の締結、復活または復旧(注2)の時から5年を経過したとき。

(2) 本条(1)②または③の規定は、その規定に定める保険媒介者(注1)の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条(告知義務)の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、これを適用しません。

(注1) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

(注2) 複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧とします。

第23条(重大事由による解除)

(1) 当会社は、次の①～⑦のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(注1)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
② 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
④ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる死亡保険金(注1)の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥ 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のア.～オ.のいずれかに該当する場合
ア. 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められるとき。
イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。
エ. 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。
オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
⑦ 次のア.またはイ.に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑥に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
イ. 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(2) 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、本条(1)①～⑦に定める事由の発生時以降に保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、次の①および②のとおり取り扱います。
① 保険金(注2)は支払いません。また、既に保険金(注2)を支払っていたときは、保険金(注2)の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(4) 本条の規定によって保険契約を解除した場合、当会社は、解約返戻金があるときは解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(5) 本条(4)の規定にかかわらず、本条(1)⑥の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条(2)①の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条(4)の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 本条(1)①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。
(注2) 本条(1)⑥のみに該当した場合で、本条(1)⑥ア.～オ.に該当した者が保険金の受取人のみであり、かつ、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

11. 解約および解約返戻金

第24条(解約)

(1) 保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約することができます。

(2) 保険契約を解約するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出し、解約返戻金があるときは、解約返戻金を請求してください。

第25条(解約返戻金)

(1) 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
(2) 解約返戻金額は、保険証券に例示します。
(3) 解約返戻金の支払は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で行います。ただし、当会社が認めたときは、保険契約者の口座(注1)に対して解約返戻金の払込手続を行います。
(4) 本条(3)の規定は、保険金および解約返戻金以外のこの保険契約に基づく諸支払金の支払(注2)に準用します。

(注1) 当会社が指定した金融機関等の口座に限ります。
(注2) 保険金とともに保険金の受取人に支払う場合を除きます。

第26条(保険金等の受取人による保険契約の存続)

(1) 債権者等(注1)による保険契約(付加された特約を含みます。以下本条において同じ。)の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
(2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次の①および②を満たす保険金等(注2)の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等(注1)に支払うべき金額(注3)を債権者等(注1)に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
② 保険契約者でないこと。
(3) 本条(2)の規定により、本条(1)の効力を生じさせないこととするときは、保険金等(注2)の受取人は当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
(4) 本条(1)の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条(2)の規定により効力が生じなくなるまでに、次の①～③のいずれかを満たす保険金等(注2)の支払事由が生じ、当会社が保険金等(注2)を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条(2)の金額を債権者等(注1)に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等(注1)に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等(注2)の受取人に支払います。
① 被保険者の死亡を支払事由とする保険金等(注2)であること。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等(注2)は除きます。
② その支払により、この保険契約が消滅する保険金等(注2)であること。
③ その支払により、解約の効力が生じたときに当会社が債権者等(注1)に支払うべき金額が減少することとなる保険金等(注2)であること。

(注1) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
(注2) 名称がいかなる場合であっても、この保険契約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。ただし、本条(2)および(3)においては、被保険者の生存を支払事由とする金銭を除きます。
(注3) 本条(4)の規定により既に債権者等(注1)に支払った金額があるときは、その金額を差し引きます。

12. 契約内容の変更

第27条(保険金額の減額)

(1) 保険契約者は、当会社の定める単位にて、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は当会社の定める金額以上であることを必要とします。
(2) 保険金額の減額を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
(3) 保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
(4) 保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条(払済保険への変更および復旧)

(1) 保険料払込期間中は、保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の保険(以下「払済保険」といいます。)に変更することができます。この場合、払済保険は、当会社所定の書類(別表1)を当会社が受け付けた日(以下「払済保険への変更日」とします。)から効力を生じるものとします。

① 保険期間は、元の保険契約の残存保険期間と同一または終身とします。

② 保険金額は、払済保険への変更日の解約返戻金および未経過保険料(注1)を充当して計算します。ただし、このとき計算した保険金額が元の保険契約の保険金額(注2)を超えるときは、元の保険契約の保険金額(注2)と同額とし、解約返戻金および未経過保険料(注1)の残額を保険契約者に支払います。

(2) 払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。

(3) 本条(1)②に定める払済保険の保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。

(4) 払済保険に変更後3年以内は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。この場合には、当会社所定の金額を払い込んでください。

(5) 払済保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

(6) 本条(4)の復旧をする場合、第9条(当会社の責任開始期)(1)の規定は、本条の復旧部分に準用します。

(注1) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその解約返戻金および未経過保険料を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

(注2) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその保険金額を含みます。

第29条(保険期間または保険料払込期間の変更)

(1) 保険契約者は、当会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間を変更することができます。

(2) 保険期間または保険料払込期間の変更を請求するときは、保険契約者は当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

(3) 保険期間または保険料払込期間を変更するときは、責任準備金および未経過保険料の差額を授受し、その後の保険料を改めます。

(4) 保険期間または保険料払込期間を変更した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(5) この保険契約が払済保険に変更されている場合には、本条の変更は取り扱いません。

13. 契約者貸付

第30条(契約者貸付)

(1) 保険契約者は、解約返戻金額(注)の当会社所定の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、次のいずれかに該当する場合には、貸付を取り扱いません。

① 貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合

② 保険期間満了日までの期間が当会社所定の年数に満たない場合

(2) 契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

(3) 契約者貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。

(4) 保険契約が消滅した場合に、契約者貸付または保険料の振替貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。

(5) 各月毎に当会社の定める計算日において、当会社の定める判定基準日時点の契約者貸付および保険料の振替貸付の元利金が、同時点の解約返戻金および未経過保険料の合計額を超える場合には、当会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当会社の指定した期日までに、当会社所定の金額を払い込んでください。

(6) 本条(5)の払込みがなかったときは、保険契約は当会社の指定した期日の翌日から効力を失います。

(7) 保険契約者は、いつでも契約者貸付金および保険料の振替貸付の元利金の全部、または当会社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。

(注) 保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

14. 保険金の受取人

第31条(保険金の受取人の代表者)

(1) 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。

(2) 本条(1)の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第32条(死亡保険金受取人の変更)

(1) 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

(2) 本条(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

(3) 死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第33条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

(1) 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

(2) 本条(1)の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

(3) 本条(1)および(2)による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。

(4) 遺言による死亡保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第34条(死亡保険金受取人の死亡)

(1) 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

(2) 本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(1)の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。

(3) 本条(1)および(2)により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

15. 保険契約者

第35条(保険契約者の代表者)

(1) 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

(2) 本条(1)の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

(3) 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第36条(保険契約者の変更)

(1) 保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます

(2) 本条(1)の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

(3) 本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第37条(保険契約者の住所等の変更)

(1) 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに当会社に通知してください。

(2) 本条(1)の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第38条(年齢の計算)

(1) 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

(2) 保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条(1)の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第39条(契約年齢および性別の誤りの取扱い)

(1) 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、当会社は保険契約を取り消すことができるものとし、これにより保険契約を取り消したときは既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

(2) 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

17. 契約者配当

第40条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18. 時効

第41条(時効)

保険金、解約返戻金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第42条(被保険者の業務、転居および旅行)

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当会社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。
① 被保険者が従事する業務を変更した場合(注)
② 被保険者が転居した場合
③ 被保険者が旅行した場合

(注) 第23条(重大事由による解除)(1)⑥に該当する場合を除きます。

20. 保険契約の更新

第43条(保険契約の更新)

(1) この保険契約の保険期間が満了する場合、保険契約(保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているものに限ります。)は、保険期間満了の日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了の日の2ヶ月前までに保険契約を継続しない旨を通知した場合には更新しません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①～④のいずれかに該当する場合は更新できません。
① この保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② 保険料払込方法(回数)が一時払のとき。
③ 保険料払込期間が保険期間より短いとき。
④ 払済保険に変更されているとき。

(3) 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後の保険契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるときは、更新後の保険契約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更します。

(4) 更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額と同一とします。ただし、この保険契約と同時に保険期間が満了する平準定期保険特約、特約の型が20%型もしくは40%型の逓減定期保険特約または逓増定期保険特約が付加されている場合、更新後の保険契約の保険金額は、更新前の保険契約の保険金額にそれらの特約の保険期間満了の日の特約保険金額を加えた額とします。

(5) 更新された保険契約の保険期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとし、保険料は更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

(6) 更新後の保険契約の第1回保険料の払込みについては、第10条(保険料の払込み)(1)～(7)、(9)および(10)ならびに第14条(猶予期間および保険契約の失効)(1)、(3)および(4)の規定を準用します。

(7) 本条(6)の保険料が猶予期間中に払い込まれなかったときは、保険契約の更新はなかったものとし、保険契約は更新前の保険契約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(8) 保険契約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①～③のとおり取り扱います。
① 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
ア. 第2条(保険金の支払)
イ. 第7条(保険料払込みの免除)
ウ. 第22条(保険契約を解除できない場合)
③ 更新前の保険契約において告知義務違反による解除の理由があるときは、当会社は、更新後の保険契約を解除することができます。

(9) 更新時に当会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の保険契約により更新されることがあります。

21. 管轄裁判所

第44条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

22. 低解約返戻金特則

第45条(低解約返戻金特則)

(1) 保険契約者は、保険契約締結の際、当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～⑥のとおり取り扱います。
① 第25条(解約返戻金)(1)の規定にかかわらず、保険証券に記載の低解約返戻金期間(以下「低解約返戻金期間」といいます。)における解約返戻金は、第25条(解約返戻金)(1)の規定により計算した額に、保険証券に記載の低解約返戻金割合(以下「低解約返戻金割合」といいます。)を乗じて計算します。
② 下表に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、下表に定める「判定基準日」が、低解約返戻金期間に属するときに、前①の規定を適用します。

	事　項	判定基準日
ア	第14条(猶予期間および保険契約の失効)の規定による保険契約の失効	猶予期間満了の日の翌日
イ	第15条(保険料の振替貸付)の規定による保険料の振替貸付	
ウ	第21条(告知義務違反による解除)の規定による告知義務違反による解除	保険契約を解除する旨の通知が保険契約者(※)に到達した日
エ	第23条(重大事由による解除)の規定による重大事由による解除	
オ	第24条(解約)の規定による解約	当会社所定の書類(別表1)が当会社に到着した日
カ	第26条(保険金等の受取人による保険契約の存続)の規定による債権者等の解約	解約の効力が生じた日

	事　項	判定基準日
キ	第27条(保険金額の減額)の規定による保険金額の減額	当会社所定の書類(別表1)が当会社に到着した日
ク	第28条(払済保険への変更および復旧)の規定による払済保険への変更	
ケ	第30条(契約者貸付)の規定による契約者貸付	

(※)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人とします。

③　第25条(解約返戻金)(1)および前①および②の規定を適用して元の保険契約を払済保険に変更した場合、変更後の払済保険の解約返戻金の計算については、前①および②の規定を適用しません。

④　低解約返戻金期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。

⑤　第29条(保険期間または保険料払込期間の変更)の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

⑥　保険契約の更新の際は、第43条(保険契約の更新)のほか、次に定めるところにより取り扱います。

ア.　保険期間と低解約返戻金期間が異なるときは更新できません。

イ.　更新後の保険契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は、更新前の保険契約の低解約返戻金期間および低解約返戻金割合と同一とします。ただし、第43条(保険契約の更新)(3)ただし書の規定により、保険期間を当会社所定の保険期間に変更して更新する場合は、更新後の低解約返戻金期間は更新後の保険期間と同一とします。

ウ.　更新された保険契約の低解約返戻金期間の計算にあたっては更新日からその日を含めて計算するものとします。

(2)　この特則のみの解約はできません。

23. 無解約返戻金特則

第46条(無解約返戻金特則)

(1)　保険契約者は、保険契約締結の際、当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①および②のとおり取り扱います。

①　第25条(解約返戻金)(1)の規定にかかわらず、この保険契約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

②　この特則が付加された保険契約については、次のア.～エ.の取扱いに関する規定は適用しません。

ア.　第15条(保険料の振替貸付)

イ.　第28条(払済保険への変更および復旧)

ウ.　第29条(保険期間または保険料払込期間の変更)

エ.　第30条(契約者貸付)

(2)　この特則のみの解約はできません。

24. 特定疾病保険料払込免除特則

第47条(特定疾病保険料払込免除特則)

(1)　保険契約者は、保険契約の締結の際、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特則を保険契約に付加して締結することができます。この場合、その旨を保険証券に記載し、次の①～⑥のとおり取り扱います。

①　当会社は、第7条(保険料払込みの免除)(1)に規定するほか、被保険者が次のア.またはイ.のいずれかの事由に該当したときは、次に到来する第10条(保険料の払込み)(2)の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

ア.　被保険者が責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前(責任開始期前を含みます。)に悪性新生物(別表5)に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物(別表5)に罹患したと、医師または歯科医師(注1)により病理組織学的所見(注2)によって診断確定(注3)されたとき。

イ.　被保険者が責任開始期以後に心疾患または脳血管疾患(別表5)を発病した(注4)と医師(注5)によって診断され、かつ、その心疾患または脳血管疾患(別表5)の治療を直接の目的として、保険料払込期間中に医師(注5)による次のいずれかの治療(注6)を受けたとき。

(ア)　別表6に定める手術

(イ)　別表7に定める入院による治療。ただし、その入院日数(注7)が継続して20日に達した場合に限ります。

②　前①イ.(イ)に定める保険料払込みの免除事由に該当した場合、前①イ.(イ)に定める入院による治療について、その入院日数(注7)が継続して20日に達した日を保険料払込みの免除事由に該当した日とします。

③　被保険者が責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患(別表5)の治療を直接の目的として、入院(別表7)しまたは手術(別表6)を受けた場合でも、責任開始日からその日を含めて2年を経過した後に入院(別表7)を開始しまたは手術(別表6)を受けたときは、この保険契約の責任開始期以後に発病したものとみなして前①イ.の規定を適用します。

④　被保険者が心疾患または脳血管疾患(別表5)の治療を直接の目的として入院し、その入院の退院後に同一の心疾患または脳血管疾患(別表5)(注8)による入院を開始した場合で、前の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に後の入院を開始したときは、これらの入院を1回の継続した入院とみなし、各入院について入院日数を合算して前①イ.(イ)の規定を適用します。

⑤　この特則にもとづく保険料払込みの免除にかかわる法令等の改正による公的医療保険制度(別表8)等の改正または医療技術もしくは医療環境(注9)の変化があり、その改正または変化が保険料払込みの免除事由に影響を及ぼすときは、当会社は、主務官庁の認可を得て、保険料払込みの免除事由の変更を行うことがあります。この場合、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

⑥　この特則が付加された保険契約については、第43条(保険契約の更新)に定める保険契約の更新を取り扱いません。

(2)　この特則のみの解約はできません。

(注1)　日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師または歯科医師の資格を持つ者である場合には、被保険者以外の日本の医師または歯科医師の資格を持つ者をいいます。

(注2)　生検を含みます。

(注3)　病理組織学的検査(注2)が行われない場合には、病理組織学的検査(注2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見による診断確定も認めることがあります。

(注4)　責任開始期前に発病した心疾患または脳血管疾患(別表5)の取扱いについては、本条(1)③に規定するほか、第3条(保険金の支払に関する補則)(4)の規定を準用します。

(注5)　日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合には、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

(注6)　美容整形上の処置、治療処置を伴わない診断、検査(人間ドック検査、生検、腹腔鏡検査等)等は「医師による治療」には該当しません。

(注7)　心疾患または脳血管疾患(別表5)の治療を直接の目的とする入院中に他の疾病を併発した場合、その入院のうち、併発した他の疾病の治療のみを目的とする期間中の入院日数は含めないものとします。

(注8)　医学上重要な関係にある心疾患または脳血管疾患(別表5)は、病名が異なっている場合であっても、これを同一の心疾患または脳血管疾患(別表5)として取り扱います。例えば、狭心症とその狭心症から移行した心筋梗塞等をいいます。

(注9)　公的医療保険制度(別表8)によらない医療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第48条(責任開始日から90日を経過する日以前の悪性新生物と診断確定された場合の特定疾病保険料払込免除特則の取扱い)

(1)　被保険者が責任開始日(注1)からその日を含めて90日を経過する日以前(注2)に悪性新生物(別表5)に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出があったときは、この特則の付加を無効とします。

(2)　本条(1)の規定によりこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第10条(保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

①　この特則を付加したものとして既に払い込まれた保険料

②　この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料

(3)　本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当するときは、本条(1)の規定は適用しません。

①　第21条(告知義務違反による解除)または第23条(重大事

由による解除）の規定により、当会社が保険契約を解除することができるとき。

② 保険契約が解約その他の事由によって消滅することとなるとき。

（４） 被保険者が復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前（注3）に悪性新生物（別表5）に罹患し、医師または歯科医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から当会社に申出（注4）があったときは、その復活後の保険契約におけるこの特則の付加を無効とします。

（５） 本条（4）の規定により復活後の保険契約におけるこの特則の付加が無効となったときは、当会社は、第10条（保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、次の①および②に定める保険料の差額を保険契約者に払い戻します。

① この特則を付加したものとして復活の際に払い込まれた延滞保険料およびその復活後に払い込まれた保険料の合計額

② この特則を付加しないものとして計算した前①に対応する保険料（注5）の合計額

（６） 本条（3）の規定は、本条（4）の適用にあたって準用します。この場合において、本条（3）の規定中「本条（1）」とあるのを「本条（4）」と読み替えます。

（注1） 復活における責任開始日を除きます。
（注2） 責任開始日（注1）前を含みます。
（注3） その復活に関して、保険契約が効力を失った日から復活における責任開始日までの期間を含みます。
（注4） 保険期間が満了する場合は、保険期間が満了する前に当会社に申し出ることを必要とします。
（注5） 復活の際に払い込む延滞保険料を含みます。

別表１　請求書類

（１）　保険金、保険料払込免除の請求書類

	項　目	提　出　書　類
1	死亡保険金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （３）　被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （４）　死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （５）　死亡保険金受取人の印鑑証明書 （６）　最終の保険料払込みを証する書類 （７）　保険証券
2	高度障害保険金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （３）　被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （４）　高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （５）　最終の保険料払込みを証する書類 （６）　保険証券
3	保険料払込みの免除	（１）　当会社所定の請求書 （２）　不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による所定の身体障害の状態に該当したことにより保険料払込みの免除を請求する場合に限ります。） （３）　当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （４）　当会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の入院証明書または手術証明書（心疾患または脳血管疾患の所定の治療を受けたことにより保険料払込みの免除を請求する場合に限ります。） （５）　最終の保険料払込みを証する書類 （６）　保険証券
（注）　当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（２）　その他の請求書類

	項　目	提　出　書　類
1	保険契約の復活	（１）　当会社所定の復活請求書 （２）　被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約および解約返戻金	（１）　当会社所定の解約および解約返戻金請求書 （２）　保険契約者の印鑑証明書 （３）　最終の保険料払込みを証する書類 （４）　保険証券
3	契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・払済保険への変更および復旧 ・保険期間または 保険料払込期間の変更	（１）　当会社所定の保険契約内容変更請求書 （２）　保険契約者の印鑑証明書 （３）　最終の保険料払込みを証する書類 （４）　保険証券 （５）　被保険者についての当会社所定の告知書（復旧の場合）
4	契約者貸付	（１）　当会社所定の請求書 （２）　保険契約者の印鑑証明書 （３）　最終の保険料払込みを証する書類 （４）　保険証券
5	死亡保険金受取人の変更 （遺言による変更を含みます。）	（１）　当会社所定の名義変更請求書 （２）　保険契約者の印鑑証明書（遺言による変更の場合は、遺言書（写）） （３）　保険証券
6	保険契約者の変更	（１）　当会社所定の名義変更請求書 （２）　変更前の保険契約者の印鑑証明書 （３）　保険証券
7	保険金等の受取人による 保険契約の存続の通知	（１）　当会社所定の請求書 （２）　保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 （３）　債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
（注）　当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表2　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1　急激・偶発・外来の定義

用　語	定　義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該　当　例	非　該　当　例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2　除外する事故

項　目	除　外　す　る　事　故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>（嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。）
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表３　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備　考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	（１）　視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 （２）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 （３）　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	（１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合 （２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

別表４　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる身体障害状態	備　考
1	1眼の視力を全く永久に失ったもの	（1）　視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 （2）　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 （3）　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	（1）　聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行います。 （2）　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500･1,000･2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa･b･cデシベルとしたとき、 1/4(a+2b+c) の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	（1）　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。 （2）　「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　頸椎における完全強直の場合 ②　胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合
4	1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	（1）　「上･下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上･下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上･下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合 （2）　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　関節の完全強直で回復の見込のない場合 ②　人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
5	1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	
6	1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
7	10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　手指の末節の2分の1以上を失った場合 ②　手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合
8	10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

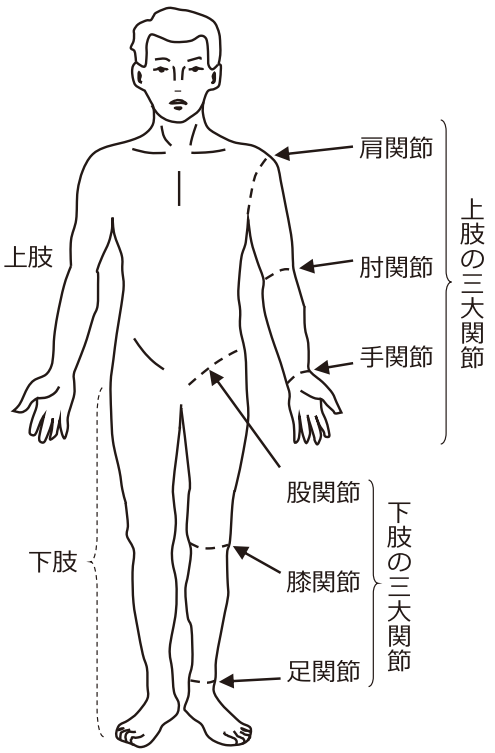

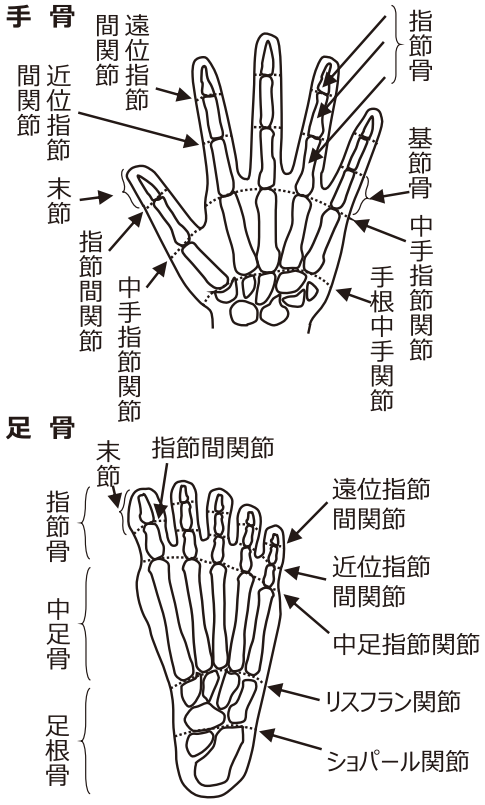

別表５　対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患

1.　対象となる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾　病　名	分　類　項　目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍> 消化器の悪性新生物<腫瘍> 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍> 骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍> 皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍> 中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍> 乳房の悪性新生物<腫瘍> 女性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 男性生殖器の悪性新生物<腫瘍> 腎尿路の悪性新生物<腫瘍> 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍> 甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍> 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍> リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの 独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍> 真正赤血球増加症<多血症> 骨髄異形成症候群 リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	C00〜C14 C15〜C26 C30〜C39 C40〜C41 C43〜C44 C45〜C49 C50 C51〜C58 C60〜C63 C64〜C68 C69〜C72 C73〜C75 C76〜C80 C81〜C96 C97 D45 D46 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5
2. 心疾患	慢性リウマチ性心疾患 虚血性心疾患 肺性心疾患及び肺循環疾患 その他の型の心疾患	I05〜I09 I20〜I25 I26〜I28 I30〜I52
3. 脳血管疾患	一過性脳虚血発作及び関連症候群 脳血管疾患	G45 I60〜I69
（注）　対象となる悪性新生物には、「上皮内新生物」は含まれません。		

2.　前1.において「悪性新生物」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」により、新生物の性状を表す第5桁コードとして次のコード番号が付されたものであることを必要とします。

新生物の性状を表す第5桁コード	
コード番号	
／3	悪性、原発部位
／6	悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9	悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

別表６　対象となる手術

対象となる手術とは、次の1.または2.のいずれかに該当する手術であって、病院または診療所（注1）において行われるものをいいます。

1. 別表8に定める公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表（注2）（注3）により手術料の算定対象として列挙されている手術
2. 別表9に定める先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加える手術（注4）

（注1）「病院または診療所」とは、次の（1）または（2）のいずれかに該当したものとします。

（１）　医療法に定める日本国内にある病院または診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

（２）　前（1）の場合と同等の日本国外にある医療施設

（注2）「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

（注3）　公的医療保険制度（別表8）に基づく歯科診療報酬点数表（注5）により手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、公的医療保険制度（別表8）に基づく医科診療報酬点数表（注2）においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

（注4）　診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

（注5）「歯科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表７　対象となる入院

対象となる入院とは、医師（注1）による治療が必要であり、かつ、自宅等（注2）での治療が困難なため、病院または診療所（注3）に入り、常に医師（注1）の管理下において治療に専念することをいいます。

（注1）　日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。

（注2）　老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

（注3）「病院または診療所」とは、次の（1）または（2）のいずれかに該当したものとします。

（１）　医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

（２）　前（1）の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表８　公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表９　先進医療

「先進医療」とは、別表8の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所（注）において行われるものに限ります。）をいいます。ただし、療養を受けた日現在、別表8の法律に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養等、厚生労働大臣が定める先進医療でなくなっているものは除きます。

（注）「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。また、同法に定める介護医療院は含まれません。

災害割増特約条項　目次

第 1 条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払
第 2 条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則
第 3 条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所
第 4 条　特約保険料の払込免除
第 5 条　特約の締結
第 6 条　特約の責任開始期
第 7 条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第 8 条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第 9 条　特約の失効
第10条　特約の復活
第11条　告知義務および告知義務違反
第12条　重大事由による解除
第13条　特約の解約
第14条　特約の返戻金
第15条　特約の消滅とみなす場合
第16条　災害死亡保険金額の減額
第17条　特約の復旧
第18条　特約の更新
第19条　特約の契約者配当
第20条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第21条　主約款の規定の準用
第22条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第23条　定期保険に付加した場合の特則
第24条　終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第25条　5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第26条　養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第27条　家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則

災害割増特約条項

（2024年3月2日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症によって、死亡または所定の高度障害状態になった場合に、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第 1 条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）

この特約において支払う保険金は、次のとおりです。

① 災害死亡保険金

支払額	災害死亡保険金額
受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者には変更することはできません。）
保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	この特約の保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当したとき。 ア．この特約の責任開始期（※1）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ．この特約の責任開始期（※1）以後に発病した感染症（別表5）を直接の原因として死亡したとき。
支払事由に該当した場合であっても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。 ウ．被保険者の犯罪行為 エ．被保険者の精神障害を原因とする事故 オ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 カ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ク．地震、噴火または津波 ケ．戦争その他の変乱

② 災害高度障害保険金

支払額	災害死亡保険金額と同額の災害高度障害保険金額
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することができません。）
支払事由	この特約の保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当したとき。 ア．この特約の責任開始期（※1）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表3）に該当したとき（※2）。 イ．この特約の責任開始期（※1）以後に発病した感染症（別表5）を直接の原因として、高度障害状態（別表3）に該当したとき（※2）。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．地震、噴火または津波 ク．戦争その他の変乱

（※1）　復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

（※2）　この特約の責任開始期（※1）前に既に生じていた障害状態にこの特約の責任開始期（※1）以後の傷害または責任開始期（※1）以後に発病した感染症（別表5）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときも同様とします。

第 2 条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則）

（1）　次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注1）前に発生した不慮の事故（別表2）によって被った傷害または発病した感染症（別表5）（以下、本(1)において「責任開始期前の傷害等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注1）以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。

① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害等について、保険媒介者(注2)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
③ 責任開始期前の傷害等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期(注1)前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア. 責任開始期(注1)前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ. 責任開始期(注1)前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（２） この特約が更新されない場合において、次の①～③のすべてに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして前条②の規定を適用します。
① 被保険者がこの特約の保険期間中(注3)に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表3）に該当したこと。
② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、あるいは回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
③ この特約の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表3）に該当したこと。

（３） 災害高度障害保険金を支払う前に災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金が支払われるときは、当会社は、災害高度障害保険金を支払いません。また、災害高度障害保険金を支払った後に災害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、災害死亡保険金を支払いません。

（４） 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表3）に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(注1) 復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。
(注2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
(注3) 不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因とする場合には、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第 3 条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）

（１） 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

（２） 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、その災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を請求してください。

（３） 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払の場合に準用します。

第 4 条（特約保険料の払込免除）

（１） 主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（２） 本条(1)のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。
① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（３） この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条(1)および(2)の規定は適用しません。

第 5 条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 6 条（特約の責任開始期）

（１） この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時（責任開始期）
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（２） この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 7 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）

（１） この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

（２） この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（３） 本条(2)の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（４） この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（５） 本条(2)に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日(注1)以後その日の属する月の末日までにこの特約による保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料(注2)を差し引きます。

（６） 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（７） この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（８） 本条(7)の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（９） 本条(7)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(注1) 月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。
(注2) 主契約の保険料および主契約に付加された他の特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第 8 条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

保険料払込みの猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金から未払込保険料（注）を差し引きます。

（注） 主契約の保険料および主契約に付加された他の特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第 9 条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第10条(特約の復活)

(１)　主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

(２)　当会社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第11条(告知義務および告知義務違反)

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条(重大事由による解除)

(１)　当会社は次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

①　保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの特約の災害死亡保険金(注1)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合

②　保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合

③　この特約の災害死亡保険金(注1)の請求に関し、災害死亡保険金(注1)の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合

④　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等(注2)の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤　保険契約者、被保険者または災害死亡保険金(注1)の受取人が、次のア.～オ.のいずれかに該当する場合

ア.　暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められるとき。

イ.　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

ウ.　反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。

エ.　保険契約者または災害死亡保険金(注1)の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ.　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥　次のア.またはイ.に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または災害死亡保険金(注1)の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア.　主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ.　保険契約者、被保険者または災害死亡保険金(注1)の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(２)　災害死亡保険金(注1)の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条(1)の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による災害死亡保険金(注1)および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

①　災害死亡保険金(注1)(注3)は支払いません。また、既に災害死亡保険金(注1)(注3)を支払っていたときは、災害死亡保険金(注1)(注3)の返還を請求します。

②　保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(３)　本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の受取人に通知します。

(４)　本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(５)　本条(4)の規定にかかわらず、本条(1)⑤の規定によって保険契約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して本条(2)①の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については本条(4)の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1)　災害高度障害保険金を含みます。

(注2)　保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の保険金等を含みます。

(注3)　本条(1)⑤のみに該当した場合で、本条(1)⑤ア.～オ.に該当した者が災害死亡保険金の受取人のみであり、かつ、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。

第13条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第14条(特約の返戻金)

(１)　この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(２)　この特約が次条①の規定によって消滅したときは、本条(1)と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

(３)　本条(2)の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合(注)には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(４)　この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

(５)　主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(注)　主契約の保険金支払の免責事由に該当した場合で、主契約の保険金が支払われず、主契約の責任準備金の払戻がないときを含みます。

第15条(特約の消滅とみなす場合)

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

①　主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

②　主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第16条(災害死亡保険金額の減額)

(１)　保険契約者は、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。

(２)　本条(1)の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第17条(特約の復旧)

(１)　延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条(特約の消滅とみなす場合)②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(２)　当会社が本条(1)の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第18条(特約の更新)

(１)　この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

(２)　本条(1)の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条(1)の更新を取り扱いません。

①　この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

②　この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。

③　主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき。

(３)　更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。

① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

(4) 本条(3)のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(6) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

(7) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(注)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(6)の規定を準用します。

(8) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

(9) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
① この特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。

(10) 本条(7)～(9)の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。
① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条(9)の規定を準用します。
② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア. 第1条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払)
イ. 第2条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則)
ウ. 第11条(告知義務および告知義務違反)

(12) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条(1)の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条(2)～(4)、(6)および(11)の規定によるほか、次のとおりとします。
ア. 本条(5)、(7)および(8)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(6)の規定を準用します。
イ. 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、本条(9)の規定は適用せず、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
ウ. 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条(10)および前ア.、イ.の規定を適用せず、次のとおりとします。
(ア) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
(イ) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(ア)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(13) 更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

(注) 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数)とします。

第19条(特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

(1) 主契約の保険金額を減額したとき(注1)に、減額後の主契約の保険金額(注2)に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

(2) 本条(1)の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。

(3) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

(4) 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

(5) 本条(3)または(4)の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金(注3)の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(6) 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(注1) 主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。

(注2) 主契約に付加されている他の特約の保険金額等(別表4)を含みます。

(注3) 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第21条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条(この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則)

(1) 次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
① 保険料の振替貸付
② 延長定期保険または払済保険への変更

(2) 本条(1)①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法(回数)が一時払を除くこの特約(更新後のこの特約を含みます。)の保険料との合計額について行なうものとします。

(3) 第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(4)の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条(1)の規定を適用します。

① 本条(1)①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
② 本条(1)②の場合は、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(4)の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第23条(定期保険に付加した場合の特則)

この特約を定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、この特約の保険期間が満了するときは、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合に限り、この特約は保険期間の満了日の翌日に主契約と同時に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア. 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
ウ. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

④ この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
ア. 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
イ. 前ア.の場合、前②イ.およびウ.の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(6)の規定を準用します。
ウ. 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。

第24条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)

(1) この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、年金支払に移行したときは、次のとおりとします。
ア. 主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとします。
イ. 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分(注1)が解約その他の事由によって消滅したときは、第15条(特約の消滅とみなす場合)の規定によるほか、この特約は消滅します。
ウ. 主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分の保険金額または総合終身保険部分(注1)の基本保険金額(注2)に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。
② この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前①中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前①ア.～ウ.の規定を適用します。

(2) 本条(1)のほか、この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。
ア. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
イ. この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条(特約の更新)(2)および(3)中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第18条(特約の更新)(1)～(3)、(6)、(11)および(13)の規定を適用します。
ウ. 保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。
エ. 前ウ.に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。
② 第4条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了した場合、保険料の払込完了日以後も、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

(3) 本条(1)および(2)のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
① 第4条(特約保険料の払込免除)および本条(2)②の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。
② 第18条(特約の更新)(12)中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。
③ 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の保険金額等を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。
④ 5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。
ア. 第1条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払)①中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、第1条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払)②中「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」と読み替えます。
イ. 第14条(特約の返戻金)(3)中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
ウ. 前イ.の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付終身保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、第14条(特約の返戻金)(2)中「主約款の規定」および第14条(特約の返戻金)(3)中「主約款の規定」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定」と読み替えます。
エ. 5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。
オ. 5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

(注1)　残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。
(注2)　主契約に付加されている他の特約の保険金額等(別表4)を含みます。

第25条(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑨のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間は、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

② 第1条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払)①中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第1条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払)②中「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)が保険契約者であるときは、保険契約者)」と読み替えます。

③ 災害高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

④ 第3条(災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所)(3)中「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める死亡給付金」と読み替えます。

⑤ 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

⑥ 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

⑦ 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)の規定を準用して取り扱います。

⑧ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第22条(この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則)(1)および(3)中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

⑨ 災害高度障害保険金の請求に必要な書類については、主約款に定める死亡給付金の請求に関する規定を準用します。

第26条(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、この特約の保険期間が満了するときは、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合に限り、この特約は保険期間の満了日の翌日に主契約と同時に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア. 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。
ウ. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第27条(家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約を家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。

② 主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

別表1　請求書類

項　目	提　出　書　類
災害死亡保険金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　不慮の事故であることを証する書類
災害高度障害保険金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　不慮の事故であることを証する書類
(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表2　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は除外します。

表1　急激・偶発・外来の定義

用　語	定　義
1.急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2.偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3.外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該　当　例	非　該　当　例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2　除外する事故

項　目	除　外　す　る　事　故
1.疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
2.疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3.疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>(嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。)
4.気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病・熱射病)の原因となったものをいいます。)
5.接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 (1) 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 (2) 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など (3) 細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備　考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	（１）　視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 （２）　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 （３）　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	（１）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合 （２）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

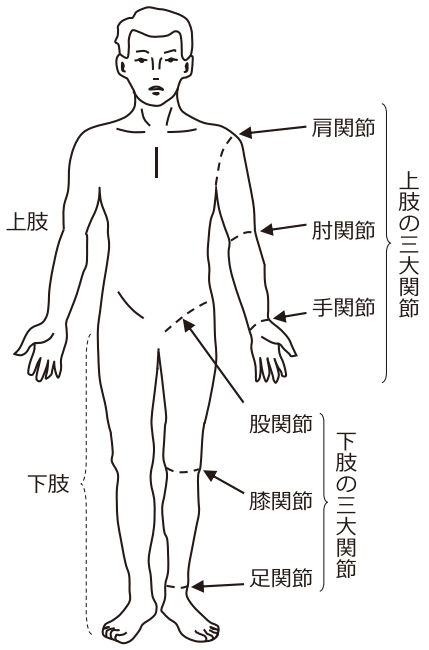

別表4　対象となる保険金額等

（１）　平準定期保険特約の特約保険金額
（２）　生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（３）　逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（４）　逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（５）　収入保障特約の保険金換算額
（６）　家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額
（７）　家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）の責任開始期の特約保険金額

別表5　対象となる感染症

1．　対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1．コレラ	A00
2．腸チフス	A01.0
3．パラチフスA	A01.1
4．細菌性赤痢	A03
5．腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6．ペスト	A20
7．ジフテリア	A36
8．急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9．ラッサ熱	A96.2
10．クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11．マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12．エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13．痘瘡	B03
14．重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

2．　前１.に掲げるほか、対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染症（世界保健機関（WHO）により「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」（2020年3月更新）においてCOVID-19（分類コード U07.1）と定義される疾病をいいます。以下同じ。）を含みます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第44条の2第3項の規定による厚生労働大臣の公表にもとづき、同法第6条第7項第3号に定める感染性の疾病と認められなくなった場合は、その後、被保険者が新型コロナウイルス感染症を直接の原因として保険金の支払事由に該当しても、対象に含まないものとします。

3．　前２.の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼし、かつ、新型コロナウイルス感染症による保険金の支払額の増加が当会社の財務の健全性に著しい影響を及ぼすと当会社が認めたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による保険金の支払額を削減し、またはその全額を支払わないことがあります。

傷害特約条項（本人型） 目次

第 1 条　災害死亡保険金・障害給付金の支払
第 2 条　災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則
第 3 条　災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所
第 4 条　特約保険料の払込免除
第 5 条　特約の締結
第 6 条　特約の責任開始期
第 7 条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第 8 条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第 9 条　特約の失効
第10条　特約の復活
第11条　告知義務および告知義務違反
第12条　重大事由による解除
第13条　特約の解約
第14条　特約の返戻金
第15条　特約の消滅とみなす場合
第16条　災害死亡保険金額の減額
第17条　特約の復旧
第18条　特約の更新
第19条　特約の契約者配当
第20条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第21条　主約款の規定の準用
第22条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第23条　定期保険に付加した場合の特則
第24条　終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第25条　5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第26条　養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第27条　家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則

傷害特約条項（本人型）

（2024年3月2日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症によって死亡した場合には災害死亡保険金を支払い、また、不慮の事故によって身体に障害を受けた場合には、所定の障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第 1 条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）

この特約において支払う保険金・給付金は、次のとおりです。

① 災害死亡保険金

支払額	災害死亡保険金額
受取人	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者には変更することはできません。）
保険金・給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	この特約の保険期間中に、被保険者が次のア.またはイ.のいずれかに該当したとき。 ア.　この特約の責任開始期（※）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ.　この特約の責任開始期（※）以後に発病した感染症（別表6）を直接の原因として死亡したとき。
支払事由に該当した場合であっても保険金・給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア.　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ.　災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社はその残額をその他の受取人に支払います。 ウ.　被保険者の犯罪行為 エ.　被保険者の精神障害を原因とする事故 オ.　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 カ.　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ.　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ク.　地震、噴火または津波 ケ.　戦争その他の変乱

② 障害給付金

支払額	ア.　被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の1種目のみに該当する場合 災害死亡保険金額 × 給付割合表（別表3）のその該当する種目に対応する給付割合 イ.　被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表3）の2種目以上に該当する場合 その該当する各種目ごと（ただし、身体の同一部位（別表4）に生じた2種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみとします。）に前ア.の規定を適用して得られる金額の合計額 ただし、この特約による障害給付金の支払は、支払割合を通算して100%をもって限度とします。
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
支払事由	被保険者が、この特約の責任開始期（※）以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表3）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア.　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ.　被保険者の犯罪行為 ウ.　被保険者の精神障害を原因とする事故 エ.　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ.　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ.　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ.　地震、噴火または津波 ク.　戦争その他の変乱

（※）　復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

第 2 条（災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則）

（１）　次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注1）前に発生した不慮の事故

(別表2)によって被った傷害または発病した感染症(別表6)(以下、本(1)において「責任開始期前の傷害等」といいます。)を、この特約の責任開始期(注1)以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。

① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合(責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。)

② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害等について、保険媒介者(注2)が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③ 責任開始期前の傷害等について、次のア.およびイ.を満たし、かつ、責任開始期(注1)前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア. 責任開始期(注1)前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ. 責任開始期(注1)前に、被保険者が健康診断(定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。)による異常の指摘を受けたことがない。

(2) 当会社は、前条①の規定によって災害死亡保険金を支払う場合に、前条②に規定する障害給付金について、次の①または②のいずれかに該当する事実があるときは、被保険者について定められた災害死亡保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害死亡保険金から差し引きます。

① 被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金を既に支払っているとき。

② 被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。

(3) 前条①の規定によって災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故(別表2)と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

(4) この特約が更新されない場合において、次の①～③のすべてに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に身体障害の状態に該当したものとみなして前条②の規定を適用します。

① 被保険者がこの特約の保険期間中(注3)に、回復の見込みの有無を除いては身体障害の状態に該当し、満了後も引き続きその状態が継続したこと。

② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、あるいは回復の可能性の有無の判断ができないこと。

③ この特約の保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって身体障害の状態に該当したこと。

(5) 前条②「支払額」の適用にあたっては、既に給付割合表(別表3)に該当する身体障害のあった身体の同一部位(別表4)に生じた身体障害については、既にあった身体障害(本(5)において「前障害」といいます。)を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合(2種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合)を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(6) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡し、または身体障害の状態(別表3)に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(注1) 復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

(注2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

(注3) 事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第 3 条(災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所)

(1) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

(2) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類(別表1)を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。

(3) 主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

第 4 条(特約保険料の払込免除)

(1) 主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

(2) 本条(1)のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

(3) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、本条(1)および(2)の規定は適用しません。

第 5 条(特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 6 条(特約の責任開始期)

(1) この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時(責任開始期)」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時(責任開始期)
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

(2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 7 条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)

(1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

(2) この特約(特約保険料の払込方法(回数)が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。)の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

(4) この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料(以下「未経過保険料」といいます。)の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

(5) 本条(2)に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日(注1)以後その日の属する月の末日までにこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料(注2)を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料(注2)に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料(注2)を払い込んでください。

(6) 本条(5)ただし書きに定める場合において、未払込保険料(注2)の払込みについては、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料(注2)を払い込むことを必要とします。この未払込保険料(注2)が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。

(7) 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの

猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（８） この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（９） 本条(8)の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

(10) 本条(8)に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

(注1) 月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

(注2) 主契約の保険料および主契約に付加された他の特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第 8 条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

（１） 保険料払込みの猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料（注）を差し引きます。

（２） 障害給付金が本条（1）の未払込保険料（注）に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料（注）を払い込むことを必要とします。この未払込保険料（注）が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。

（注） 主契約の保険料および主契約に付加された他の特約があるときは、その特約の保険料を含みます。

第 9 条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第10条（特約の復活）

（１） 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（２） 当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第11条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

（１） 当会社は次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（注1）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ この特約の給付金（注1）の請求に関し、給付金（注1）の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等（注1）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 保険契約者、被保険者または給付金（注1）の受取人が、次のア.～オ.のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められるとき。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき。

エ. 保険契約者または給付金（注1）の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められるとき。

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

⑥ 次のア.またはイ.に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または給付金（注1）の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア. 主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人（注1）が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

（２） 給付金（注1）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による給付金（注1）および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 給付金（注1）（注2）は支払いません。また、既に給付金（注1）（注2）を支払っていたときは、給付金（注1）（注2）の返還を請求します。

② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

（３） 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金（注1）の受取人に通知します。

（４） 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（５） 本条（4）の規定にかかわらず、本条（1）⑤の規定によって保険契約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して本条（2）①の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない災害死亡保険金に対応する部分については本条（4）の規定を適用し、その部分の解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注1) 災害死亡保険金を含みます。また、本条（1）④の給付金額等には、保険種類および給付金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の給付金等を含みます。

(注2) 本条（1）⑤のみに該当した場合で、本条（1）⑤ア.～オ.に該当した者が災害死亡保険金の受取人のみであり、かつ、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。

第13条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第14条（特約の返戻金）

（１） この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（２） この特約が次条①の規定によって消滅したときは、本条（1）と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

（３） 本条（2）の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合（注）には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

（４） この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

（５） 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（注） 主契約の保険金支払の免責事由に該当した場合で、主契約の保険金が支払われず、主契約の責任準備金の払戻がないときを含みます。

第15条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第16条(災害死亡保険金額の減額)

(1) 保険契約者は、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。

(2) 本条(1)の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第17条(特約の復旧)

(1) 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条(特約の消滅とみなす場合)②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(2) 当会社が本条(1)の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第18条(特約の更新)

(1) この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条(1)の更新を取り扱いません。
① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。
③ 主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払のとき。

(3) 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。
① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

(4) 本条(3)のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(6) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

(7) 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、主契約の保険料の払込方法(回数)(注)と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(7)の規定を準用します。

(8) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

(9) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
① この特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。

(10) 本条(7)～(9)の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。
① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条(9)の規定を準用します。
② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア. 第1条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)
イ. 第2条(災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則)
ウ. 第11条(告知義務および告知義務違反)

(12) この特約の保険料の払込方法(回数)が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条(1)の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条(2)～(4)、(6)および(11)の規定によるほか、次のとおりとします。
ア. 本条(5)、(7)および(8)の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法(回数)に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(7)の規定を準用します。
イ. 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、本条(9)の規定は適用せず、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
ウ. 主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条(10)および前ア.、イ.の規定を適用せず、次のとおりとします。
(ア) 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み)(5)および第8条(猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い)の規定を準用します。
(イ) 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前(ア)に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

(13) 更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

(注) 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法(回数)とします。

第19条(特約の契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)

(1) 主契約の保険金額を減額したとき(注1)に、減額後の主契約の保険金額(注2)に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

(2) 本条(1)の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。

(3) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

(4) 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

(5) 本条(3)または(4)の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金(注3)の差

額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（６） 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（注1） 主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。

（注2） 主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表5）を含みます。

（注3） 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）

（１） 次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
① 保険料の振替貸付
② 延長定期保険または払済保険への変更

（２） 本条(1)①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（３） 第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(4)の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条(1)の規定を適用します。
① 本条(1)①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
② 本条(1)②の場合は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(4)の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第23条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約を定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、この特約の保険期間が満了するときは、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合に限り、この特約は保険期間の満了日の翌日に主契約と同時に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア. 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ. 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

④ この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
ア. 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
イ. 前ア.の場合、前②イ.およびウ.の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(7)の規定を準用します。
ウ. 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(5)および第8条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

第24条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（１） この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主契約に年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、次のとおりとします。
ア. 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。
イ. 前ア.により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
ウ. 第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

② 保険契約者が、主契約に年金支払移行特約または5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、次のとおりとします。
ア. 年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前①ア.およびイ.の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。
イ. 第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

③ 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

④ 次のア.またはイ.の場合には、第14条（特約の返戻金）(3)中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
ア. 主契約の全部について、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。
イ. 主契約の一部について、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分または総合終身保険部分（残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。）が消滅したとき。

⑤ 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主契約に年金支払移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約または5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険

料の払込みを免除します。

（２） 本条(1)のほか、この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。

ア. 保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

イ. この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条(特約の更新)(2)および(3)中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第18条(特約の更新)(1)～(3)、(6)、(11)および(13)の規定を適用します。

ウ. 保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法(回数)に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。

エ. 前ウ.に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

② 第4条(特約保険料の払込免除)の規定によるほか、保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

（３） 本条(1)および(2)のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第4条(特約保険料の払込免除)および本条(1)⑤の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第18条(特約の更新)(12)中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。

③ 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の保険金額等を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

④ 5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア. 第1条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)①中「主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、第1条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)②中「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」とあるのは「被保険者(保険契約者が法人で、かつ、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者)」と読み替えます。

イ. 第14条(特約の返戻金)(3)中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ウ. 前イ.の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付終身保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、第14条(特約の返戻金)(2)および(3)中「主約款の規定」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定」と読み替えます。

エ. 5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

オ. 5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

第25条(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑧のとおり取り扱います。

① 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

② 前①により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金(注1)の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

③ 第1条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)①中「主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金受取人」、年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人(年金受取人が被保険者のときはその法定相続人)」と読み替えます。

④ この特約の災害死亡保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

⑤ 主契約の基本年金額を減額したとき(注2)に、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度の額までその災害死亡保険金額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。

⑥ 主約款に定める契約者貸付の規定の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前⑤の規定を準用して取り扱います。

⑦ 保険契約者が法人で、かつ、次のア.またはイ.に該当するときは、第1条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)②の規定にかかわらず、障害給付金の受取人は、保険契約者とします。

ア. 主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人(注3)が保険契約者であるとき。

イ. 主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人(注3)が保険契約者であるとき。

⑧ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第22条(この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則)(1)および(3)中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

(注1) 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

(注2) 主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。

(注3) 死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

第26条(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、この特約の保険期間が満了するときは、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新される場合に限り、この特約は保険期間の満了日の翌日に主契約と同時に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア. 更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ. 更新後のこの特約の保険料の払込方法(回数)は、更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)と同一とします。

ウ. 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第27条(家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約を家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第20条(主契約の内容変更に伴う特約の取扱い)(1)中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。

② 主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

別表1　請求書類

	項　目	提　出　書　類
1	災害死亡保険金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　不慮の事故であることを証する書類 （３）　当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （４）　被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （５）　災害死亡保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （６）　最終の保険料払込みを証する書類 （７）　保険証券
2	障害給付金	（１）　当会社所定の請求書 （２）　不慮の事故であることを証する書類 （３）　当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （４）　被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） （５）　障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （６）　最終の保険料払込みを証する書類 （７）　保険証券
（注）　当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1　急激・偶発・外来の定義

用　語	定　義
１．　急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
２．　偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
３．　外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考　急激かつ偶発的な外来の事故の例

該　当　例	非　該　当　例
次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2　除外する事故

項　目	除　外　す　る　事　故
１．　疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が悪化した場合における、その軽微な外因となった事故
２．　疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
３．　疾病による障害の状態にある者の誤嚥<誤吸引>等	疾病による呼吸障害、摂食・嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥<誤吸引>もしくは気道閉塞を生じた食物その他の物体の誤嚥<誤吸引>（嘔吐物、食物その他の物体の鼻または口からの侵入による窒息を含みます。）
４．　気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
５．　接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 （１）　洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 （２）　外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など （３）　細菌性またはウイルス性の食中毒ならびにアレルギー性、食事性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表3　給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1．両眼の視力を全く永久に失ったもの 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの 4．両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5．両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6．1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7．1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8．1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9．10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10．1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12．1眼の視力を全く永久に失ったもの 13．1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14．1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15．1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16．10足指を失ったもの 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19．言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21．1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22．1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23．1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24．1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25．1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26．10足指の用を全く永久に失ったもの 27．1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28．1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29．1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30．1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、または第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31．1手の第1指（母指）及び第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32．1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34．1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36．脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37．1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38．1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39．1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40．1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41．1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42．1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43．1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1．常に介護を必要とするもの
「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。

2．日常生活動作が著しく制限されるもの
「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を必要とする状態をいいます。

3．眼の障害（視力障害）
（1）　視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（4）　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合
（2）「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

（３）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
（４）「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）
（１）聴力の測定は、日本産業規格に準拠したオージオメータで行ないます。
（２）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、
1/4(a+2b+c)
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
（３）「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記の(2)の1/4(a+2b+c)の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6．鼻の障害
（１）「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
（２）「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7．上・下肢の障害
（１）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
（２）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
（３）「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8．脊柱の障害
（１）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
（２）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
（３）「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9．手指の障害
（１）手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
（２）「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
（３）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10．足指の障害
（１）「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
（２）「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表4　身体の同一部位

（１）1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
（２）1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
（３）眼については、両眼を同一部位とします。
（４）耳については、両耳を同一部位とします。
（５）脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
（６）別表3の第1級の4、5、6もしくは7、第2級の8、9もしくは10、第3級の16または第4級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

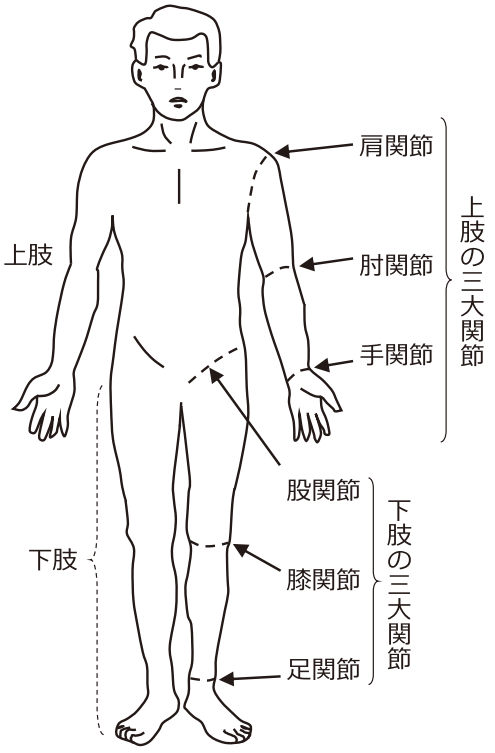

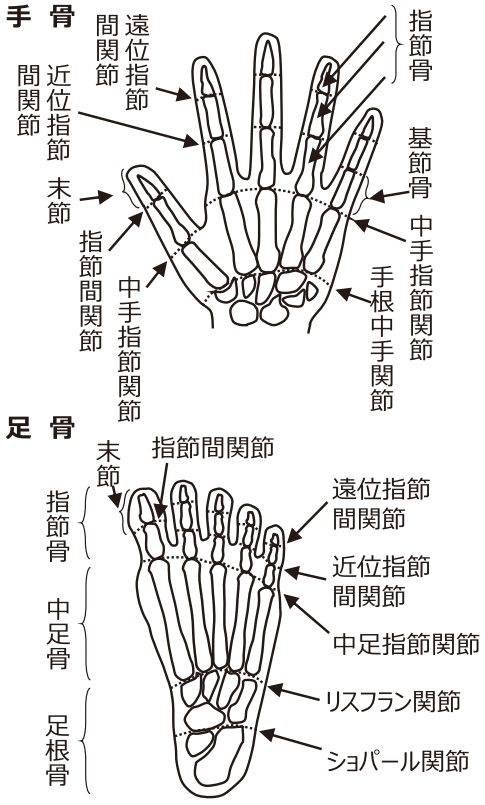

別表5　対象となる保険金額等

（１）　平準定期保険特約の特約保険金額
（２）　生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（３）　逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（４）　逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（５）　収入保障特約の保険金換算額
（６）　家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額
（７）　家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）の責任開始期の特約保険金額

別表6　対象となる感染症

１．　対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD−10（2013年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
１．　コレラ	A00
２．　腸チフス	A01.0
３．　パラチフスA	A01.1
４．　細菌性赤痢	A03
５．　腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
６．　ペスト	A20
７．　ジフテリア	A36
８．　急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
９．　ラッサ熱	A96.2
10.　クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11.　マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12.　エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13.　痘瘡	B03
14.　重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

２．　前１．に掲げるほか、対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染症（世界保健機関（WHO）により「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」（2020年3月更新）においてCOVID-19（分類コード U07.1）と定義される疾病をいいます。以下同じ。）を含みます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第44条の2第3項の規定による厚生労働大臣の公表にもとづき、同法第6条第7項第3号に定める感染性の疾病と認められなくなった場合は、その後、被保険者が新型コロナウイルス感染症を直接の原因として保険金の支払事由に該当しても、対象に含まないものとします。
３．　前２．の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼし、かつ、新型コロナウイルス感染症による保険金の支払額の増加が当会社の財務の健全性に著しい影響を及ぼすと当会社が認めたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による保険金の支払額を削減し、またはその全額を支払わないことがあります。

年金支払特約条項 目次

第 1 条　用語の意義
第 2 条　特約の締結
第 3 条　年金基金の設定
第 4 条　年金支払日
第 5 条　年金額の計算
第 6 条　年金受取人
第 7 条　年金の支払
第 8 条　年金受取人の死亡
第 9 条　年金の一括払
第10条　年金の請求、支払時期および支払場所
第11条　特約の失効
第12条　特約の復活
第13条　特約の解約
第14条　特約の消滅
第15条　年金支払期間の変更
第16条　年金受取人の住所等の変更
第17条　契約者配当
第18条　時効
第19条　主約款の準用
第20条　主契約が更新された場合の取扱い
第21条　この特約を付加した場合の主契約等の取扱い
第22条　債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に主契約等の保険金の支払事由が生じた場合の特則
第23条　重大事由による解除に関する特則
第24条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第25条　新変額保険(有期型)に付加した場合の特則

年金支払特約条項

(2021年11月1日改定)

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)または主契約に付加された特約の保険金等の全部または一部について、一時金による支払にかえて、年金により支払うことを主な目的とするものです。

第 1 条(用語の意義)

(1) この特約において「保険金等」とは、主契約または主契約に付加された特約の保険金(注1)および障害給付金(注2)をいいます。
(2) この特約において「保険金等の金額」とは、保険金等として支払うべき金額(注3)をいいます。

(注1) 家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の死亡保険金および高度障害保険金ならびにリビング・ニーズ特約の特定状態保険金を除きます。
(注2) 被保険者の身体障害の状態が第1級に該当した場合に限ります。
(注3) 保険金等とともに支払われる金銭を含み、保険金等から差し引くべき金額があるときは、その金額を除きます。

第 2 条(特約の締結)

(1) この特約は、主契約の契約日以後、保険金等の支払事由が生じる前に、保険契約者の申出により、当会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
(2) この特約が締結されたときは、保険契約者(注)は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める保険金の年金支払を選択することはできません。

(注) 保険金の支払事由が生じた後はその保険金の受取人とします。

第 3 条(年金基金の設定)

(1) この特約が締結されたときは、保険金等(注)の支払事由が生じた日を年金基金設定日とし、保険金等(注)の金額の全部または一部を年金基金に充当します。
(2) 本条(1)の規定にかかわらず、年金受取人は、当会社に申出を行うことにより、保険金等の金額を年金基金に充当しないことができます。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。
(3) 年金基金が設定された場合は、当会社は、年金証書を年金受取人に交付します。

(注) この特約の締結の際に、当会社の定める取扱範囲により年金基金に充当しないこととした保険金等を除きます。

第 4 条(年金支払日)

(1) 第1回の年金支払日(以下「年金支払開始日」といいます。)は、年金基金設定日とします。
(2) 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日(注)とします。

(注) 毎年の年金支払開始日に対応する日をいいます。

第 5 条(年金額の計算)

(1) 年金額は、当会社の定める方法により、年金基金をもとに、年金基金設定日における当会社の定める率を用いて計算した額とします。
(2) 本条(1)の年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、第7条(年金の支払)の規定にかかわらず、年金の支払を行いません。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。

第 6 条(年金受取人)

(1) 年金受取人は、年金基金に充当される保険金等の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
(2) この特約の締結の際、同一の保険金等について受取人が2人以上いるときは、保険契約者は、そのうち1人をこの特約の年金受取人の代表者として指定することを必要とします。
(3) この特約が締結された後、保険金等の受取人に変更が生じた場合(注1)で、同一の保険金等について変更後の受取人が2人以上いるときは、保険契約者は、そのうち1人をこの特約の年金受取人の代表者として指定することを必要とします。
(4) 本条(2)または(3)による代表者が死亡した場合(注2)で、その後、新たな代表者が指定されないまま、保険金等の支払事由が生じたときは、次の①および②のとおり取り扱います。
① 年金受取人は、そのうち1人を協議により代表者として指定することを必要とします。
② 前①による代表者の指定が行われないときは、第7条(年金の支払)の規定にかかわらず、年金の支払を行いません。この場合、保険金等の金額を支払ってこの特約は消滅します。
(5) 本条(2)～(4)により指定された年金受取人の代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。

(注1) 保険金等の受取人が死亡した場合を含みます。
(注2) 保険金等の受取人が死亡し、その法定相続人が2人以上となる場合を含みます。

第 7 条(年金の支払)

年金の種類は確定年金とし、年金支払期間中の年金支払日が到来したときは、第5条(年金額の計算)によって定められた年金額を年金受取人に支払います。

第 8 条(年金受取人の死亡)

(1) 前条の規定にかかわらず、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に年金受取人(注)が死亡したときは、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間中の未払年金の現価を死亡時未払年金受取人に一時に支払います。
(2) 本条(1)の場合、死亡時未払年金受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
(3) 死亡時未払年金受取人とは、次の①または②に該当する者をいいます。
① 死亡した年金受取人(注)の法定相続人
② 第6条(年金受取人)の規定により年金受取人の代表者が指定された場合、他の年金受取人
(4) 死亡時未払年金受取人が2名以上となるときは、代表者1人を

指定することを必要とします。この場合、その代表者は、他の死亡時未払年金受取人を代理するものとします。
（５） 本条(4)の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、当会社が死亡時未払年金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡時未払年金受取人に対しても効力を生じます。
（６） 本条(1)の規定により、残余年金支払期間中の未払年金の現価を支払ったときは、この特約は年金受取人(注)が死亡した時に消滅したものとみなします。

（注） 第6条(年金受取人)の規定により年金受取人の代表者が指定された場合は、その代表者とします。

第９条(年金の一括払)

（１） 年金受取人は、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間中の未払年金の一括払を請求することができます。
（２） 本条(1)の場合、残余年金支払期間の未払年金の現価を一括して支払い、この特約はその支払を行った時に消滅します。

第10条(年金の請求、支払時期および支払場所)

（１） 年金を請求するとき(注)は、年金受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
（２） 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による年金の支払の場合に準用します。

（注） 前条の規定により、年金の一括払を請求する場合を含みます。

第11条(特約の失効)

主契約が保険金等の支払事由が生じる前に効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条(特約の復活)

（１） 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
（２） 当会社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第13条(特約の解約)

（１） 保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
（２） この特約を解約するときは、保険契約者は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

第14条(特約の消滅)

この特約に別段の定めがない限り、次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
① 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したとき(注)。
② 主契約に年金支払移行特約、5年ごと利差配当付年金支払移行特約、5年ごと利差配当付介護保障移行特約または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が付加され、主契約の全部または一部について年金支払、介護保障または終身介護保障に移行したとき。
③ この特約の年金支払期間が満了したとき。

（注） この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合で、主契約の保険期間が満了したときを除きます。

第15条(年金支払期間の変更)

（１） 保険契約者は、保険金等の支払事由が生じる前に限り、当会社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。
（２） 年金受取人は、第1回の年金の請求の際に限り、当会社の承諾を得て、年金支払期間を変更することができます。
（３） 本条(1)または(2)の規定により年金支払期間の変更を請求するときは、保険契約者または年金受取人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。
（４） 当会社が年金支払期間の変更を承諾したときは、保険契約者(注)に書面により通知します。

（注） 年金受取人が年金支払期間の変更を請求した場合は、年金受取人とします。

第16条(年金受取人の住所等の変更)

（１） 年金受取人が住所または通信先を変更したときは、すみやかに当会社に通知してください。
（２） 本条(1)の通知がなく、年金受取人の住所または通信先を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために必要な期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。

第17条(契約者配当)

この特約に対する契約者配当はありません。

第18条(時効)

年金その他のこの特約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、これらを行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

第19条(主約款の準用)

この特約に別段の定めがない場合は、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第20条(主契約が更新された場合の取扱い)

（１） この特約を付加した主契約が更新された場合、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がない限り、更新後の主契約にはこの特約が付加されます。
（２） 本条(1)の場合、更新後の主契約に付加されるこの特約には、更新時の特約条項が適用されます。

第21条(この特約を付加した場合の主契約等の取扱い)

（１） 第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主約款に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなし、その後に主契約の死亡保険金(注)の請求を受けても、当会社は、その死亡保険金(注)を支払いません。
（２） 本条(1)のほか、この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の特定疾病保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の特定疾病保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後に主契約の高度障害保険金または死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その高度障害保険金または死亡保険金を支払いません。
（３） 本条(1)のほか、この特約を低解約返戻金型終身介護保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険または一時払介護保障付終身保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により主契約の介護保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の介護保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後に主契約の高度障害保険金または死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その高度障害保険金または死亡保険金を支払いません。
（４） 本条(1)のほか、この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合、第3条(年金基金の設定)の規定により主契約の災害高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、主約款の規定にかかわらず、主契約は、被保険者が主契約の災害高度障害保険金の支払事由に該当した時に消滅したものとみなし、その後に主契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その死亡保険金または災害死亡保険金を支払いません。
（５） この特約を付加した主契約に災害割増特約が付加された場合、第3条(年金基金の設定)(1)の規定により災害割増特約の災害高度障害保険金額の全部または一部を年金基金に充当したときは、災害割増特約条項の規定にかかわらず、災害割増特約は、被保険者が災害割増特約に定める高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなし、その後に災害割増特約の災害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その災害死亡保険金を支払いません。
（６） この特約を付加した主契約に指定代理請求特約または指定代理請求人の対象範囲に関する特約が付加された場合、それらの特約は、主契約が消滅したときでも、この特約が消滅しない限り、消滅しないものとします。

（注） この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合は、災害死亡保険金を含みます。

第22条(債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に主契約等の保険金の支払事由が生じた場合の特則)

債権者等(注)による保険契約の解約の通知が当会社に到達し、かつ、主約款または主契約に付加された特約の特約条項(以下「主約款等」といいます。)の規定により解約の効力が生じるまでまたは主約款等の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金等の支払事由が生じた場合には、第3条(年金基金の設定)(1)の規定にかかわらず、保険金等の年金基金への充当は行わず、主約款等の規定によりその保険金等を支払います。

(注) 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

第23条(重大事由による解除に関する特則)

(1) 当会社は、年金支払開始日より後に主約款に定める重大事由が発生した場合でも、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用してこの特約を解除することができます。この場合、保険契約者に支払うべき返戻金の額は、残余年金支払期間中の未払年金の現価とします。

(2) 本条(1)の規定により年金支払開始日より後に主約款の重大事由による解除に関する規定を準用して保険契約を解除する場合で、かつ、保険金等の一部の受取人(以下、本条(2)において「一部受取人」といいます。)に対して保険金等が支払われないこととなるときは、主約款の重大事由による解除に関する規定によるほか、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約のうち支払われない保険金等に対応する部分について、既にこの特約の年金を支払っていたときは、その返還を請求します。

② 前①以外の部分については、その部分に対応する残余年金支払期間中の未払年金の現価を算出し、一部受取人以外の年金受取人に支払います。

第24条(養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則)

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加したときは、第3条(年金基金の設定)の規定にかかわらず、主契約が更新され、かつ、更新後の主契約の保険料の払込方法(回数)が一時払となる場合、更新前の主契約の満期保険金は年金基金に充当しないものとします。

第25条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合、年金基金に充当された保険金等に対しては、年金支払開始日以後、特別勘定による運用は行いません。

別表1 請求書類

	項 目	提 出 書 類
1	年金 年金の一括払	(1) 当会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍謄(抄)本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券(第2回以後の年金および年金の一括払の場合は年金証書)
2	年金支払期間の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者(第1回の年金の請求の際に変更する場合は年金受取人)の印鑑証明書 (3) 保険証券
3	解約	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	年金受取人の死亡	(1) 当会社所定の請求書 (2) 死亡した年金受取人の戸籍謄(抄)本 (3) 死亡時未払年金受取人の代表者選任届(死亡時未払年金受取人が1名の場合は不要) (4) 死亡時未払年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金証書
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

リビング・ニーズ特約条項　目次

第 1 条　特定状態保険金の支払
第 2 条　特定状態保険金の支払に関する補則
第 3 条　特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所
第 4 条　特定状態保険金を支払わない場合
第 5 条　特約の締結
第 6 条　特約の責任開始期
第 7 条　特約保険料
第 8 条　特約の失効
第 9 条　特約の復活
第10条　告知義務および告知義務違反による解除
第11条　重大事由による解除
第12条　特約の解約
第13条　特約の解約返戻金
第14条　特約の消滅とみなす場合
第15条　特約の復旧
第16条　指定代理請求人の変更
第17条　主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い
第18条　主約款の規定の準用
第19条　主契約を払済保険に変更した場合の特則
第20条　主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則
第21条　主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則
第22条　主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則
第23条　主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則
第24条　主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）が付加されている場合の特則
第25条　主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則
第26条　主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則
第27条　主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則
第28条　主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い
第29条　定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第30条　逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則
第31条　終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第32条　5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第33条　低解約返戻金型終身介護保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険または一時払介護保障付終身保険に付加した場合の特則
第34条　災害保障期間付定期保険に付加した場合の特則
第35条　5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第36条　新変額保険（有期型）に付加した場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

（2021年11月1日改定）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第 1 条（特定状態保険金の支払）

（1）　当会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）（1）に規定する当会社所定の書類が当会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

（2）　特定状態保険金の金額は、次の金額とします。

特定状態保険金の金額 ＝ 主契約の保険金額のうち、当会社の定める範囲内で特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。） － 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第 2 条（特定状態保険金の支払に関する補則）

（1）　特定状態保険金の受取人は、被保険者とし、それ以外の者に変更することはできません。

（2）　保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者（その法人）である場合には、本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を特定状態保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（3）　主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（4）　主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとして取り扱います。

（5）　本条（4）の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

（6）　特定状態保険金を支払う前に、被保険者が死亡したときは、特定状態保険金は支払いません。また、特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

（7）　主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

（8）　主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

（9）　特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第 3 条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

（1）　特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（注）する場合には、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

（2）　特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求（注）できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表1）およびその事情を証明する書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求（注）することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。

①　傷害または疾病により、特定状態保険金を請求（注）する意

思表示ができないこと。
② 傷病名の告知を受けていないこと。
③ その他前①または②に準じた状態であること。

（３） 指定代理請求人が本条(2)の特定状態保険金の請求(注)を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族
③ 被保険者の3親等内の親族
④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
⑤ 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている者
ただし、④および⑤については、当会社に提出された書類により、特定状態保険金の受取人のために特定状態保険金を請求すべき適当な理由があることが確認できる場合に限ります。

（４） 本条(2)および(3)の規定により当会社が指定代理請求人からの請求に対して特定状態保険金を支払ったときは、その後特定状態保険金の請求(注)を受けても、当会社は、これを支払いません。

（５） 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（注） 第1条(特定状態保険金の支払)(2)の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。

第 4 条(特定状態保険金を支払わない場合)

被保険者が次の①～③のいずれかによって第1条(特定状態保険金の支払)(1)の規定に該当した場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、次の②の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
① 保険契約者または被保険者の故意
② 指定代理請求人の故意
③ 戦争その他の変乱

第 5 条(特約の締結)

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 6 条(特約の責任開始期)

（１） 当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時(責任開始期)」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加の時期	特約上の責任が開始される時(責任開始期)
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合	当会社が特約付加の申込を承諾した時

（２） この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 7 条(特約保険料)

この特約に対する保険料はありません。

第 8 条(特約の失効)

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第 9 条(特約の復活)

（１） 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（２） 当会社は、本条(1)の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第10条(告知義務および告知義務違反による解除)

（１） 主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（２） 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第11条(重大事由による解除)

（１） 主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。

（２） 本条(1)の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第12条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第13条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第14条(特約の消滅とみなす場合)

次の①～④の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
① 第1条(特定状態保険金の支払)の規定により特定状態保険金が支払われたとき。
② 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
③ 主契約が延長定期保険に変更されたとき。
④ 主約款に定める死亡保険金を請求する権利に質権が設定されたとき。

第15条(特約の復旧)

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、前条③の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

第16条(指定代理請求人の変更)

（１） 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

（２） 本条(1)の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類(別表1)を提出してください。

（３） 本条(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の指定代理請求人からの請求に対して特定状態保険金が支払われた場合には、その支払後にその特定状態保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第17条(主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い)

特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第18条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第19条(主契約を払済保険に変更した場合の特則)

（１） 主契約を払済保険(注1)に変更した場合で、主約款の規定により払済保険(注1)への変更の際に保険契約者に支払うべき金額を当会社が支払った後に、次のいずれかの事由に該当していたことが判明したとき(注2)は、特定状態保険金の金額は、払済保険(注1)への変更の際に支払った金額を差し引いた金額とします。
① 被保険者が主約款に定める危篤状態に該当していること。
② 被保険者が余命6か月以内と判断されていること。

（２） 本条(1)の場合、主約款の規定にかかわらず、被保険者が死亡したときに、当会社は、死亡保険金から払済保険(注1)への変更の際に支払った金額を差し引きません。ただし、払済保険(注1)への変更の際に支払った金額が、本条(1)の規定により差し引いた金額を超えている場合には、その超えている金額を被保険者

が死亡したときに死亡保険金から差し引きます。

(注1)　定額払済保険および変額払済保険を含みます。
(注2)　主約款の規定により本条(1)のいずれの事由に該当していることを保険契約者が知っているときに払済保険(注1)への変更を取り扱わない場合に限ります。

第20条(主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額	=	指定保険金額	×	特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合	−	当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑥のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。
② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)の規定を準用します。
④ 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注1)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額	=	指定保険金額	×	特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合	−	当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

⑥ 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次のとおりとします。
ア. この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを必要とします。
イ. この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更(注2)が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更(注2)が行われたものとします。
ウ. 特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

(注1)　それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。
(注2)　指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第22条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に逓減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における保険金額とします。
② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
ウ. 前イ.の場合、逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
④ 逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注2)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条⑤の規定を適用します。

(注1)　応当日のない場合は、その月の末日とします。
(注2)　逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合を除きます。

第23条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に逓増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。
ア. 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
イ. 特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
ウ. 前イ.の場合、逓増定期保険特約の特約基本保険金額は、逓増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。
④ 逓増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日(注)の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。
⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)⑤の規定を適用します。

(注)　逓増定期保険特約条項の規定により逓増定期保険特約が更新される場合を除きます。

第24条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)

主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める主契約の保険金額に家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額を加えます。この場合、家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における保険金額(注2)とします。

② 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額ならびに特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約および家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

③ 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日(注1)における家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の保険金額(注2)の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)は指定保険金額に対応する特約基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イ.の場合、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額は、家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額から指定保険金額に対応する特約基準給付金月額を差し引いた金額に改められます(注3)。

エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)条項に定める特約保険金の月払給付に関する規定を適用しません。

④ 家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

⑤ 主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額	＝	指定保険金額	×	特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合	－	当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

(注1) 応当日のない場合は、その月の末日とします。

(注2) 特定状態保険金の請求日における特約保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における特約保険金額とします。

(注3) この場合、特約基準給付金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。

第25条(主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則)

主契約に収入保障特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第30条(逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約の責任準備金を払い戻します。

② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第26条(主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア.、第30条(逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

(注) 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第27条(主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)、第29条(定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)(2)②ア.、第30条(逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則)(1)②ア.または第31条(終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則)(2)②ア.の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(4)、(5)、第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第22条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)③、第23条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)③および第24条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)③の規定により主契約の保険金額(注)、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)の特約基準給付金月額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（注） 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第28条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い）

（１） 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）（2）②ア.、第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア.もしくは第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）（2）②ア.の規定により主契約が消滅したときまたは第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注1）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）の特約基準給付金月額が改められるときは、次の①および②のとおり取り扱います。

① 入院給付金または療養給付金のある当会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いの規定を準用します。

② 入院給付金、手術給付金、療養給付金、重度5疾病・重度介護給付金（注2）、重度5疾病・障害・重度介護給付金（注2）、就業不能給付金（注2）または災害死亡保険金等のある当会社所定の特約については、主契約の保険金額（注1）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）の特約基準給付金月額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

（２） 本条（1）の規定にかかわらず、主契約に保障開始条件付配偶者医療保障特約が付加されている場合は、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）（2）②ア.または第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア.の規定により主契約が消滅したときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の特約の消滅に関する規定にかかわらず、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅しません。

② 特定状態保険金を支払うときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の医療保障開始期に関する規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注3）を医療保障開始期とみなします。ただし、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注3）が特約保険期間満了日（注4）を超えるときはこの限りではありません。

③ 前①の場合、特定状態保険金の金額は、第1条（特定状態保険金の支払）（2）の規定にかかわらず、指定保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料ならびに保障開始条件付配偶者医療保障特約の保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

④ 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注1）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約もしくは家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）の特約基準給付金月額が改められるときでも、保障開始条件付配偶者医療保障特約はそのまま有効に継続します。

⑤ 前①～④の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から医療保障開始期までの間に、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項に定める特約の消滅とみなす事由に該当した場合（注5）は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅したものとみなします。また、保障開始条件付配偶者医療保障特約の被保険者の故意により、特定状態保険金が支払われる場合は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、保障開始条件付配偶者医療保障特約の責任準備金を保険契約者に返戻します。

（注1） 主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
（注2） 重度5疾病・重度介護一時金、重度5疾病・障害・重度介護一時金または就業不能一時金を含みます。
（注3） 応当日のない場合は、その月の末日とします。
（注4） 特約が更新される場合を除きます。
（注5） 主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。

第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）

（１） この特約を定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）（1）中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（２） 本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第1条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における主契約の保険金額（注2）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、次のとおり取り扱います。

ア. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）の保険金額（注2）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ. 特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注1）における家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）の保険金額（注2）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）は指定保険金額に対応する基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イ.の場合、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）の基準給付金月額は、家計保障定期保険または家計保障定期保険（無解約返戻金型）の基準給付金月額から指定保険金額に対応する基準給付金月額を差し引いた金額に改められます（注3）。

エ. 特定状態保険金については、家計保障定期保険普通保険約款または家計保障定期保険（無解約返戻金型）普通保険約款に定める保険金の月払給付に関する規定を適用しません。

（注1） 応当日のない場合は、その月の末日とします。
（注2） 特定状態保険金の請求日における保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
（注3） この場合、基準給付金月額に10円未満の端数が生じたときは、1円の位を切り上げて10円単位とします。

第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）

（１） この特約を逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第1条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金

の支払に関する補則）(1)、(2)および(6)～(9)までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の保険金額（注）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の保険金額（注）の一部が指定保険金額として特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ.の場合、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の基本保険金額は、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

（２）　本条(1)のほか、この特約を逓増定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（注）　低解約返戻金型逓増定期保険において、支払うべき死亡保険金が解約返戻金を下回り、解約返戻金と同額を死亡保険金として支払うべき場合には、その死亡保険金の額とします。

第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（１）　この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、低解約返戻金型終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

①　主契約の全部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

②　主契約の一部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

（２）　本条(1)のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

①　第1条（特定状態保険金の支払）(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

②　特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)～(5)までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

ア．特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

イ．特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額、基本保険金額、最低保証保険金額、給付金日額および残存保険金額は、それぞれ特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特定状態保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとみなし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、減額分については、当会社は、これを支払いません。この場合、減額分の解約返戻金はありません。

ウ．前イ.の場合、主約款に定める減額後の保険金額、残存保険金額、入院給付金および介護給付金の規定を準用します。

③　主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用したとき、または、主契約の一部について保険契約者が5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用した場合で、あわせて5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用しなかったときは、この特約は消滅します。

④　主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用したときは、次のア.～オ.のとおり取り扱います。

ア．第1条（特定状態保険金の支払）(2)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と読み替えます。

イ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(2)中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「5年ごと利差配当付終身保障移行特約の特約死亡保険金受取人（特約死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

ウ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(3)、(4)および(5)中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項に定める特約死亡保険金または特約高度障害保険金」と読み替えます。

エ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）(9)中「主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付」と読み替えます。

オ．第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分」と読み替えます。

第32条（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

①　この特約と主契約の指定代理請求人は同一人であることを必要とします。

②　この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（注）が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更（注）が行われたものとします。

③　主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

④　特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）(1)中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（注）　指定代理請求人を指定しない場合も含みます。

第33条（低解約返戻金型終身介護保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険または一時払介護保障付終身保険に付加した場合の特則）

（１）　この特約を低解約返戻金型終身介護保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険または一時払介護保障付終身保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

①　特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。

②　主約款に定める介護保険金の請求を受け、その介護保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

③　主約款に定める介護保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

④　主契約の全部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

⑤　主契約の一部について、保険契約者が、年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分を除いた部分」と読み替えます。

（２）　本条(1)のほか、この特約を低解約返戻金型終身介護保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険に付加し

た場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(3)～(5)の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

ア. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ. 特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額(注1)の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額(注2)分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ. 前イ.の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額(注2)を差し引いた金額に改められます。

(注1) 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、解約返戻金と同額とします。

(注2) 請求日における主契約の保険金額が解約返戻金を下回る場合には、次の計算式により計算した金額とします。ただし、計算結果に10万円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てて10万円単位とします。

$$\text{指定保険金額} \times \frac{\text{請求日における主契約の保険金額}}{\text{請求日における主契約の解約返戻金の額}}$$

第34条(災害保障期間付定期保険に付加した場合の特則)

この特約を災害保障期間付定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)(1)中「主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合」とあるのは、「主契約の第1保険期間中である場合または主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合」と読み替えます。

② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(6)～(8)中「死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは、「死亡保険金、災害死亡保険金、高度障害保険金または災害高度障害保険金」と読み替えます。

第35条(5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則)

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または家計保障定期保険特約の付加を必要とします。

② 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(2)中「主契約の死亡保険金受取人(死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の満期保険金受取人(満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。)」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人(死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。)および主契約の年金受取人(年金の一部の受取人である場合を含みます。)」と読み替えます。

③ 第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(6)、(7)および(8)中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、逓増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。

④ 第14条(特約の消滅とみなす場合)に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および家計保障定期保険特約がすべて消滅したとき(家計保障定期保険特約の場合は、特約保険金の月払給付を行う場合を含みます。)も、この特約は消滅します。

⑤ 第21条(主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)、第22条(主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則)、第23条(主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則)および第24条(主契約に家計保障定期保険特約または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)が付加されている場合の特則)の規定の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

第36条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

(1) この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① 第1条(特定状態保険金の支払)から第3条(特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所)までの規定中、「主契約の保険金額」とあるのは、「主契約の基本保険金額(主契約が定額払済保険に変更された場合は、保険金額)」と読み替えます。

② 特定状態保険金の請求日における主契約の積立金額(以下単に「主契約の積立金額」といいます。)が主契約の基本保険金額を上まわるときは、特定状態保険金の支払にあたって、次の計算式により計算した金額をその支払額に加算します。

$$\left(\text{主契約の積立金額} - \text{主契約の基本保険金額}\right) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

ただし、主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に定める保険金削減支払期間内に特定状態保険金の請求があった場合で、主契約の積立金額が主契約の基本保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める割合(以下「削減割合」といいます。)を乗じた金額を上まわるときは、特定状態保険金の支払にあたって、次の計算式により計算した金額をその支払額に加算します。

$$\left(\text{主契約の積立金額} - \left(\text{主契約の基本保険金額} \times \text{削減割合}\right)\right) \times \frac{\text{指定保険金額}}{\text{主契約の基本保険金額}}$$

③ 第14条(特約の消滅とみなす場合)中、「延長定期保険」とあるのは、「自動延長定期保険」と読み替えます。

(2) 本条(1)①の規定により読み替えて適用する第2条(特定状態保険金の支払に関する補則)(5)の規定により主契約の基本保険金額を改める場合、その主契約の基本保険金額から指定保険金額を差し引いた割合と同じ割合で積立金額も改めます。

別表1　請求書類

（1） 特定状態保険金の請求書類

	項　目	提　出　書　類
1	特定状態保険金	（1） 当会社所定の請求書 （2） 当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3） 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4） 特定状態保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5） 最終の保険料払込みを証する書類 （6） 保険証券
2	特定状態保険金の 指定代理請求	（1） 上記1.特定状態保険金に定める請求書類 （2） 指定代理請求人の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （3） 被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類（指定代理請求人が第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）(3)④に該当する場合に限ります。） （4） 指定代理請求人が被保険者の療養看護または財産管理を行うために締結した契約の内容を証する書類（指定代理請求人が第3条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）(3)⑤に該当する場合に限ります。）
(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（2） その他の請求書類

項　目	提　出　書　類
指定代理請求人の変更	（1） 当会社所定の名義変更請求書 （2） 保険契約者の印鑑証明書 （3） 保険証券
(注)当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

指定代理請求特約条項　目次

第 1 条　特約の締結
第 2 条　特約の対象となる保険金等
第 3 条　指定代理請求人による保険金等の請求
第 4 条　指定代理請求人の変更および指定の撤回
第 5 条　告知義務違反による解除等の通知
第 6 条　特約の解約
第 7 条　主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第 8 条　主約款の規定の準用
第 9 条　5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第10条　一時払終身介護保険に付加した場合の特則
第11条　学資保険に付加した場合の特則

指定代理請求特約条項

（2023年8月2日改定）

（この特約の概要）

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない当会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第 1 条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第 2 条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、一時金、給付金、年金または祝金（保険料の払込免除を含み、以下「保険金等」といいます。保険金等には、保険金等が支払われるときに、その受取人に支払われる契約者配当金、保険料前納金の残額等を含みます。）は、次の①～㉝に定めるとおりとします。ただし、被保険者と保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合には、保険契約者。以下同じ。）が同一人である場合に限ります。

① 高度障害保険金(注1)
② 特定疾病保険金(注2)
③ 障害給付金
④ 特定状態保険金
⑤ 死亡保険金(注3)
⑥ 満期保険金
⑦ 年金(注2)
⑧ 祝金
⑨ 診断給付金(注2)(注4)
⑩ 入院給付金(注4)(注5)
⑪ 手術給付金(注4)
⑫ 通院給付金
⑬ 先進医療給付金
⑭ 治療給付金
⑮ 手術・放射線治療給付金
⑯ 抗がん剤治療・緩和療養給付金
⑰ 特定治療給付金
⑱ 特定疾病治療給付金
⑲ 特定疾病通院給付金
⑳ 5疾病初期入院給付金
㉑ 介護給付金(注2)
㉒ 重度5疾病・重度介護給付金(注2)
㉓ 重度5疾病・障害・重度介護給付金(注2)
㉔ 就業不能給付金(注2)
㉕ 認知症一時金
㉖ 軽度認知障害一時金
㉗ 早期治療支援給付金
㉘ 健康還付給付金
㉙ 特約生存給付金
㉚ 健康祝金
㉛ 生存祝金
㉜ 長期継続特約給付金
㉝ 保険料の払込免除

（注1）　名称がいかなる場合であっても、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項に定める高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金等を含みます。
（注2）　名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。
（注3）　名称がいかなる場合であっても、死亡したことにより支払われる保険金等を含みます。ただし、5年ごと利差配当付こども保険、学資保険、配偶者定期保険特約またはこども定期保険特約の保険金等に限ります。
（注4）　がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）、特定疾病治療保険（無解約返戻金型）またはこれらの保険に付加される主特約の保険金または給付金に限ります。
（注5）　疾病入院一時給付金および災害入院一時給付金を含みます。

第 3 条（指定代理請求人による保険金等の請求）

（1）　保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表1）およびその事情を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと。
② 傷病名の告知を受けていないこと。
③ その他前①または②に準じた状態であること。

（2）　指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族
③ 被保険者の3親等内の親族
④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
⑤ 被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている者
ただし、④および⑤については、当会社に提出された書類により、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があることが確認できる場合に限ります。

（3）　本条(1)および(2)により、指定代理請求人からの請求に対して保険金等が支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

（4）　本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由(注1)を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を本条(1)①もしくは③に定める状態(注2)に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

（注1）　保険料の払込免除の事由を含みます。
（注2）　本条(1)③については、本条(1)①に準じた状態に限ります。

第 4 条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

（1）　保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。

（2）　本条(1)により指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。

（3）　本条(1)の通知が当会社に到達する前に変更前の指定代理請求人からの請求に対して保険金等が支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

第 5 条（告知義務違反による解除等の通知）

当会社が、主契約または主特約について告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先またはこれらの者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先に通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

第 6 条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第 7 条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加された場合（注1）には、主約款または主特約の特約条項による指定代理請求人は撤回されたものとし、指定代理請求人に

関する規定または介護年金および介護給付金(注2)の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

(注1)　その後に第4条(指定代理請求人の変更および指定の撤回)の規定により指定代理請求人の指定が撤回された場合を含みます。
(注2)　名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

第 8 条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第 9 条(5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則)

(1)　この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、以下のとおり読み替えます。

	該当条文	読替前	読替後
①	第2条(特約の対象となる保険金等)	被保険者	保険契約者または被保険者
②	第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)	被保険者	保険契約者
③	別表1	被保険者	保険契約者

(2)　5年ごと利差配当付こども保険が払済保険に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとみなします。

第10条(一時払終身介護保険に付加した場合の特則)

この特約を一時払終身介護保険に付加した場合、第2条(特約の対象となる保険金等)(注2)中「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。」とあるのは「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含み、介護保険金の年金支払特則の適用を請求する権利を含みます。」と読み替えます。

第11条(学資保険に付加した場合の特則)

この特約を学資保険に付加した場合には、第2条(特約の対象となる保険金等)、第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)および別表1中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表1　請求書類

	項　目	提　出　書　類
1	指定代理請求	(1)　主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2)　指定代理請求人の住民票と戸籍謄(抄)本と印鑑証明書 (3)　被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類(指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)④に該当する場合に限ります。) (4)　指定代理請求人が被保険者の療養看護または財産管理を行うために締結した契約の内容を証する書類(指定代理請求人が第3条(指定代理請求人による保険金等の請求)(2)⑤に該当する場合に限ります。)
2	指定代理請求人の変更および指定の撤回	(1)　当会社所定の名義変更請求書 (2)　保険契約者の印鑑証明書 (3)　保険証券
(注)　当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

保険契約の変換に関する特約条項　目次

第 1 条　特約の締結
第 2 条　変換後契約の取扱い
第 3 条　被変換契約の消滅
第 4 条　特約の解約
第 5 条　特約の解約返戻金
第 6 条　特約の消滅
第 7 条　主約款等の規定の準用

保険契約の変換に関する特約条項

（平成30年4月2日改定）

（この特約の概要）

この特約は、既に締結され有効に継続している当会社の定める保険契約（その一部が変換される場合には、その一部を指すものとします。以下「被変換契約」といいます。）を当会社の定める他の保険契約（以下「変換後契約」といいます。）に変換する場合の取扱いについて定めたものです。

第 1 条（特約の締結）

この特約は、保険契約者から、被変換契約を変換後契約に変換する旨の申出があり、被保険者の同意を得たときに、会社の定める取扱範囲内で、変換後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。この場合、主契約および主契約に付加される当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款および主特約の特約条項（以下「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

第 2 条（変換後契約の取扱い）

（１）　変換後契約の保険金額（注1）は以下の金額を上限とします。

変換後契約の保険金額（注1）の上限額 ＝ 変換日（主契約の責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。）における被変換契約の換算保険金額 － 次条の規定により支払われるべき解返戻金額（注2）

（２）　本条（1）の変換日における被変換契約の換算保険金額は、被変換契約の保険金額（注3）を、下表の「保険の種類または特約」に応じて、「換算後の金額」に換算し、その金額を合計した額とします。

保険の種類または特約	換算後の金額
定期保険	変換日における保険金額または特約保険金額
逓増定期保険	
低解約返戻金型逓増定期保険	
災害保障期間付定期保険	
平準定期保険特約	
逓増定期保険特約	
生存給付金付定期保険特約	
家計保障定期保険	変換日における保険金額、特約保険金額または特約年金現価（注4）の8割
家計保障定期保険（無解約返戻金型）	
逓減定期保険特約	
収入保障特約	
家計保障定期保険特約	
家計保障定期保険特約（無解約返戻金型）	

（３）　主約款等の規定にかかわらず、被保険者が変換後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺した場合でも、変換後契約については、これを変換後契約の死亡保険金（注5）についての免責事由とはしません。

（４）　被保険者が変換後契約の責任開始期以後に、主約款等に規定する高度障害状態に該当した場合で、被変換契約に含まれる主たる保険契約または特約（以下「被変換契約の保険契約等」といいます。）の全部について、被変換契約の保険契約等の責任開始期（注6）以後、変換後契約の責任開始期前に、その高度障害状態の原因となる傷害または疾病が生じていたときは、変換後契約については、原因となった傷害または疾病は変換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなします。

（５）　本条（3）および（4）の規定にかかわらず、変換後契約において、既に復活または復旧が行われている場合には、本条（3）および（4）に定める取扱いは行いません。

（６）　主約款等の規定にかかわらず、当会社は、主契約の締結の際、変換後契約については、被保険者に関し、書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（注1）　主特約の責任開始期における特約保険金額または特約基本保険金額を含みます。
（注2）　保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引く前の金額とし、当会社の定める特約の解約返戻金額を含みます。
（注3）　特約保険金額または特約年金現価（注4）を含みます。
（注4）　特約年金の支払事由が発生した場合に支払うべき特約年金の未支払分の現価をいいます。
（注5）　特約死亡保険金を含みます。
（注6）　被変換契約の保険契約等において、復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。

第 3 条（被変換契約の消滅）

被変換契約は主契約の責任開始期に解約されたものとして取り扱います。ただし、被変換契約の保険料振替貸付の取消の規定は適用しません。

第 4 条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第 5 条（特約の解約返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第 6 条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第 7 条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款等の規定を準用します。

特別条件付保険特約条項　目次

第 1 条　特別条件の適用
第 2 条　特別条件
第 3 条　特別条件に関する補則
第 4 条　主約款および特約条項の規定の適用除外
第 5 条　解約

特別条件付保険特約条項

（2022年2月2日改定）

第 1 条（特別条件の適用）

（１）　主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

（２）　本条（1）の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、次の日を適用日とします。

	特別条件を適用する場合	適用日
①	主契約の締結の際	主契約の契約日
②	主契約の復活の際	復活の際の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）
③	主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際	付加する特約の責任開始日（※）

（※）　別表3に定める主特約については、その特約の付加に際して、当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った日または告知の日のいずれか遅い日とします。

（３）　この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 2 条（特別条件）

この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、次の①～⑤のうちいずれか1つまたは2つ以上の方法によります。

① 保険金削減支払法

ア.　当会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を保険金として支払います。

（ア）　死亡したこと。
（イ）　高度障害状態になったこと。
（ウ）　特定疾病保険金、介護保険金または就業不能保険金の支払事由に該当したこと。

$$\text{支払金額} = \text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額} - \text{支払事由に該当した時における責任準備金}\right) \times \text{下表の経過期間に応じた割合} + \text{支払事由に該当した時における責任準備金}$$

適用日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

イ.　前ア.の規定にかかわらず、主契約の被保険者が主約款もしくは主特約の特約条項に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）による傷害または感染症（別表2）により、前ア.（ア）～（ウ）のいずれかに該当したときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

② 給付金削減支払法

ア.　当会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の（ア）～（カ）のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を基準として、給付金または一時金を支払います。

（ア）　入院をしたこと。
（イ）　手術を受けたこと。
（ウ）　放射線治療を受けたこと。
（エ）　入院をしたのちに退院したこと。
（オ）　通院をしたこと。
（カ）　その他給付金（注1）または一時金の支払事由に該当したこと（注2）。

$$\text{給付金または一時金の基準とする金額} = \text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額または一時金額} \times \text{下表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、重度5疾病・障害・重度介護一時金特約または就業不能一時金特約にこの特別条件を適用する場合、主特約の保険料が払込済であるときまたは主特約の復活の際にこの特別条件を適用したときは、次の金額を支払います。

$$\text{一時金の基準とする金額} = \left(\text{主特約の特約条項の規定により支払うべき一時金額} - \text{支払事由に該当した時における責任準備金}\right) \times \text{下表の経過期間に応じた割合} + \text{支払事由に該当した時における責任準備金}$$

適用日からその日を含めて給付金または一時金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

イ.　前ア.の規定にかかわらず、主契約の被保険者が不慮の事故による傷害もしくは感染症（別表2）により前ア.（ア）～（カ）のいずれかに該当したとき、または主約款もしくは主特約の特約条項に定める骨髄等の採取術を受けたときは、支払うべき給付金または一時金の全額を支払います。

③ 特別保険料領収法

ア.　主契約または主特約の保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。

イ.　主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

ウ.　この特別条件が適用された主契約または主特約の解約返戻金は、特別保険料の計算の基礎に基づいて計算するものとし、主契約と合算して、保険証券に例示します。

④ 特定疾病・部位不担保法

ア.　別表1に定める特定疾病または身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた疾病もしくは傷害（注3）により、当会社が定める不担保期間（注4）内に主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める次の（ア）～（キ）のいずれかに該当するときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。ただし、感染症（別表2）による場合は、この限りではありません。なお、主契約の被保険者が当会社の定めた不担保期間（注4）の満了日を含んで継続し

て入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。
(ア)　入院をしたこと。
(イ)　手術を受けたこと。
(ウ)　放射線治療を受けたこと。
(エ)　入院をしたのちに退院したこと。
(オ)　通院をしたこと。
(カ)　医師または歯科医師による治療を受けたこと。
(キ)　その他保険金、給付金(注1)または一時金の支払事由に該当したこと(注2)。

イ.　別表3に定める主契約および主特約にこの特別条件を適用する場合は、前ア.に規定するほか、次の(ア)および(イ)のとおりとします。
(ア)　当会社が定める不担保期間(注4)内に、別表1に定める身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定された悪性新生物または上皮内新生物(注5)(以下、これらを総称して「がん」といいます。)を原因として、その不担保期間(注4)内であると不担保期間(注4)の満了後であるとを問わず、主契約の被保険者が保険金、給付金または一時金の支払事由に該当したときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。
(イ)　前(ア)の規定にかかわらず、主契約または主特約の責任開始期(注6)以後の当会社が定める不担保期間(注4)内に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定されたがんについて、下表の㋐または㋑のいずれかの事由に該当したときは、その㋐または㋑に定めるがんは前(ア)におけるがんに含めないものとします。

	事由	対象外とするがん
㋐	そのがんを治療したことによりがんが認められない状態となった後、その不担保期間(注4)の満了後にがんが再発したとき。	その再発したがん
㋑	そのがんが当会社が指定した身体部位以外の身体部位に転移したとき、またはその不担保期間(注4)の満了後に当会社が指定した身体部位に転移したとき。	その転移したがん

ウ.　別表4に定める主契約および主特約にこの特別条件を適用する場合は、前イ.(ア)に規定するほか、次の(ア)～(ウ)のとおりとします。
(ア)　別表1に定める特定疾病または身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病または身体部位に生じた疾病もしくは傷害(注3)により、当会社が定める不担保期間(注4)内に主契約の被保険者が保険金、給付金または一時金支払の原因となる主約款または主特約の特約条項に定める次の㋐～㋒のいずれかに該当するときは、保険金、給付金または一時金を支払いません。
㋐　入院・在宅療養状態(注7)となったこと。
㋑　要介護状態となったこと。
㋒　入院を開始したこと。
(イ)　前ア.の規定はなお書きを除いて適用します。
(ウ)　前イ.(イ)の規定は、その規定中「主契約または主特約の責任開始期(注6)」とあるのを「主契約または主特約の責任開始期(注6)からその日を含めて90日を経過した日の翌日」と読み替えて適用します。

エ.　別表5に定める主契約にこの特別条件を適用する場合は、主契約に付加された別表5に定める特則による保険料払込みの免除について、前イ.の規定を準用します。

オ.　別表6に定める主契約にこの特別条件を適用する場合は、主契約に付加された別表6に定める特則による保険料払込みの免除について、前ウ.の規定を準用します。

⑤　特定障害不担保法
保険期間(注8)中に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金(注9)の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合でも、当会社は高度障害保険金(注9)の支払または保険料払込みの免除を行いません。

(注1)　健康還付給付金および無事故給付金を除きます。
(注2)　主特約の特約条項に定める給付金支払期間中の各月に支払われる給付金については、第1回の給付金の支払事由に該当したことをいいます。
(注3)　適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った傷害(注10)(注11)に限ります。
(注4)　適用日からその日を含めて計算します。また、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
(注5)　主約款または主特約の特約条項に定める悪性新生物または上皮内新生物をいい、主約款または主特約の特約条項において悪性新生物のみを保険金、給付金または一時金支払の対象とするときは、その悪性新生物をいいます。
(注6)　主契約または主特約の復活の際に特別条件を適用した場合は、復活の際の責任開始期とします。
(注7)　5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・障害・重度介護家計保障特約、重度5疾病・重度介護一時金特約または重度5疾病・障害・重度介護一時金特約の場合は、就業不能状態をいいます。
(注8)　保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
(注9)　本条⑤においては、名称がいかなる場合であっても、高度障害状態(主約款に定める5疾病による高度障害状態を含みます。)または身体障害の状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。
(注10)　適用日以後に傷害の症状が再発または悪化した場合を含みます。
(注11)　その傷害について、主約款または主特約の締結または復活の際、告知等により当会社が知っていた場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により責任開始期以後に生じたとみなされるものを対象とします。

第 3 条(特別条件に関する補則)

(1)　給付金削減支払法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは前条②の規定を準用します。

(2)　特定疾病・部位不担保法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは前条④の規定を準用します。

(3)　保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは前条①の規定を準用します。

(4)　保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険普通保険約款、家計保障定期保険(無解約返戻金型)普通保険約款または就業不能保障保険(無解約返戻金型)普通保険約款の規定により保険金を支払うときは、その保険金支払事由発生時の保険金額が前条①の規定により支払われる金額となるように基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の基準給付金月額を基準として、主約款の保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、保険金の月払給付を取り扱いません。

(5)　保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)条項の規定により特約保険金を支払うときは、その特約保険金支払事由発生時の特約保険金額が前条①の規定により支払われる金額となるように特約基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約基準給付金月額を基準として、主特約の特約条項の特約保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱いません。

(6)　給付金削減支払法が適用された5疾病・障害・重度介護家計保障特約条項または就業不能保障特約条項の規定により第1回重度5疾病・障害・重度介護給付金または第1回就業不能給付金を支払うときは、前条②の規定により特約給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、その給付金の支払事由発生時の責任準備金を一時に支払い、主特約はその給付金の支払事由発生時に消滅します。

(7)　家計保障定期保険(無解約返戻金型)、就業不能保障保険(無解約返戻金型)、家計保障定期保険特約(無解約返戻金型)、5疾病・重度介護家計保障特約、5疾病・障害・重度介護家計保障特約、就業不能保障特約、重度5疾病・重度介護一時金特約、重度5疾病・障害・重度介護一時金特約または就業不能一時金特約に特別保険料領収法が適用された場合には、主契約に区分保険料率適用特約を付加せず、特別保険料が加算される主契約または主特約の保険料(注1)は、標準保険料率に基づいて計算するものとします。

(8)　がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん診断特約もしくは悪性新生物初回診断特

約または別表4に定める主契約もしくは主特約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合、主契約または主特約の責任開始期(注2)(注3)以後の当会社が定める不担保期間(注4)内に、別表1に定める身体部位のうち、その特別条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定された悪性新生物(注5)があるときは、その悪性新生物(注5)を除いて、主契約または主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由に関する規定を適用します。

(9) 別表5または別表6に定める特則が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、本条(8)の規定を準用します。この場合、本条(8)の規定中、「主契約また主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由」とあるのは「別表5または別表6に定める特則による保険料払込みの免除事由」と読み替えます。また、別表6に定める特則が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用されたときは、本条(8)の規定中、「主契約または主特約の責任開始期(注2)(注3)」とあるのは「主契約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過した日の翌日」と読み替えます。

(10) 別表3に定める主契約もしくは主特約または別表5に定める特則が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、適用日以後、主契約または主特約の責任開始期(注2)が到来する前に、別表1に定める身体部位のうち、その特約条件を適用する際に当会社が指定した身体部位に生じたと医師または歯科医師により診断確定されたがんがあるときは、そのがんについては、主約款または主特約の特約条項に定める責任開始前のがん診断確定による無効に関する規定を適用しません。

(11) 別表4に定める主契約もしくは主特約または別表6に定める特則が付加された主契約に特定疾病・部位不担保法が適用された場合には、本条(10)の規定を準用します。この場合、本条(10)の規定中、「主契約または主特約の責任開始期(注2)が到来する前」とあるのは「主契約または主特約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過する日以前」と、「責任開始前のがん診断確定による無効」とあるのは「責任開始日から90日を経過する日以前のがんと診断確定された場合の取扱い」とそれぞれ読み替えます。

(12) 保険料払込免除特則を付加した学資保険に特定障害不担保法が適用された場合には、前条⑤の規定中、「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

(13) 新変額保険(有期型)に保険金削減支払法が適用された場合には、前条①ア.の規定中、

「
$$\text{支払金額} = \begin{array}{l}\text{主約款または主特約の}\\ \text{特約条項の規定により}\\ \text{支払うべき保険金額}\end{array} \times \begin{array}{l}\text{下表の経過期間に}\\ \text{応じた割合}\end{array}$$

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

$$\text{支払金額} = \left(\begin{array}{l}\text{主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額}\end{array} - \begin{array}{l}\text{支払事由に該当した時における責任準備金}\end{array}\right) \times \begin{array}{l}\text{下表の経過期間に応じた割合}\end{array} + \begin{array}{l}\text{支払事由に該当した時における責任準備金}\end{array}$$

」

とあるのは

「
$$\text{支払金額} = \text{主契約の基本保険金額} \times \begin{array}{l}\text{下表の経過期間に}\\ \text{応じた割合}\end{array}$$

ただし、この算式で求められる金額が保険金の支払事由に該当した日の主契約の積立金額を下まわる場合には、保険金の支払事由に該当した日の主契約の積立金額を保険金として支払います。」

と読み替えます。

(14) 新変額保険(有期型)に特別保険料領収法が適用された場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 特別保険料に対する解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。

② 年払の主契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその主契約の保険料の払込みが不要となった場合で、かつ、払い込まれた特別保険料のうち保険料期間中の経過月数により計算した未経過部分の特別保険料があるときは、これを保険契約者(注6)に支払います。ただし、次のア.～ウ.の場合は未経過部分の特別保険料の支払いはありません。

ア. 保険料の払込みが免除された主契約が消滅したとき

イ. 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金が支払われないとき

ウ. 主契約が詐欺によって取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき

③ 主約款に定める免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われない場合、主約款の規定により保険契約者に支払うべき積立金額には、特別保険料に対する責任準備金を含みます。

④ 特別保険料は、主約款に定める特別勘定による運用は行いません。

(注1) 特定疾病保険料払込免除特則を付加した家計保障定期保険(無解約返戻金型)に特別保険料領収法が適用された場合で、家計保障定期保険(無解約返戻金型)に災害割増特約、傷害特約または傷害特約(本人型)が付加されたときは、その特約の保険料のうち、特定疾病保険料払込免除特則に係る保険料を含みます。

(注2) 主契約または主特約の復活の際に特別条件を適用した場合は、復活の際の責任開始期とします。

(注3) 別表4に定める主契約または主特約の場合は、主契約または主特約の責任開始期(注2)からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

(注4) 適用日からその日を含めて計算します。

(注5) 主約款または主特約の特約条項に定める悪性新生物をいい、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん診断特約の場合は、主約款または主特約に定める上皮内新生物を含みます。

(注6) 保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第 4 条(主約款および特約条項の規定の適用除外)

(1) この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、次の①～⑥の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

① 延長定期保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。

② 払済保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。

③ 保険期間の変更

④ 保険料払込期間の変更

⑤ 保険料の払込完了

⑥ 保険契約の更新

(2) この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、次の①～④の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

① 延長定期保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。

② 払済保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。

③ 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更、保険料払込期間の変更または保険料払込みの完了を伴う主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用

④ 特別条件を適用した主特約の更新および復旧

(3) 本条(1)のほか、この特約に定める特別条件を新変額保険(有期型)に適用した場合、次の①～③の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

① 自動延長定期保険への変更

② 定額払済保険への変更

③ 変額払済保険への変更

第 5 条(解約)

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

別表1　特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

	身体部位の名称
1	眼球、眼球附属器(眼瞼、結膜、眼筋、網膜を含みます。)および視神経
2	耳(内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。)および乳様突起
3	鼻(副鼻腔を含みます。)
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸(十二指腸、空腸、回腸)および大腸(結腸、直腸、盲腸、虫様突起)
10	盲腸および虫様突起
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器(異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。)
19	乳房(乳腺を含みます。)
20	鼠蹊部(鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。)
21	頸椎部(その神経を含みます。)
22	胸椎部(その神経を含みます。)
23	腰椎部(その神経を含みます。)
24	仙骨部および尾骨部(その神経を含みます。)
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢(左肩関節部を除きます。)
32	右上肢(右肩関節部を除きます。)
33	左下肢(左股関節部を除きます。)
34	右下肢(右股関節部を除きます。)
35	子宮体部(帝王切開を受けた場合に限ります。)
36	脊椎(その神経を含みます。)
37	皮膚(頭皮を含みます。)
46	上顎骨、下顎骨、顎関節および頬骨
47	肋骨、肋軟骨および胸骨
48	骨盤(寛骨、仙骨および尾骨)
49	両肩関節
50	両股関節
51	両上肢(両肩関節部を除きます。)
52	両下肢(両股関節部を除きます。)

	特定疾病の名称
38	異常妊娠・異常分娩(帝王切開を含みます。)
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹(アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。)
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具抜去(注1)
53	子宮内膜症(卵巣チョコレートのう胞を含みます。)および子宮腺筋症
54	傷害に伴う合併症・後遺症(注2)

(注1)　適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った骨折等(注3)により装着した内固定具の抜去をいいます。
(注2)　適用日前に発生した不慮の事故またはそれ以外の外因によって被った傷害(注3)に伴う合併症および後遺症をいいます。
(注3)　その骨折等または傷害について、主契約または主特約の締結または復活の際、告知等により当会社が知っていた場合で、主約款または主特約の特約条項の規定により責任開始期以後に生じたとみなされるものを対象とします。

別表2　対象となる感染症

1.　対象となる感染症とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類表番号
1.コレラ	A00
2.腸チフス	A01.0
3.パラチフスA	A01.1
4.細菌性赤痢	A03
5.腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6.ペスト	A20
7.ジフテリア	A36
8.急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
9.ラッサ熱	A96.2
10.クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
11.マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
12.エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
13.痘瘡	B03
14.重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

2.　前1.に掲げるほか、対象となる感染症には、新型コロナウイルス感染症（世界保健機関（WHO）により「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂（ICD-10）」（2020年3月更新）においてCOVID-19（分類コード U07.1）と定義される疾病をいいます。以下同じ。）を含みます。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第44条の2第3項の規定による厚生労働大臣の公表にもとづき、同法第6条第7項第3号に定める感染性の疾病と認められなくなった場合は、その後、被保険者が新型コロナウイルス感染症を直接の原因として主契約または主特約の保険金、給付金または一時金の支払事由に該当しても、対象に含まないものとします。

3.　前2.の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症により主契約または主特約の保険金、給付金もしくは一時金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が保険の計算の基礎に影響を及ぼし、かつ、新型コロナウイルス感染症による保険金、給付金および一時金の支払額の増加が当会社の財務の健全性に著しい影響を及ぼすと当会社が認めたときは、次のとおりとします。

（１）　保険金削減支払法または給付金削減支払法が適用されたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による主契約または主特約の保険金、給付金もしくは一時金の支払額を削減し(注)、またはその特別条件を適用した場合に支払うべき金額を支払うことがあります。

（２）　特定疾病・部位不担保法が適用されたときは、それらの影響の程度に応じて、新型コロナウイルス感染症による主契約または主特約の給付金の支払額を削減して支払い、またはその全額を支払わないことがあります。

(注)　その特別条件を適用した場合に支払うべき金額を限度とします。

別表3　第2条（特別条件）④イ.の対象となる主契約および主特約

主契約および主特約
（１）　がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型） （２）　がん診断保険（無解約返戻金型） （３）　がん治療保険（無解約返戻金型） （４）　がん手術特約 （５）　がん通院特約 （６）　がん診断特約 （７）　がん先進医療特約 （８）　抗がん剤治療特約 （９）　がん入院特約 (10)　悪性新生物初回診断特約 (11)　がん治療特約 (12)　がん特定治療保障特約

別表4　第2条（特別条件）④ウ.の対象となる主契約および主特約

主契約および主特約
（１）　就業不能保障保険（無解約返戻金型） （２）　5疾病・重度介護家計保障特約 （３）　5疾病・障害・重度介護家計保障特約 （４）　重度5疾病・重度介護一時金特約 （５）　重度5疾病・障害・重度介護一時金特約 （６）　就業不能保障特約 （７）　就業不能一時金特約

別表5　第2条（特別条件）④エ.の対象となる主契約および主契約に付加される特則

主契約	付加される特則
（１）　がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）	悪性新生物保険料払込免除特則
（２）　がん診断保険（無解約返戻金型）	悪性新生物保険料払込免除特則
（３）　がん治療保険（無解約返戻金型）	悪性新生物保険料払込免除特則

別表6　第2条（特別条件）④オ.の対象となる主契約および主契約に付加される特則

主契約	付加される特則
（１）　家計保障定期保険（無解約返戻金型）	特定疾病保険料払込免除特則 特定疾病・重度介護保険料払込免除特則 特定疾病・障害・重度介護保険料払込免除特則 障害・介護保険料払込免除特則 特定疾病・就業不能保険料払込免除特則
（２）　就業不能保障保険（無解約返戻金型）	特定疾病保険料払込免除特則

保険料口座振替特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　責任開始日および契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込み
第５条　保険料口座振替不能の場合の取扱い
第６条　諸変更
第７条　特約の消滅
第８条　主約款の適用
第９条　がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第10条　新変額保険（有期型）に付加した場合の特則
第11条　健康割引特則を付加した特定疾病治療保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第12条　責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則

保険料口座振替特約条項

（2023年8月2日改定）

第１条（特約の適用）

（１）　この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。

（２）　この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。

①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること。

②　保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座（当会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

第２条（責任開始日および契約日の特則）

（１）　この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日（注）を当会社の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日（注）の属する月の翌月1日とします。

（２）　この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社の責任開始日の属する月の翌月1日とします。

（３）　本条(1)および(2)の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条(1)および(2)に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。

（４）　本条(3)ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

（５）　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

（注）　第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。

第３条（保険料率）

（１）　この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

（２）　本条(1)の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

①　当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

②　保険料の振替貸付が行われたとき。

第４条（保険料の払込み）

（１）　保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の当会社の定めた日（以下「振替日」といいます。）（注）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

（２）　本条(1)の場合、振替日（注）に保険料の払込みがあったものとします。

（３）　同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

（４）　保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。

（５）　口座振替によって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。

（注）　振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱い）

（１）　振替日（注1）に第1回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第1回保険料を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）(1)の規定は適用しません。

（２）　振替日（注1）に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。

①　月払契約の場合、翌月分の振替日（注1）に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとします。

②　年払契約または半年払契約の場合、振替日の属する月の翌月の応当日（注2）に再度口座振替を行います。

（３）　本条(2)の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んでください。

(注1)　振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

(注2)　応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第６条（諸変更）

（１）　保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社およびその金融機関に申し出てください。

（２）　保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当会社およびその提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

（３）　提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

（４）　当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第 7 条(特約の消滅)

(１) 次の場合には、この特約は効力を失います。
① 保険契約が消滅または失効したとき。
② 保険料の前納がなされたとき。
③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
⑤ 他の保険料の払込方法(経路)に変更したとき。
⑥ 第1条(特約の適用)(2)に定める条件に該当しなくなったとき。

(２) 本条(1)③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

第 8 条(主約款の適用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第 9 条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約をがん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約返戻金型)(以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①～⑦の取扱いをし、第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。

① この特約が適用され、第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注1)を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。

② この特約による保険料の口座振替を第2回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。

③ 当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注2)については、前①および②に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	主契約の責任開始期
ア.	がん保険等	前①および②に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
イ.	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※) 契約日の1年後に対応する日をいい、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

④ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。

⑤ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注2)が発生したときは、前①～④の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算します。

⑥ 前⑤に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。

⑦ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

(注1) 第1回保険料が指定口座から振り替えられた日をいいます。
(注2) この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第10条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① 第2条(責任開始日および契約日の特則)の規定は適用しません。ただし、第1回保険料から口座振替を行う場合は、同条(1)の規定を次のとおり読み替えて、これを適用し、同条(2)～(5)の規定は適用しません。

「(1) この特約が適用され、第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)から口座振替を行う場合、普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日(注)を当会社の責任開始日(当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。)とします。」

② 第3条(保険料率)(2)②の規定中、「保険料の振替貸付」とあるのは「自動延長定期保険への変更日からその日を含めて3か月以内における、当会社所定の利率による利息を付した延滞保険料の支払いの申出」と読み替えます。

③ 第4条(保険料の払込み)(1)の規定中、「払込期月中」とあるのは「払込期月の前月中」と読み替えます。

第11条(健康割引特則を付加した特定疾病治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

この特約を健康割引特則を付加した特定疾病治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合で、主契約の保険料の払込方法(回数)が月払であるときは、次の①および②のとおり取り扱います。

① 主契約の健康割引特則の規定による保険料率の変更の請求に対して、当会社が承諾の通知を発した日の属する保険料期間(注1)に対応する保険料の口座振替が不能となったときは、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(2)①の規定にかかわらず、その保険料についてのみ翌月分の振替日(注2)に再度口座振替を行い、翌月分の保険料については口座振替を行いません。

② 前①の場合、翌月分の保険料が払込期月内に当会社に払い込まれなかったときは、翌月分の保険料の口座振替が不能となったものとみなして、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(2)①の規定を適用します。

(注1) 主契約の月単位の契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
(注2) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

第12条(責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則)

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の規定によるものとし、第2条(責任開始日および契約日の特則)および第9条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)の規定は適用しません。

② 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条(保険料の払込み)(1)および責任開始期に関する特約条項の規定にかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当会社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日(注1)に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

③ 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日(注1)(注2)に口座振替が不能となったとき(注3)は、第5条(保険料口座振替不能の場合の取扱い)(1)および前②の規定にかかわらず、次のア.～ウ.のとおり取り扱います。

ア. 月払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとします。

イ. 年払契約または半年払契約の場合、第1回保険料の振替日(注2)の属する月の翌月の応当日(注4)に口座振替を行います。

ウ. 前ア.またはイ.の規定による口座振替が不能の場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当会社が指定する方法で払い込んでください。

(注1) 振替日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。
(注2) 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
(注3) 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
(注4) 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項I 目次

第 1 条　取扱いの範囲
第 2 条　契約日の特則
第 3 条　保険料率
第 4 条　保険料の払込み
第 5 条　月払保険料の一括払
第 6 条　猶予期間
第 7 条　特約の失効
第 8 条　がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第 9 条　新変額保険（有期型）に付加した場合の特則

団体扱特約条項I

（2022年2月2日改定）

第 1 条（取扱いの範囲）

（１）　官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
　①　保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること。
　②　保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
（２）　本条（1）②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。
（３）　本条（1）の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第 2 条（契約日の特則）

（１）　主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
（２）　本条（1）の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。
（３）　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条（1）の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第 3 条（保険料率）

（１）　この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の①または②のとおりとします。
　①　団体が次のいずれかに該当する場合は、団体保険料率Aを適用します。
　　ア.　その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき。
　　イ.　その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき。
　　ウ.　その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき。
　　エ.　その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前ア.～ウ.のいずれかに該当する事業所が他にあるとき。
　②　団体が前①ア.～エ.のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Bを適用します。
（２）　団体保険料率Aを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条（1）①に規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数にもどらないときは、当会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第 4 条（保険料の払込み）

（１）　第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
（２）　第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
（３）　本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで当会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。
（４）　本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。
（５）　団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

（注）　あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第 5 条（月払保険料の一括払）

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Bが適用されるときは、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（注）　3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

第 6 条（猶予期間）

（１）　第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

（２）　猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
（３）　保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条（2）の規定を準用します。

第 7 条（特約の失効）

（１）　次の場合には、この特約は効力を失います。
　①　保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
　②　保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱いの範囲）（1）および（2）に規定する人数未満に減少し、その後3か月（注

1)を経過しても規定の人数にもどらないとき。
③　保険金額、一時金額、給付金額(注2)または年金額(以下「保険金額等」といいます。)の減額その他により、保険金額等が当会社の定めた金額を下回るとき。
④　保険料の振替貸付を行ったとき。
⑤　保険料の前納取扱いをしたとき。
⑥　保険料の払込みを必要としなくなったとき。
⑦　当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。

(2)　本条(1)の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向って更正します。

(3)　団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

(注1)　団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。
(注2)　給付金日額または給付金月額を含みます。

第 8 条(がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)、がん治療保険(無解約返戻金型)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の特則)

(1)　この特約を団体月払取扱いを行うがん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)もしくはがん治療保険(無解約返戻金型)(以下「がん保険等」といいます。)または介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条(契約日の特則)の規定は適用しません。

①　第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア.　この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ.　主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料払込みの免除事由(注)が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ.　主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除(注)については、主約款に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	当会社の責任開始期
(ア)	がん保険等	次のいずれか遅い日とします。 ㋐　主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日 ㋑　被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(イ)	介護年金保険(無解約返戻金型)	契約日の1年後の応当日(※)

(※)　契約日の1年後に対応する日をいい、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

エ.　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間ならびにこの特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

②　第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア.　この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。

イ.　前ア.の規定にかかわらず、この特約をがん保険等に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ.　この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合の当会社の責任開始期に関しては、前①ウ.の規定を準用します。

エ.　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.～ウ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

(2)　この特約を団体年払取扱いを行うがん保険等もしくは介護年金保険(無解約返戻金型)または団体半年払取扱いを行うがん保険もしくはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。

(3)　がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。

(4)　がん保険等または介護年金保険(無解約返戻金型)の契約締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

(注)　この特約をがん治療支援保険NEO(無解約返戻金型)、がん診断保険(無解約返戻金型)またはがん治療保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険(無解約返戻金型)に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第 9 条(新変額保険(有期型)に付加した場合の特則)

この特約を新変額保険(有期型)に付加した場合には、第2条(契約日の特則)および第5条(月払保険料の一括払)の規定は適用しません。

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第 1 条　取扱いの範囲
第 2 条　契約日の特則
第 3 条　保険料率
第 4 条　保険料の払込み
第 5 条　月払保険料の一括払
第 6 条　猶予期間
第 7 条　特約の失効
第 8 条　がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第 9 条　新変額保険（有期型）に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅱ

（2022年2月2日改定）

第 1 条（取扱いの範囲）

（１）　組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。
　①　保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（以下「事業保険」といいます。）。
　②　保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。
　③　団体を代表する者のあることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること。

（２）　本条(1)②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。

（３）　本条(1)の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第 2 条（契約日の特則）

（１）　主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

（２）　本条(1)の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

（３）　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条(1)の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第 3 条（保険料率）

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第 4 条（保険料の払込み）

（１）　第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（２）　第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店もしくは当会社の指定した場所に払い込むか、または当会社の指定した方法により払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（３）　本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。

（４）　団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

（注）　あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第 5 条（月払保険料の一括払）

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（注）　3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

第 6 条（猶予期間）

（１）　第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

（２）　猶予期間中に保険金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

（３）　保険契約を更新する場合には、更新後第1回保険料の払込みについて本条（2）の規定を準用します。

第 7 条（特約の失効）

（１）　次の場合には、この特約は効力を失います。
　①　保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。
　②　保険契約者または被保険者の数が第1条（取扱いの範囲）（1）および（2）に規定する人数未満に減少し、その後3か月（注1）を経過しても規定の人数にもどらないとき。
　③　保険金額、一時金額、給付金額（注2）または年金額（以下「保険金額等」といいます。）の減額その他により、保険金額等が当会社の定めた金額を下回るとき。
　④　保険料の振替貸付を行ったとき。
　⑤　保険料の前納取扱いをしたとき。
　⑥　保険料の払込みを必要としなくなったとき。
　⑦　当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。

（２）　本条（1）の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更します。

（３）　団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

（注1）　団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。
（注2）　給付金日額または給付金月額を含みます。

第 8 条（がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）

（１）　この特約を団体月払取扱いを行うがん保険、がん治療支援保

険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）もしくはがん治療保険（無解約返戻金型）（以下「がん保険等」といいます。）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第2条（契約日の特則）の規定は適用しません。

① 第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ. 主約款に定める保険期間の始期から前ア.の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料払込みの免除事由（注）が発生したときは、前ア.の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ. 主約款および前ア.の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除（注）については、主約款に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	当会社の責任開始期
(ア)	がん保険等	次のいずれか遅い日とします。 ㋐ 主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日 ㋑ 被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
(イ)	介護年金保険（無解約返戻金型）	契約日の1年後の応当日（※）

（※） 契約日の1年後に対応する日をいい、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

エ. 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.およびイ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間ならびにこの特約を介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

② 第2回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア. この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア.およびイ.の規定を準用します。

イ. 前ア.の規定にかかわらず、この特約をがん保険等に付加した場合の当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ. この特約を介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の当会社の責任開始期に関しては、前①ウ.の規定を準用します。

エ. 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア.～ウ.の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

（２） この特約を団体年払取扱いを行うがん保険等もしくは介護年金保険（無解約返戻金型）または団体半年払取扱いを行うがん保険もしくはがん治療支援保険に付加し、かつ第1回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条(1)①ウ.の規定を準用します。

（３） がん保険等または介護年金保険（無解約返戻金型）の契約締結後にこの特約を付加した場合、本条(1)および(2)の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。

（４） がん保険等または介護年金保険（無解約返戻金型）の契約締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

（注） この特約をがん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）またはがん治療保険（無解約返戻金型）に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第９条（新変額保険（有期型）に付加した場合の特則）

この特約を新変額保険（有期型）に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第5条（月払保険料の一括払）の規定は適用しません。

保険料クレジットカード払特約条項　目次

第 1 条　特約の適用
第 2 条　契約日の特則
第 3 条　保険料率
第 4 条　保険料の払込み
第 5 条　他の保険料の払込方法（経路）への変更
第 6 条　特約の消滅
第 7 条　主約款の規定の準用

保険料クレジットカード払特約条項

（2022年2月2日改定）

第 1 条（特約の適用）

（１）　この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。

（２）　本条（1）のクレジットカードは、保険契約者が、当会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。

（３）　当会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。

（４）　当会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合にかぎり、この特約に定める取扱いを行います。

第 2 条（契約日の特則）

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次の①～③のとおり取り扱います。

①　この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、当会社の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。ただし、がん保険、がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合は、保険期間の始期とします。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

②　当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約の規定に基づく保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前①の規定にかかわらず、当会社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

③　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①および②の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第 3 条（保険料率）

（１）　この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

（２）　本条（1）の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

第 4 条（保険料の払込み）

（１）　第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注1）に、当会社が第1回保険料を受け取ったものとします。

（２）　本条（1）の場合、当会社が、保険契約の申込を承諾したときは、当会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、当会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

（３）　第2回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当会社の定めた日に、当会社に払い込まれるものとします。

（４）　保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。

（５）　当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（注2）については、本条（3）（注3）の規定は適用しません。

①　当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと。
②　保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと。

（６）　本条（5）の場合、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

（注1）　当会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当会社がクレジットカード利用票を作成した時とします。
（注2）　第1回保険料を含みます。
（注3）　第1回保険料の場合は本条（1）とします。

第 5 条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ当会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第 6 条（特約の消滅）

（１）　次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
①　保険契約が消滅または失効したとき。
②　保険料の前納がなされたとき。
③　保険料の一括払込みがなされたとき。
④　保険料の払込みを必要としなくなったとき。
⑤　他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき。
⑥　当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。
⑦　当会社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。
⑧　カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき。

（２）　本条（1）③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

（３）　本条（1）⑥～⑧までの場合、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行ってください。

第 7 条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

責任開始期に関する特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　責任開始期および契約日
第３条　第１回保険料の払込みおよび猶予期間
第４条　第１回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合
第５条　第１回保険料が払い込まれないことによる無効
第６条　特約の解約
第７条　第１回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金
第８条　主約款の規定の準用
第９条　がん治療支援保険、がん治療支援保険ＮＥＯ（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則
第10条　５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第11条　５年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則
第12条　学資保険に付加した場合の特則
第13条　家計保障定期保険（無解約返戻金型）、就業不能保障保険（無解約返戻金型）または重度５疾病・障害・重度介護保障特約が付加された医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）もしくは新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約条項

（2022年2月2日改定）

（この特約の概要）

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。）の払込みを責任開始期の要件とせず、当会社が保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第１条（特約の適用）

（１）　この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

（２）　この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第２条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の①～③のとおり取り扱います。

①　保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（当会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。

②　契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または主契約に付加された他の特約の特約条項（以下「他の特約条項」といいます。）の規定に基づいて保険金、一時金、給付金、年金もしくは祝金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

③　前②ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第３条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）

（１）　保険契約者は、第1回保険料（主契約および主契約締結の際に主契約に付加された他の特約の第1回保険料をいい、第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を払込期間内に当会社に払い込んでください。

（２）　第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

（３）　第1回保険料の払込みについては、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。

（４）　第1回保険料が本条に定める払込期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に次の事項を通知します。
①　第1回保険料が払込期間内に払い込まれなかったこと。
②　第1回保険料の払込みについての猶予期間
③　猶予期間内に第1回保険料が払い込まれないときは保険契約が無効となること。

第４条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）

（１）　第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または他の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

（２）　本条(1)の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（注1）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注1）を払い込んでください。第1回保険料（注1）の払込みがない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

（３）　第1回保険料の払込みがないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（注2）を払い込んでください。第1回保険料（注2）の払込みがない場合には、当会社は、保険料の払込みを免除しません。

（４）　月払の保険契約に本条(2)または(3)の規定が適用され、かつ、第2条（責任開始期および契約日）②ただし書きの規定により責任開始日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

（注1）　本条(1)ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。

（注2）　主約款または他の特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。

第５条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

（１）　第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条(1)に該当し、かつ、前条(2)に該当しない場合を除きます。

（２）　本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第６条（特約の解約）

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

第７条（第1回保険料の払込み前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金その他の返戻金はありません。

第８条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第９条（がん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）、がん治療保険（無解約返戻金型）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合の特則）

この特約をがん治療支援保険、がん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）もしくはがん治療保険（無解約

返戻金型）（以下「がん保険等」といいます。）または介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の①～⑥の取扱いをし、第2条（責任開始期および契約日）および第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）（4）の規定は適用しません。

① 保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その時の属する日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。

② 主契約の責任開始期は、この特約を付加した主契約に応じて、次のとおりとします。ただし、保険料払込みの免除（注）については、前①に定める保険期間の始期を責任開始期とします。

	この特約を付加した主契約	主契約の責任開始期
ア.	がん保険等	前①に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
イ.	介護年金保険（無解約返戻金型）	契約日の1年後の応当日（※）

（※） 契約日の1年後に対応する日をいい、契約日の1年後に対応する日がない月の場合には、その月の末日をいうものとします。

③ 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款または他の特約条項の規定に基づいて保険料払込みの免除事由（注）が発生したときは、保険期間の始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

④ 前③ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、当会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を当会社に払い込んでください。

⑤ 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）（2）中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。

⑥ 月払の保険契約に第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）（2）または（3）の規定が適用され、かつ、前③ただし書きの規定により保険期間の始期の属する日を契約日とするときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の猶予期間は、第1回保険料の猶予期間満了日まで延長されるものとします。

（注） この特約をがん治療支援保険NEO（無解約返戻金型）、がん診断保険（無解約返戻金型）またはがん治療保険（無解約返戻金型）に付加した場合は、悪性新生物保険料払込免除特則による保険料払込みの免除およびその免除事由を除きます。また、この特約を介護年金保険（無解約返戻金型）に付加した場合は、健康還付特則の死亡給付金およびその支払事由を含みます。

第10条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第11条（5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に付加した場合で、かつ、その5年ごと利差配当付個人年金保険または個人年金保険に無選択加入特則が付加されたときには、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込みを受けた時」と読み替えます。

第12条（学資保険に付加した場合の特則）

この特約を学資保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込みを受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込みを受けた時」と読み替えます。ただし、学資保険に保険料払込免除特則が付加されたときは、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第13条（家計保障定期保険（無解約返戻金型）、就業不能保障保険（無解約返戻金型）または重度5疾病・障害・重度介護保障特約が付加された医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）もしくは新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）に付加した場合の特則）

この特約を家計保障定期保険（無解約返戻金型）、就業不能保障保険（無解約返戻金型）または重度5疾病・障害・重度介護保障特約（以下、本条において「主特約」といいます。）が付加された医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）もしくは新医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）に付加した場合で、第1回保険料の払込みのないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主契約または主特約の保険金の支払事由が生じ、保険金の月払給付を行うときは、第4条（第1回保険料の払込み前に保険事故が発生した場合）（1）の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

① 月払給付を行う主契約または主特約の第1回の給付金から第1回保険料（注）を差し引きます。ただし、その第1回の給付金が第1回保険料（注）に不足するときは、第1回保険料（注）を主契約の保険金額または主特約の特約保険金額から差し引き、その残額をもとに当会社の定める方法により主契約の基準給付金月額または主特約の特約給付金月額を改めます。

② 前①ただし書の場合、変更後の基準給付金月額または特約給付金月額が当会社の取扱範囲外となるときは、次のとおりとします。

ア. 変更後の基準給付金月額または特約給付金月額に当会社の定める取扱範囲に満たない端数が生じるときは、第1回保険料（注）を差し引いた主契約の保険金額または主特約の特約保険金額の残額のうち、その一部を主契約または主特約の保険金受取人に一時に支払い、基準給付金月額または特約給付金月額の調整を行います。

イ. 変更後の基準給付金月額または特約給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、前①の規定にかかわらず、第1回保険料（注）を差し引いた主契約の保険金額または主特約の特約保険金額の残額を主契約または主特約の保険金受取人に一時に支払い、保険金の月払給付を行いません。

（注） 第2回以後の保険料について、主約款または他の特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、その第2回以後の保険料を含みます。

情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項

（2021年8月17日改定）

この特約は、当会社の定める携帯端末等の情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を利用して保険契約の申込手続を行う場合に、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して適用します。この場合、次の①～③のとおり取り扱います。

① 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、または情報端末の画面に表示された保険契約の申込に必要な事項を確認したうえで、電磁的方法により保険契約の申込をすることができるものとします。

② 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末の画面に表示され、当会社が告知を求めた事項について、情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することによって、電磁的方法により告知することができるものとします。

③ 前①および②による場合、主契約の普通保険約款の次に掲げる規定は、下表のとおり読み替えます。

	読替前	読替後
告知義務に関する規定	当会社が書面で告知を求めた	情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の画面に表示され、当会社が告知を求めた
	その書面により告知する	その情報端末に表示された告知画面に必要な事項を入力することにより告知する
契約年齢および性別の誤りの取扱いに関する規定	保険契約申込書に記載された	情報端末による保険契約の申込等に関する特約条項に定める情報端末の画面に表示された

MEMO

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更（名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失）などの場合には、下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所をお知らせください。
3. 保険証券は大切に保管してください。

保険契約についてのご相談、お問い合わせがございましたら、ご遠慮なく下記カスタマーセンター、支社または取扱者／代理店へお申し出ください。なお、ご照会のときには、必ず保険証券をご準備ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命　カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間　平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

超保険（生損保一体型保険）に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

0120-323-523

受付時間　平日・土日祝日9:00～18:00
（年末年始を除きます。）

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

・保険契約の締結と生命保険募集人の権限…… 29
・クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）…… 30
・健康状態・職業等の告知義務…… 30
・保険会社の責任開始期…… 31
・保険金・給付金等をお支払いできない場合…… 47
・保険料のお払込み…… 56
・保険料の払込期月と猶予期間および復活について…… 57
・ご契約の解約と解約返戻金…… 65

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など取扱者／代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記カスタマーセンターにお問い合わせください。なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

カスタマーセンター

生命保険に関するご相談・お問い合わせは
あんしん生命　カスタマーセンター

0120-016-234

受付時間　平日9:00～18:00、土曜9:00～17:00
（日曜・祝日・年末年始を除きます。）

超保険（生損保一体型保険）に関するご相談・お問い合わせは
超保険カスタマーセンター

0120-323-523

受付時間　平日・土日祝日9:00～18:00
（年末年始を除きます。）

＜取扱者／代理店＞
＜事務代行会社＞

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
https://www.tmn-anshin.co.jp/

募資 2308-KR06-006　D79-12270(5)改定202402